

津 市 公 報	第 1 7 5 号 平成 2 5 年 4 月 5 日
目 次	
津市条例	
地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	
津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	
津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例	
津市道路の構造の技術的基準等に関する条例	
津市準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例	
津市景観条例	
津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	
津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	
津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例	
津市特別会計条例の一部を改正する条例	
津市市民活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	
津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	
津市都市公園条例の一部を改正する条例	
津市駐車場事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	
津市簡易水道条例の一部を改正する条例	
津市就学指導委員会条例の一部を改正する条例	
津市立学校設置条例の一部を改正する条例	
津市国民健康保険条例の一部を改正する条例	
委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
津市規則	
津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	
津市事務分掌規則等の一部を改正する規則	
津市事務分掌規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則	
津市公印規則の一部を改正する規則	
津市契約規則の一部を改正する規則	
津市物品会計規則の一部を改正する規則	
津市道路の構造の技術的基準等に関する条例施行規則	
津市会計規則の一部を改正する規則	
津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	
津市市民活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	
津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	
津市準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例施行規則	
地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	
津市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則	
津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	
津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	
津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する規則	
津市景観規則	
津市モーターボート競走事業従事員の就業等に関する規則の一部を改正する規則	
津市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則	
津市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	
津市訓令	
津市事務専決規程及び津市地価公示台帳閲覧規程の一部を改正する訓令	
津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令	
津市モーターボート競走事業従事員の非開催日における就業に関する規程の一部を改正する訓令	
津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	
津市告示	
住民票の職権消除及び公示送達	

認可地縁団体の告示事項の変更
放置自転車等の撤去及び保管
認可地縁団体の告示事項の変更
平成25年産水稻に適用する共済掛金等
財政公表
市道路線の廃止
市道路線の認定
市道路線の区域決定
市道路線の供用開始
市道路線の区域変更
市道路線の供用開始
市道路線の供用開始
津市農業共済家畜共済掛金率
公示送達
津市工事検査要綱の一部を改正する告示

津市公告

道路位置指定
犬の抑留
開発行為に係る工事の完了
開発行為に係る工事の完了
都市公園の区域の変更及び供用開始
都市公園の設置及び供用開始
津市農業振興地域整備計画の変更案等の縦覧

津市水道事業管理規程

津市水道局分課規程の一部を改正する規程
津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

津市消防本部訓令

津市消防署の組織に関する訓令の一部を改正する訓令
津市消防事務専決規程の一部を改正する訓令
津市消防表彰規程の一部を改正する訓令
津市消防職員の任免に関する訓令の一部を改正する訓令
津市火災等予防査察規程の一部を改正する訓令

津市議会規程

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

津市教育委員会規則

津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則
津市立幼稚園規則の一部を改正する規則
就学等に関する規則の一部を改正する規則

津市教育委員会訓令

津市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令
津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

津市教育委員会告示

津市教育委員会の開催
津市指定文化財の指定

津市選挙管理委員会告示

雲出揚溝土地改良区総代会総代選挙における当選人

雲出揚溝土地改良区総代会総代選挙における当選証書の付与
農業委員会委員の選挙権を有する者の2分の1の数
津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

津市監査委員告示

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

津市農業委員会告示

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

津市公平委員会規則

津市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 5 号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成 18 年津市条例第 47 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 第 2 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 11 項」に改める。

(津市知的障害者一体型指定共同生活介護事業所等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 津市知的障害者一体型指定共同生活介護事業所等の設置及び管理に関する条例(平成 18 年津市条例第 133 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市知的障害者指定共同生活援助事業所の設置及び管理に関する条例
本則中「一体型指定ケアホーム等」を「指定グループホーム」に改める。

第 1 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「知的障害者一体型指定共同生活介護事業所及び知的障害者一体型指定共同生活援助事業所」を「知的障害者指定共同生活援助事業所」に改める。

第 2 条中「第 5 条第 10 項に規定する共同生活介護及び同条第 16 項」を「第 5 条第 15 項」に改める。

(津市重度心身障害者等介護手当の支給に関する条例の一部改正)

第3条 津市重度心身障害者等介護手当の支給に関する条例（平成18年津市条例第272号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(津市障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数を定める条例の一部改正)

第4条 津市障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数を定める条例（平成18年津市条例第300号）の一部を次のように改める。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(津市障害者支援多機能型事業所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 津市障害者支援多機能型事業所の設置及び管理に関する条例（平成21年津市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第2条中「同条第15項」を「同条第14項」に改める。

附 則

この条例中第1条（津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第2号の改正規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分に限る。）、第2条（津市知的障害者一体型指定共同生活介護事業所等の設置及び管理に関する条例第1条の改正規定（「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分に限る。）に限る。）、第3条（津市重度心身障害者等介護手当の支給に関する条例第2条第2項の改正規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分に限る。）、第4条及び第5条（津市障害者支援多機能型事業所の設置及び管理に関する条例第1条の改正規定に限る。）の規定は平成25年4月1日から、その他の規定は平成26年4月1日から施行する。

津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する
条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 6 号

津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する
条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

第 1 節 基本方針等（第 4 条・第 5 条）

第 2 節 人員に関する基準（第 6 条・第 7 条）

第 3 節 設備に関する基準（第 8 条）

第 4 節 運営に関する基準（第 9 条—第 42 条）

第 5 節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に
関する基準（第 43 条・第 44 条）

第 3 章 夜間対応型訪問介護

第 1 節 基本方針等（第 45 条・第 46 条）

第 2 節 人員に関する基準（第 47 条・第 48 条）

第 3 節 設備に関する基準（第 49 条）

第 4 節 運営に関する基準（第 50 条—第 59 条）

第 4 章 認知症対応型通所介護

第 1 節 基本方針（第 60 条）

第 2 節 人員及び設備に関する基準

第 1 款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型
通所介護（第 61 条—第 63 条）

第 2 款 共用型指定認知症対応型通所介護（第 64 条—第 66 条）

第3節 運営に関する基準（第67条—第80条）

第5章 小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針（第81条）

第2節 人員に関する基準（第82条—第84条）

第3節 設備に関する基準（第85条・第86条）

第4節 運営に関する基準（第87条—第108条）

第6章 認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針（第109条）

第2節 人員に関する基準（第110条—第112条）

第3節 設備に関する基準（第113条）

第4節 運営に関する基準（第114条—第128条）

第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針（第129条）

第2節 人員に関する基準（第130条・第131条）

第3節 設備に関する基準（第132条）

第4節 運営に関する基準（第133条—第149条）

第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

第1節 基本方針（第150条）

第2節 人員に関する基準（第151条）

第3節 設備に関する基準（第152条）

第4節 運営に関する基準（第153条—第177条）

第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第178条・第179条）

第2款 設備に関する基準（第180条）

第3款 運営に関する基準（第181条—第189条）

第9章 複合型サービス

第1節 基本方針（第190条）

第2節 人員に関する基準（第191条—第193条）

第3節 設備に関する基準（第194条・第195条）

第4節 運営に関する基準（第196条—第202条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域密着型サービス事業者 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業を行う者をいう。
- (2) 指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービス それぞれ 法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービスをいう。
- (3) 利用料 法第42条の2第1項に規定する地域密着型介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (4) 地域密着型介護サービス費用基準額 法第42条の2第2項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。）をいう。
- (5) 法定代理受領サービス 法第42条の2第6項の規定により地域密着型介護サービス費が利用者に代わり当該指定地域密着型サービス事業者に支払われる場合の当該地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービスをいう。
- (6) 常勤換算方法 当該事業所の従業員の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業員の員数を常勤の従業員の員数に換算する方法をいう。

(指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する要件及び一般原則)

第3条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

2 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人とする。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、本市、他の地域密着型サー

ビス事業者又は居宅サービス事業者（法第8条第1項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

第1節 基本方針等

（基本方針）

第4条 指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

第5条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。

- (1) 訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話（以下この章において「定期巡回サービス」という。）
- (2) あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行い、又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。以下この章において同じ。）による対応の可否等を判断するサービス（以下この章において「随時対応サービス」という。）
- (3) 随時対応サービスにおける訪問の可否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話（以下この章において「随時訪問サービス」という。）
- (4) 法第8条第15項第1号に該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の一部として看護師等が利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又

は必要な診療の補助（以下この章において「訪問看護サービス」という。）

第2節 人員に関する基準

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）

第6条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」という。）の職種及び員数は、次のとおりとする。

- (1) オペレーター（随時対応サービスとして、利用者又はその家族等からの通報に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。以下この章において同じ。） 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯（以下この条において「提供時間帯」という。）を通じて1以上確保されるために必要な数
- (2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上
- (3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数
- (4) 訪問看護サービスを行う看護師等 次に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定める員数

ア 保健師、看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 常勤換算方法で2.5以上

イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の実情に応じた適当数

- 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第5

条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)の業務に3年以上従事した経験を有する者をもって充てることができる。

- 3 オペレーターのうち1以上は、常勤の看護師、介護福祉士等でなければならない。
- 4 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）、指定訪問看護事業所（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業所をいう。）若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所（第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下この条において同じ。）の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に次の各号に掲げるいずれかの施設等が併設されている場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
 - (1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第151条第12項において同じ。）
 - (2) 指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。）
 - (3) 指定特定施設（指定居宅サービス等基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。）
 - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）
 - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第64条第1項、第65条第1項、第82条第6項第1号、第83条第3項及び第84条において同じ。）
 - (6) 指定地域密着型特定施設（第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第64条第1項、第65条第1項及び第82条第6項第2号において同じ。）

- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第 150 条第 1 項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第 64 条第 1 項、第 65 条第 1 項及び第 82 条第 6 項第 3 号において同じ。）
 - (8) 指定複合型サービス事業所（第 191 条第 1 項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。第 5 章から第 8 章までにおいて同じ。）
 - (9) 指定介護老人福祉施設
 - (10) 介護老人保健施設
 - (11) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）
- 6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。
- 7 午後 6 時から午前 8 時までの間は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第 4 項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。
- 8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第 1 項の規定にかかわらず、午後 6 時から午前 8 時までの間は、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。
- 9 看護職員のうち 1 以上は、常勤の保健師又は看護師（第 25 条第 1 項並びに第 26 条第 5 項及び第 11 項において「常勤看護師等」という。）でなければならない。
- 10 看護職員のうち 1 以上は、提供時間帯を通じて、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者との連絡体制が確保された者でなければならない。
- 11 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であって看護師、介護福祉士等であるもののうち 1 以上を、利用者に

対する第26条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者（以下この章において「計画作成責任者」という。）としなければならない。

- 12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき、及び第191条第10項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させなければならない。ただし、第1号に掲げる機器等については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができ

る。

(1) 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等

(2) 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しなければならない。ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。
- 4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者（第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定夜間対応型訪問介護（第45条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第49条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第9条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第31条に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気

通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第10条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、正当な理由なく

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第11条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）への連絡、適当な他の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第12条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法第78条の3第2項の規定により、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するように努めなければならない。

（要介護認定の申請に係る援助）

第13条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第14条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者

の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章及び第67条において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（指定居宅介護支援事業者等との連携）

第15条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）

第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を本市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）

第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護

を提供しなければならない。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第18条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第19条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に身分を証する書類を携行させ、面接時、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第20条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供日及び内容、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護について法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第21条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第22条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針)

第23条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期巡回サービス及び訪問看護サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行うものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにしなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 定期巡回サービスの提供に当たっては、第26条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行うものとする。

(2) 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身

の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする。

- (3) 随時訪問サービスの提供に当たっては、第26条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うものとする。
- (4) 訪問看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第26条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当かつ適切に行うものとする。
- (5) 訪問看護サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導等を行うものとする。
- (6) 特殊な看護等については、これを行ってはならないものとする。
- (7) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、介護技術及び医学の進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付するものとする。

(主治の医師との関係)

第25条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の常勤看護師等は、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理をしなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、主治の医師に次条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。）及び同条第10項に規定する訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図

らなければならない。

- 4 医療機関が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を運営する場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示並びに前項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成）

第26条 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（以下この章において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画における指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する日時等については、当該居宅サービス計画に定められた指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が提供される日時等にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容並びに利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することができる。この場合において、計画作成責任者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提出するものとする。
- 3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメント（利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。）の結果を踏まえ、作成しなければならない。
- 4 訪問看護サービスの利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画については、第1項に規定する事項に加え、当該利用者の希望、心身の状況、主治の医師の指示等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しなければならない。
- 5 計画作成責任者が常勤看護師等でない場合には、常勤看護師等は、前項の規定による記載に際し、必要な指導及び管理を行うとともに、次項に規定する利用者又はその家族に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の説明を行う際には、計画作成責任者に対し、必要な協力を行わなければならない。

い。

- 6 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 7 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した際には、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行うものとする。
- 9 第1項から第7項までの規定は、前項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更について準用する。
- 10 訪問看護サービスを行う看護師等（准看護師を除く。）は、訪問看護サービスについて、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書（以下この章において「訪問看護報告書」という。）を作成しなければならない。
- 11 常勤看護師等は、訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 12 前条第4項の規定は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。）及び訪問看護報告書の作成について準用する。

（同居家族に対するサービス提供の禁止）

第27条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）の提供をさせてはならない。

（利用者に関する本市への通知）

第28条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第29条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者は、現に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当を行わなければならない。

(管理者等の責務)

第30条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 計画作成責任者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理を行うものとする。

(運営規程)

第31条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の実業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害時等における対応方法
- (8) 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法

(9) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第32条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対し適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供できるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所（以下この項において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

3 前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間に行われる随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第33条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対

応型訪問介護看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第35条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第36条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第37条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第38条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関し、法第23条の規定により本市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は本市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、本市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。
- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、本市の職員又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね3月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の報告、評価、要

望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する利用者からの苦情に関して本市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第40条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第42条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画

- (2) 訪問看護報告書
- (3) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 第25条第2項に規定する主治の医師による指示の文書
- (5) 第28条に規定する本市への通知に係る記録
- (6) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準

(適用除外)

第43条 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護のうち法第8条第15項第2号に該当するものをいう。次条において同じ。）の事業を行う者（以下「連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに置くべき定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の職種及び員数については、第6条第1項第4号、第9項、第10項及び第12項の規定は適用しない。

- 2 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者については、第25条、第26条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）、第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）及び第10項から第12項まで並びに前条第2項第2号及び第4号の規定は適用しない。

（指定訪問看護事業者との連携）

第44条 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対して指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携しなければならない。

- 2 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携する指定訪問看護事業者（以下この項において「連携指定訪問看護事業者」という。）との契約に基づき、当該連携指定訪問看護事業者から、次に掲げる事項について必要な協力を得なければならない。

- (1) 第26条第3項に規定するアセスメント
- (2) 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保
- (3) 第39条第1項に規定する介護・医療連携推進会議への参加

- (4) その他連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たって必要な指導及び助言

第3章 夜間対応型訪問介護

第1節 基本方針等

(基本方針)

第45条 指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護（以下「指定夜間対応型訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものでなければならない。

(指定夜間対応型訪問介護)

第46条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）の訪問の可否等を判断するサービス（以下「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。

- 2 オペレーションセンターは、通常の事業の実施地域内に1箇所以上設置しなければならない。ただし、定期巡回サービスを行う訪問介護員等が利用者から通報を受けることにより適切にオペレーションセンターサービスを実施することが可能であると認められる場合は、オペレーションセンターを設置しないことができる。

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第47条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下「指定夜間対応型訪

問介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。)の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。

- (1) オペレーションセンター従業者 オペレーター(指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。)として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- (2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上
- (3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

- 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、3年以上サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。

(管理者)

第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等

（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第49条 指定夜間対応型訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定夜間対応型訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けられることができるよう、オペレーションセンターごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させなければならない。ただし、第1号に掲げる機器等については、指定夜間対応型訪問介護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。

(1) 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等

(2) 随時適切に利用者からの通報を受けられることができる通信機器等

3 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーションセンターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しなければならない。ただし、利用者が適切にオペレーションセンターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。

4 指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針）

第50条 指定夜間対応型訪問介護は、定期巡回サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行うものとし、利用者が夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにしなければならない。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、自らその提供する指定夜間対応型訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 定期巡回サービスの提供に当たっては、次条第1項に規定する夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行うものとする。
- (2) 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーションセンター従業者は、利用者の面接及び1月ないし3月に1回程度の利用者の居宅への訪問を行い、随時利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする。
- (3) 随時訪問サービスの提供に当たっては、次条第1項に規定する夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うものとする。
- (4) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (6) 夜間対応型訪問介護従業者は、利用者からの連絡内容や利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。）への連絡を行う等の適切な措置を講ずるものとする。
- (7) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法

その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付するものとする。

（夜間対応型訪問介護計画の作成）

第52条 オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等。以下この章において同じ。）は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した夜間対応型訪問介護計画（以下この章において「夜間対応型訪問介護計画」という。）を作成しなければならない。

2 夜間対応型訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画を作成した際には、当該夜間対応型訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の作成後、当該夜間対応型訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該夜間対応型訪問介護計画の変更を行うものとする。

6 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する夜間対応型訪問介護計画の変更について準用する。

（緊急時等の対応）

第53条 訪問介護員等は、現に指定夜間対応型訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（管理者等の責務）

第54条 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 オペレーションセンター従業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所に対する指定夜間対応型訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対す

る技術指導等のサービスの内容の管理を行うものとする。

（運営規程）

第55条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定夜間対応型訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害時等における対応方法
- (8) 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法
- (9) その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第56条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定夜間対応型訪問介護を提供できるよう、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、夜間対応型訪問介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合（第32条第2項ただし書の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。）であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス又は随時訪問サー

ビスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせることができる。

- 4 指定夜間対応型訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(地域との連携等)

第57条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定夜間対応型訪問介護に関する利用者からの苦情に関して本市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(記録の整備)

第58条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 夜間対応型訪問介護計画

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する本市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第59条 第9条から第22条まで、第27条、第28条、第33条から第38条まで、第40条及び第41条の規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第19条、第33条第1項及び第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等）」と、第27条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

第4章 認知症対応型通所介護

第1節 基本方針

第60条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員及び設備に関する基準

第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護

（従業者の員数）

第61条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の提供日ごとに、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要

と認められる数

(2) 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）

又は介護職員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が 1 以上及び当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数

(3) 機能訓練指導員 1 以上

2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、前項第 2 号の看護職員又は介護職員を、常時 1 以上当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護に従事させなければならない。

3 第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、同号の看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することができるものとする。

4 前 3 項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護であってその提供が同時に 1 又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成 25 年津市条例第 号。以下「指定地域密着型介護予防サービス条例」という。）第 5 条第 1 項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項第 1 号に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるもの

をいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第63条第2項第1号アにおいて同じ。）を12人以下とする。

5 第1項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

6 第1項の生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1以上は、常勤でなければならない。

7 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス条例第5条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（設備及び備品等）

第63条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス条例第7条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第2款 共用型指定認知症対応型通所介護

(従業者の員数)

第64条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス条例第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所

者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス条例第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第110条、第130条若しくは第151条又は指定地域密着型介護予防サービス条例第71条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。

- 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス条例第8条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（利用定員等）

第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設ごとに1日当たり3人以下とする。

- 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項におい

て「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者の管理者は、適切な共用型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、第62条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第3節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第67条 指定認知症対応型通所介護事業者(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第68条 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) おむつ代
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針)

第69条 指定認知症対応型通所介護は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定認知症対応型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当かつ適切に行うものとする。
- (2) 指定認知症対応型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する認知症対応型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、

利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

- (4) 認知症対応型通所介護従業者（第61条第1項又は第64条第1項の従業者をいう。以下同じ。）は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (6) 指定認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

（認知症対応型通所介護計画の作成）

第71条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第62条又は第66条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画（以下この章において「認知症対応型通所介護計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 認知症対応型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該認知症対応型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 認知症対応型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

（管理者の責務）

第72条 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、指定認知症対応型通所介護事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型通所介護の利用の申込み

に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第73条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員（第61条第4項又は第65条第1項の利用定員をいう。第75条において同じ。）
- (5) 指定認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第74条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定認知症対応型通所介護を提供できるよう、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者によって指定認知症対応型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 指定認知症対応型通所介護事業者は、認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第75条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定認知症対応型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第 7 6 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第 7 7 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第 7 8 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して本市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(記録の整備)

第 7 9 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

(1) 認知症対応型通所介護計画

(2) 次条において準用する第 2 0 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第 2 8 条に規定する本市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第 3 8 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第 4 0 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条及び第53条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5章 小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針

第81条 指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護（以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第82条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者をその利用者（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をい

う。以下この章において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス条例第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護（第7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第5項において同じ。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受けられる場合は、推定数による。
- 3 第1項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。
- 4 第1項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。
- 5 宿泊サービス（登録者を指定小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護（第7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に

宿泊させて行いう指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

- 6 指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号に掲げるいずれかの施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

- (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (2) 指定地域密着型特定施設
- (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (4) 指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

- 7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定複合型サービス事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1以上とすることができる。

- 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は複合型サービス従業者（第191条第1項に規定する複合型サービス従業者をいう。）により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると

認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

9 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができる。

10 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び第96条第3項に規定する小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

11 前項の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。

12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、第96条第3項に規定する小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第96条第1項において「研修修了者」という。）を置くことができる。

13 指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス条例第44条第1項から第12項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定

小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項各号に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）に従事することができるものとする。

2 前項本文及び第192条第1項の規定にかかわらず、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第2項、第112条、第192条第2項及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）

第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第3節 設備に関する基準

（登録定員及び利用定員）

第85条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において

一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型介護予防サービス条例第47条第1項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）を25人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人）以下とする。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人）まで

(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、6人）まで
（設備及び備品等）

第86条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居間及び食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(2) 宿泊室

ア 1の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

イ 1の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。

ウ ア及びイを満たす宿泊室（以下この号において「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

エ プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。
- 5 指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス条例第48条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第82条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第93条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(居宅サービス事業者等との連携)

第88条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めなければならない。
- 3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければ

ならない。

(身分を証する書類の携行)

第 89 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、小規模多機能型居宅介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第 90 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定小規模多機能型居宅介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 宿泊に要する費用

(5) おむつ代

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第 3 号及び第 4 号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、第 3 項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければ

ばならない。

(指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第91条 指定小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当かつ適切に行うものとする。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、第96条第3項に規定する小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 小規模多機能型居宅介護従業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを

得ない理由を記録しなければならない。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。

(8) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。

(居宅サービス計画の作成)

第93条 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取扱方針に沿って行うものとする。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第94条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、毎月、本市（法第42条の2第9項において準用する法第41条第10項の規定により法第42条の2第8項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第95条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が他の指定小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には、当該登録者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第96条 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員（第82条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、研修修了者。以下この条において同じ。）に、第3項に規定する小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 介護支援専門員は、次項に規定する小規模多機能型居宅介護計画の作成に

当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。

- 3 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画（以下この章において「小規模多機能型居宅介護計画」という。）を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなくてはならない。
- 4 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 5 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更を行うものとする。
- 7 第2項から第5項までの規定は、前項に規定する小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。

（介護等）

第97条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。
- 3 指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と小規模多機能型居宅介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

（社会生活上の便宜の提供等）

第98条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めなければならない。

- 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要

な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

- 3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（緊急時等の対応）

第99条 小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（運営規程）

第100条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員
- (5) 指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

（定員の遵守）

第101条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行ってはならない。ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。なお、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第102条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(協力医療機関等)

第103条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(調査への協力等)

第104条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当かつ適切な指定小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するために本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(地域との連携等)

第105条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市の職員又は指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対して通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等

についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して本市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。

（居住機能を担う併設施設等への入居）

第106条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第82条第6項各号に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（記録の整備）

第107条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 居宅サービス計画

(2) 小規模多機能型居宅介護計画

(3) 第92条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第105条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(5) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(6) 次条において準用する第28条に規定する本市への通知に係る記録

(7) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(8) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第72条、第74条及び第77条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第72条第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

第6章 認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針

第109条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居（法第8条第19項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第110条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス条例第71条第1項に規定する指定介護予防認知

症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。) の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス条例第70条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第113条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項の介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所が併設されている場合において、前3項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき、又は第191条に定める指定複合型サービス事業所の人員に関する基準を満たす複合型サービス従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の職務に従事することができる。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって第118条第3項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。
- 6 前項の計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。
- 7 第5項の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより

当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。

8 前項の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。

9 介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができるものとする。

10 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス条例第71条第1項から第9項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定複合型サービス事業所の職務に従事することができるものとする。

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護

に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第3節 設備に関する基準

第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。

2 共同生活住居は、その入居定員（当該共同生活住居において同時に指定認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第124条において同じ。）を5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。

3 1の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

4 1の居室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。

5 居間及び食堂は、同一の場所とすることができる。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス条例第74条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（入退居）

第114条 指定認知症対応型共同生活介護は、要介護者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの

確認をしなければならない。

- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第115条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第116条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

ない。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 食材料費

(2) 理美容代

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第117条 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当かつ適切に行われなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護は、次条第3項に規定する認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

4 共同生活住居における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

- 7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（認知症対応型共同生活介護計画の作成）

第118条 共同生活住居の管理者は、計画作成担当者（第110条第7項の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。）に第3項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 次項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。

- 3 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画（以下この章において「認知症対応型共同生活介護計画」という。）を作成しなければならない。

- 4 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

- 5 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

- 6 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うものとする。

- 7 第2項から第5項までの規定は、前項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する。

（介護等）

第119条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

- 3 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第120条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の趣味又は嗜好に^し応じた活動の支援に努めなければならない。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第122条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 利用定員
- (4) 指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第123条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第124条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第125条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(指定居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第126条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(記録の整備)

第127条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 認知症対応型共同生活介護計画

(2) 第115条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第117条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利

用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

- (4) 次条において準用する第 28 条に規定する本市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第 38 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第 40 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 次条において準用する第 105 条第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第 128 条 第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 28 条、第 34 条から第 36 条まで、第 38 条、第 40 条、第 41 条、第 72 条、第 77 条、第 99 条、第 102 条、第 104 条及び第 105 条第 1 項から第 4 項までの規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 31 条に規定する運営規程」とあるのは「第 122 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 34 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 72 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 6 章第 4 節」と、第 99 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 102 条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と、第 105 条第 1 項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

第 7 章 地域密着型特定施設入居者生活介護

第 1 節 基本方針

第 129 条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（法第 8 条第 20 項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が

行われるものをいう。以下同じ。)においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

- 第130条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が指定地域密着型特定施設ごとに置くべき指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「地域密着型特定施設従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 1以上

(2) 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員

ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。

イ 看護職員の数は、常勤換算方法で、1以上とすること。

ウ 常に1以上の指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。

(3) 機能訓練指導員 1以上

(4) 計画作成担当者 1以上

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

- 3 第1項第1号の生活相談員のうち1以上は、常勤の者でなければならない。

- 4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1以上及び介護職員のうち1以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）にあっては、常勤換算方法で1以上とする。

- 5 第1項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退

を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該地域密着型特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

- 6 第1項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、地域密着型特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該地域密着型特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

- 7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員

(2) 病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

- 8 第1項第1号の生活相談員、同項第2号の看護職員及び介護職員、同項第3号の機能訓練指導員並びに同項第4号の計画作成担当者は、当該職務の遂行に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき、又は第191条に定める指定複合型サービス事業所の人員に関する基準を満たす複合型サービス従業者を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の職務に従事することができる。

- 10 指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

（管理者）

- 第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。

ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定複合型サービス事業所の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第132条 指定地域密着型特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定地域密着型特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 指定地域密着型特定施設は、一時介護室（一時的に利用者をして指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下同じ。）、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を、利用者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の浴室及び食堂を利用できる場合にあっては浴室及び食堂を設けないことがで

きる。

- 4 指定地域密着型特定施設の介護居室（指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。）、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たさなければならない。

- (1) 介護居室は、次の基準を満たすこと。

ア 1 の居室の定員は、1 人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2 人とすることができる。

イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ウ 地階に設けてはならないこと。

エ 1 以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

- (2) 一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有すること。

- (3) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。

- (4) 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

- (5) 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

- (6) 機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

- 5 指定地域密着型特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

- 6 指定地域密着型特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

- 7 前各項に定めるもののほか、指定地域密着型特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法（昭和23年法律第186号）の定めるところによる。

第4節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び契約の締結等）

- 第133条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第145条の重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。

4 第9条第2項から第6項までの規定は、第1項の規定による文書の交付について準用する。

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の開始等)

第134条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を拒んではない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定地域密着型特定施設入居者生活介護に代えて当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者(以下「入居者等」という。)が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。

(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)

第135条 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームである指定地域密着型特定施設において指定地域密着型特定施設入居者生活介護(利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。)を提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第136条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着

型特定施設入居者生活介護の開始に際しては当該開始の年月日及び入居している指定地域密着型特定施設の名称を、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の終了に際しては当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第137条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

- (2) おむつ代

- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定地域密着型特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第138条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介

護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当かつ適切に行わなければならない。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護は、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 地域密着型特定施設従業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（地域密着型特定施設サービス計画の作成）

- 第139条 指定地域密着型特定施設の管理者は、計画作成担当者（第130条第1項第4号の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。）に地域密着型特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
 - 3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の地域密着型特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ地域密着型特定施設サービス計画の原案を作成しな

なければならない。

- 4 計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 5 計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画作成後においても、他の地域密着型特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、地域密着型特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて地域密着型特定施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 7 第2項から第5項までの規定は、前項に規定する地域密着型特定施設サービス計画の変更について準用する。

(介護)

第140条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前3項に定めるほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

(機能訓練)

第141条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第142条 指定地域密着型特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(相談及び援助)

第143条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。

(利用者の家族との連携等)

第144条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第145条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 入居定員及び居室数
- (4) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第146条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、地域密着型特定施設従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設の従業者によって指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定に

より指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(協力医療機関等)

第147条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(記録の整備)

第148条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 地域密着型特定施設サービス計画

(2) 第136条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第138条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第146条第3項に規定する結果等の記録

(5) 次条において準用する第28条に規定する本市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 次条において準用する第105条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(9) 施行規則第65条の4第4号に規定する書類

(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第72条、第76条、第77条、第99条及び第105条第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型特定施設入居

者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第72条第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

第1節 基本方針

第150条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第8条第21項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するように努めなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、本市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第151条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (2) 生活相談員 1以上

(3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）

ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とする。

イ 看護職員の数は、1以上とする。

(4) 栄養士 1以上

(5) 機能訓練指導員 1以上

(6) 介護支援専門員 1以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）及びユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の介護職員及び看護職員（第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

5 第1項第2号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で1以上とする。

6 第1項第3号の介護職員のうち1以上は、常勤の者でなければならない。

7 第1項第3号の看護職員のうち1以上は、常勤の者でなければならない。

ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で1以上とする。

- 8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- (1) 指定介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員
- (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員
- (3) 病院 栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

- 9 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

- 10 第1項第5号の機能訓練指導員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

- 11 第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

- 12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等基準第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活

相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

1 4 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員と同数を上限とする。

1 5 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

1 6 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定複合型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第82条若しくは第191条又は指定地域密着型介護予防サービス条例第44条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 1の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者のプライバシーに配慮した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行うことが可能な場合は、4人以下とすることができる。

イ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

ウ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

- (2) 静養室 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。
 - (3) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。
 - (4) 洗面設備
 - ア 居室のある階ごとに設けること。
 - イ 要介護者が使用するのに適したものとすること。
 - (5) 便所
 - ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
 - イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。
 - (6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。
 - (7) 食堂及び機能訓練室
 - ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
 - イ 必要な備品を備えること。
 - (8) 廊下幅 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。
 - (9) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- 2 前項各号の設備は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(サービス提供困難時の対応)

第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必

要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(入退所)

第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するものとする。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。

5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

7 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第155条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月

日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第156条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額（介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「施行法」という。）第13条第3項に規定する要介護旧措置入所者にあつては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額とする。）とする。次項並びに第181条第1項及び第2項において同じ。）から当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者（施行法第13条第5項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。）にあつては、同項第1号に規定する食費の特定基準費用額。第181条第3項第1号において同じ。）（法第51条の3第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額（特定要介護

旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額。第181条第3項第1号において同じ。))を限度とする。))

(2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定基準費用額。第181条第3項第2号において同じ。））（法第51条の3第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額。第181条第3項第2号において同じ。））を限度とする。）

(3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針）

第157条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域密着型施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当かつ適切に行わなければな

らない。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（地域密着型施設サービス計画の作成）

第158条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して

行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

- 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の目標及びその達成時期、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供する上での留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下この章において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) 定期的に入所者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画

の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(1) 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合

(2) 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する地域密着型施設サービス計画の変更について準用する。

(介護)

第159条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。

7 指定地域密着型介護老人福祉施設は、常時1以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

8 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その負担により、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第160条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好^しを考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。

(相談及び援助)

第161条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、

その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第162条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(機能訓練)

第163条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第164条 指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第165条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(管理者による管理)

第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同

一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

（計画担当介護支援専門員の責務）

第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。
- (3) その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。
- (4) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- (5) 第157条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- (6) 第177条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。
- (7) 第175条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

（運営規程）

第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項

(6) 非常災害対策

(7) その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第169条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第170条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第171条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力病院等)

第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第173条 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。

(指定居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第174条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該指定地域密着型介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第175条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う

こと。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに本市、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第176条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 地域密着型施設サービス計画
- (2) 第155条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第157条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 前条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (5) 次条において準用する第28条に規定する本市への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(準用)

第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第72条、第76条、第105条第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に

対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第72条第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第178条 第1節、第3節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第179条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居室における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居室における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、本市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第2款 設備に関する基準

第180条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

- (ア) 1の居室の定員は、1人とする。ただし、入居者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。
- (ウ) 1の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。
 - a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。
 - b ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。
- (エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室

- (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (イ) 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

- (ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所

- (ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施

設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(4) 廊下幅 1. 5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1. 8メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。

(5) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

2 前項第2号から第5号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

第3款 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第181条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入居者から利用料の一部として、地域密着型介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居

住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

- (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 理美容代
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針）

第182条 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止

に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護)

第183条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

- 6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、褥瘡^{じょくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 7 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、常時1以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 9 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第184条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好^しを考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第185条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の嗜好^しに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。
- 3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連

携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

- 4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

（運営規程）

第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (5) 入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) その他施設の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第187条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- (3) ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置すること。

- 3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第188条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第72条、第76条、第105条第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第72条第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第189条」と読み替えるものとする。

第9章 複合型サービス

第1節 基本方針

第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数等）

- 第191条 指定複合型サービスの事業を行う者（以下「指定複合型サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定複合型サービス事業所」という。）ごとに置くべき指定複合型サービスの提供に当たる従業者（以下「複合型サービス従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定複合型サービスの提供に当たる複合型サービス従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定複合型サービスを利用するために指定複合型サービス事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定複合型サービス事業所に通わせて行う指定複合型サービス事業をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（複合型サービス従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う複合型サービス（本体事業所である指定複合型サービス事業所にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定複合型サービスを含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定複合型サービスの提供に当たる複合型サービス従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第6項において同じ。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受けると場合は、推定数による。
- 3 第1項の複合型サービス従業者のうち1以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。
- 4 第1項の複合型サービス従業者のうち、常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）

でなければならない。

- 5 第1項の通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち、1以上の者は、看護職員でなければならない。
- 6 宿泊サービス（登録者を指定複合型サービス事業所に宿泊させて行う指定複合型サービス（本体事業所である指定複合型サービス事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定複合型サービスを含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる複合型サービス従業者を置かないことができる。
- 7 指定複合型サービス事業所に次の各号に掲げるいずれかの施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす複合型サービス従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該複合型サービス従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。
 - (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
 - (2) 指定地域密着型特定施設
 - (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設
 - (4) 指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）
- 8 指定複合型サービス事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び第19条第4項に規定する複合型サービス計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定複合型サービス事業所の他の職務に従事し、又は当該指定複合型サービス事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。
- 9 前項の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。
- 10 指定複合型サービス事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定複合型サービスの事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所に

において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第4項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき、及び第6条第12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第192条 指定複合型サービス事業者は、指定複合型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定複合型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定複合型サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定複合型サービス事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2 前項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

（指定複合型サービス事業者の代表者）

第193条 指定複合型サービス事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

第3節 設備に関する基準

（登録定員及び利用定員）

第194条 指定複合型サービス事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を25人以下とする。

2 指定複合型サービス事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス

及び宿泊サービスの利用定員（当該指定複合型サービス事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

- (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人まで
- (2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで
（設備及び備品等）

第195条 指定複合型サービス事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定複合型サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 居間及び食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- (2) 宿泊室

ア 1の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

イ 1の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。ただし、指定複合型サービス事業所が病院又は診療所である場合であって定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができる。

ウ ア及びイを満たす宿泊室（以下この号において「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

エ プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定複合型サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定複合型サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 指定複合型サービス事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

第4節 運営に関する基準

（指定複合型サービスの基本取扱方針）

第196条 指定複合型サービスは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定複合型サービス事業者は、自らその提供する指定複合型サービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(指定複合型サービスの具体的取扱方針)

第197条 指定複合型サービスの方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定複合型サービスは、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当かつ適切に行うものとする。
- (2) 指定複合型サービスは、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定複合型サービスの提供に当たっては、第199条第4項に規定する複合型サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 複合型サービス従業者は、指定複合型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うものとする。
- (5) 指定複合型サービス事業者は、指定複合型サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (6) 指定複合型サービス事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (7) 指定複合型サービスは、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。
- (8) 指定複合型サービス事業者は、登録者が通いサービスを利用していない

日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。

- (9) 看護サービス（指定複合型サービスのうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第199条第4項に規定する複合型サービス計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当かつ適切に行わなければならない。
- (10) 看護サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、サービスの提供を行わなければならない。
- (11) 特殊な看護等については、これを行ってはならない。

（主治の医師との関係）

第198条 指定複合型サービス事業所の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。

- 2 指定複合型サービス事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。
- 3 指定複合型サービス事業者は、主治の医師に次条第4項に規定する複合型サービス計画及び同条第9項に規定する複合型サービス報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。
- 4 当該指定複合型サービス事業所が病院又は診療所である場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示及び前項の複合型サービス報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。

（複合型サービス計画及び複合型サービス報告書の作成）

第199条 指定複合型サービス事業所の管理者は、介護支援専門員に第4項に規定する複合型サービス計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第9項において同じ。）に第9項に規定する複合型サービス報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 介護支援専門員は、第4項に規定する複合型サービス計画の作成に当たっ

ては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならない。

- 3 介護支援専門員は、次項に規定する複合型サービス計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。
 - 4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の複合型サービス従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した複合型サービス計画（以下この章において「複合型サービス計画」という。）を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行わなくてはならない。
 - 5 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
 - 6 介護支援専門員は、複合型サービス計画を作成した際には、当該複合型サービス計画を利用者に交付しなければならない。
 - 7 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成後においても、常に複合型サービス計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて複合型サービス計画の変更を行うものとする。
 - 8 第2項から第6項までの規定は、前項に規定する複合型サービス計画の変更について準用する。
 - 9 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した複合型サービス報告書（以下この章において「複合型サービス報告書」という。）を作成しなければならない。
 - 10 前条第4項の規定は、複合型サービス報告書の作成について準用する。
（緊急時等の対応）
- 第200条 複合型サービス従業者は、現に指定複合型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の複合型サービス従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当を行わなければならない。
（記録の整備）

第201条 指定複合型サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関

する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定複合型サービス事業者は、利用者に対する指定複合型サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 居宅サービス計画
 - (2) 複合型サービス計画
 - (3) 複合型サービス報告書
 - (4) 第197条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (5) 第198条第2項に規定する主治の医師による指示の文書
 - (6) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (7) 次条において準用する第28条に規定する本市への通知に係る記録
 - (8) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (9) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (10) 次条において準用する第105条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
- (準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第72条、第74条、第77条、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条及び第100条から第106条までの規定は、指定複合型サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「複合型サービス従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「複合型サービス従業者」と、第106条中「第82条第6項各号」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第3条の規定により指定認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第62条第2項及び第66条第2項の規定の適用については、第62条第2項中「者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」と、第66条第2項中「者であって、第62条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」とする。
- 3 介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号。以下「平成17年改正法」という。）附則第10条第2項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所であって、平成18年4月1日において2を超える共同生活住居を有しているものは、当分の間、第113条第1項の規定にかかわらず、当該共同生活住居を有することができる。
- 4 平成17年改正法附則第10条第2項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所の共同生活住居であって、平成18年3月31日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成11年厚生省令第96号）附則第2項の規定の適用を受けていたものについては、第113条第4項の規定は適用しない。
- 5 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第7項において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項

第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

- 6 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

(2) 食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

- 7 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第152条第1項第8号及び第180条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メー

トル以上とする。

津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例をここに公布する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 7 号

津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 介護予防認知症対応型通所介護

第 1 節 基本方針（第 4 条）

第 2 節 人員及び設備に関する基準

第 1 款 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（第 5 条—第 7 条）

第 2 款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（第 8 条—第 1 0 条）

第 3 節 運営に関する基準（第 1 1 条—第 4 0 条）

第 4 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 4 1 条・第 4 2 条）

第 3 章 介護予防小規模多機能型居宅介護

第 1 節 基本方針（第 4 3 条）

第 2 節 人員に関する基準（第 4 4 条—第 4 6 条）

第 3 節 設備に関する基準（第 4 7 条・第 4 8 条）

第 4 節 運営に関する基準（第 4 9 条—第 6 5 条）

第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 6 6 条—第 6 9 条）

第 4 章 介護予防認知症対応型共同生活介護

第 1 節 基本方針（第 7 0 条）

第2節 人員に関する基準（第71条―第73条）

第3節 設備に関する基準（第74条）

第4節 運営に関する基準（第75条―第86条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第87条―第90条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の12第2項第1号並びに第115条の14第1項及び第2項に基づき、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域密着型介護予防サービス事業者 法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。
- (2) 指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス それぞれ法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービスをいう。
- (3) 利用料 法第54条の2第1項に規定する地域密着型介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (4) 地域密着型介護予防サービス費用基準額 法第54条の2第2項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。
- (5) 法定代理受領サービス 法第54条の2第6項の規定により地域密着型介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定地域密着型介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該地域密着型介護予防サービス費に係る指定地域密着型介護予防サービスをいう。
- (6) 常勤換算方法 当該事業所の従業員の勤務延時間数を当該事業所におい

て常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定及び一般原則)

第3条 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、本市、他の地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防サービス事業者（法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第2章 介護予防認知症対応型通所介護

第1節 基本方針

第4条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、その認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員及び設備に関する基準

第1款 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護

(従業者の員数)

第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム

等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の提供日ごとに、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)又は介護職員 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が1以上及び当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 機能訓練指導員 1以上

2 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位ごとに、前項第2号の看護職員又は介護職員を、常時1以上当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護に従事させなければならない。

3 第1項第2号の規定にかかわらず、同号の看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することができるものとする。

4 前3項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護であってその提供が同時に

1 又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者（津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年津市条例第6号。以下「指定地域密着型サービス条例」という。）第61条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護（同項第1号に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第7条第2項第1号アにおいて同じ。）を12人以下とする。

5 第1項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

6 第1項の生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1以上は、常勤でなければならない。

7 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス条例第61条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介

護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 2 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(設備及び備品等)

第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

- (2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス条例第63条第1項から第3項まで

に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第2款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護

(従業者の員数)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス条例第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第44条第6項第2号において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス条例第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第44条第6項第3号において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス条例第64条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第71条又は指定地域密着型サービス条例第110条、第130条若しくは第151条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対

応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス条例第64条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用定員等)

第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設ごとに1日当たり3人以下とする。

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項第4号において同じ。）の運営（同条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用

型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、第6条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第3節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第27条に規定する運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者（第5条第1項又は第8条第1項の従業者をいう。以下同じ。）の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護予防認知症対応型通所介護事

業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第12条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第13条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防認知症対応型通所介護を提供することが困難であると認めた

場合は、当該利用申込者に係る指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）への連絡、適当な他の指定介護予防認知症対応型通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第14条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認するものとする。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、法第115条の13第2項の規定により、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するように努めなければならない。

（要支援認定の申請に係る援助）

第15条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第16条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め

なければならない。

（指定介護予防支援事業者等との連携）

第17条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するに当たっては、指定介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるための援助）

第18条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第85条の2各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画（法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画をいう。）の作成を指定介護予防支援事業者に依頼する旨を本市に対して届け出ること等により、地域密着型介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、指定介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）

第19条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防サービス計画（法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画をいい、施行規則第85条の2第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画に沿った指定介護予防認知症対応型通所介護を提供しなければならない。

（介護予防サービス計画等の変更の援助）

第20条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（サービスの提供の記録）

第21条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した際には、当該指定介護予防認知症対応型通所介護の提供日及び内容、当該指定介護予防認知症対応型通所介護について法第54条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第22条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 指定介護予防認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定介護予防認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額を超える費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) おむつ代
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供

において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第23条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する本市への通知)

第24条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定介護予防認知症対応型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第25条 介護予防認知症対応型通所介護従業者は、現に指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第26条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者（第6条又は第10条の管理者をいう。以下この条及び第42条において同じ。）は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防認知

症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員（第5条第4項又は第9条第1項の利用定員をいう。第29条において同じ。）
- (5) 指定介護予防認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第28条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防認知症対応型通所介護を提供できるよう、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者によって指定介護予防認知症対応型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

い。

(定員の遵守)

第29条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第30条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第31条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示)

第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかな

なければならない。

(広告)

第34条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはない。

(指定介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第35条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはない。

(苦情処理)

第36条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関し、法第23条の規定により本市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は本市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、本市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に

報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第 37 条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第 38 条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防認知症対応型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（地域との連携等）

第 39 条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して本市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（記録の整備）

第 40 条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

- (1) 第 21 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 第 24 条に規定する本市への通知に係る記録
- (3) 第 36 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(5) 第42条第2号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画

第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防認知症対応型通所介護の基本取扱方針)

第41条 指定介護予防認知症対応型通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防認知症対応型通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、

サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型通所介護計画（以下この章において「介護予防認知症対応型通所介護計画」という。）を作成するものとする。

- (3) 介護予防認知症対応型通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該介護予防認知症対応型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当かつ適切に行うものとする。
- (7) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (8) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護予防認知症対応型通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (9) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (11) 介護予防認知症対応型通所介護従業者は、介護予防認知症対応型通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防認知症対応型通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防認知症対応型通所介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (12) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計

画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

(13) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型通所介護計画の変更を行うものとする。

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針

第43条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数等）

第44条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を利用するために指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者をその利用者（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス条例第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予

防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス条例第81条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防小規模多機能型居宅介護又は指定小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う介護予防小規模多機能型居宅介護（第7項に規定する本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第5項において同じ。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。
- 4 第1項の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。
- 5 宿泊サービス（登録者を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護（第7項に規定する本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合

に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

6 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号に掲げるいずれかの施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所

(2) 指定地域密着型特定施設

(3) 指定地域密着型介護老人福祉施設

(4) 指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス条例第191条第1項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所（同項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1以上とすることができる。

- 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は複合型サービス従業者（指定地域密着型サービス条例第191条第1項に規定する複合型サービス従業者をいう。）により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。
- 9 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができる。
- 10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等（法第8条の2第18項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）の利用に係る計画及び第67条第3号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。
- 11 前項の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。
- 12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、第67条第3号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第67条第3号において「研修修了者」という。）を置くことができる。
- 13 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一

体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス条例第 8 2 条第 1 項から第 1 2 項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第 4 5 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 6 項各号に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス条例第 6 条第 1 項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス条例第 6 条第 1 項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス条例第 4 7 条第 1 項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 1 年厚生省令第 3 7 号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第 5 条第 1 項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第 6 0 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）に従事することができるものとする。

2 前項本文及び指定地域密着型サービス条例第 1 9 2 条第 1 項の規定にかかわらず、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができるものとする。

3 前 2 項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第 2 0 条の 2 の 2 に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第 8 条第 2 項に規定する政令で

定める者をいう。次条、第72条第2項及び第73条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第3節 設備に関する基準

(登録定員及び利用定員)

第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型サービス条例第85条第1項に規定する登録者の数の合計数)の上限をいう。以下この章において同じ。)を25人(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とする。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を定めるものとする。

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人)まで

(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)まで
(設備及び備品等)

第48条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなけれ

ばならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居間及び食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(2) 宿泊室

ア 1の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

イ 1の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。

ウ ア及びイを満たす宿泊室（以下この号において「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

エ プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス条例第86条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（心身の状況等の把握）

第49条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第44条第12項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予

防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第 6 7 条において同じ。) が開催するサービス担当者会議 (介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。) 等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防サービス事業者等との連携)

第 5 0 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、介護予防サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めなければならない。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第 5 1 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第 5 2 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者に支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに

該当しない指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 宿泊に要する費用
- (5) おむつ代
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第3号及び第4号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、毎月、本市（法第54条の2第9項において準用する法第41条第10項の規定により法第54条の2第8項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、指定介護予防サービス等の利用に係る計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

（利用者に対する指定介護予防サービス等の利用に係る計画等の書類の交付）

第55条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が他の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には、当該登録者に対し、直近の指定介護予防サービス等の利用に係る計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（緊急時等の対応）

第56条 介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（運営規程）

第57条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員
- (5) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第58条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行ってはならない。ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。なお、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第59条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(協力医療機関等)

第60条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(調査への協力等)

第61条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当かつ適切な指定介護予防小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するために本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(地域との連携等)

第62条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市の職員又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対して通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して本市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。

（居住機能を担う併設施設等への入居）

第63条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第44条第6項各号に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（記録の整備）

第64条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備

品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 指定介護予防サービス等の利用に係る計画
- (2) 第53条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (3) 第62条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
- (4) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (5) 次条において準用する第24条に規定する本市への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) 第67条第3号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画
(準用)

第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条及び第31条から第38条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第66条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないように配慮しなければならない。
- 5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第67条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第43条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防支援等基準第30条各号に掲げる具体的取扱方針及び指定介護予防支援等基準第31条各号に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成するものとする。
- (3) 介護支援専門員又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の研修修了者（以下この条において「介護支援専門員等」という。）は、第1号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防小規模多機能型居宅介護計画（以下この章において「介護予防小規模多機能型居宅介護計画」という。）を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び

宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなくてはならない。

- (4) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (6) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。
- (7) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当かつ適切に行うものとする。
- (8) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (9) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (10) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (11) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。
- (12) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。
- (13) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画に

記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行うものとする。

(14) 介護支援専門員等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行うものとする。

(15) 第1号から第13号までの規定は、前号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。

（介護等）

第68条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における介護予防小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

（社会生活上の便宜の提供等）

第69条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針

第70条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居（法第8条の

2 第 17 項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

- 第 71 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス条例第 110 条第 1 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス条例第 109 条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第 74 条において同じ。）の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて 1 以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第 1 項の介護従業者のうち 1 以上の者は、常勤でなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前 3 項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、指定地域密着型サービス条例第 82 条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型

居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって第88条第2号に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。
- 6 前項の計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。
- 7 第5項の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。
- 8 前項の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。
- 9 介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができるものとする。
- 10 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス条例第110条第1項から第9項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

- 第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従

事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

- 2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第3節 設備に関する基準

第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。

- 2 共同生活住居は、その入居定員（当該共同生活住居において同時に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第82条において同じ。）を5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。
- 3 1の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- 4 1の居室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。
- 5 居間及び食堂は、同一の場所とすることができる。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。
- 7 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生

活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス条例第113条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(入退居)

第75条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援者であつて認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、指定介護予防支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第76条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を

記録しなければならない。

（利用料等の受領）

第 7 7 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者を支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 食材料費

(2) 理美容代

(3) おむつ代

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定介護予防認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（身体的拘束等の禁止）

第 7 8 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 利用定員
- (4) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第81条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第82条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第 8 3 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(指定介護予防支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第 8 4 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防支援事業者又はその従業者に対し、要支援被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(記録の整備)

第 8 5 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

(1) 第 7 6 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第 7 8 条第 2 項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 次条において準用する第 2 4 条に規定する本市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第 3 6 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第 3 7 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 次条において準用する第 6 2 条第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(7) 第 8 8 条第 2 号に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護計画

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、第36条から第38条まで、第56条、第59条、第61条及び第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)

第87条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に

図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針)

第 88 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の方針は、第 70 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 計画作成担当者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下この章において「介護予防認知症対応型共同生活介護計画」という。）を作成するものとする。
- (3) 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。
- (4) 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われなければならない。
- (7) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行われなければならない。
- (8) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等

について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

- (9) 計画作成担当者は、他の介護従業者及び利用者が介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定介護予防サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行うものとする。
- (10) 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うものとする。
- (11) 第1号から第9号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する。

（介護等）

第89条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。
- 3 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

（社会生活上の便宜の提供等）

第90条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の趣味又は嗜好^しに応じた活動の支援に努めなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 154 号。以下「平成 18 年改正令」という。）附則第 3 条の規定により指定介護予防認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第 6 条第 2 項及び第 10 条第 2 項の規定の適用については、第 6 条第 2 項中「者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」と、第 10 条第 2 項中「者であって、第 6 条第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」とする。
- 3 平成 18 年改正令附則第 5 条の規定により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所であって、平成 18 年 4 月 1 日において 2 を超える共同生活住居を有しているものは、当分の間、第 74 条第 1 項の規定にかかわらず、当該共同生活住居を有することができる。
- 4 平成 18 年改正令附則第 5 条の規定により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所の共同生活住居であって、平成 18 年 3 月 31 日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 11 年厚生省令第 96 号）附則第 2 項の規定の適用を受けていたものについては、第 74 条第 4 項の規定は適用しない。

津市道路の構造の技術的基準等に関する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 8 号

津市道路の構造の技術的基準等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）

第 30 条第 3 項及び第 45 条第 3 項並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、本市が管理する市道（以下「道路」という。）の構造の技術的基準及び道路に設ける標識の寸法並びに移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法及び道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

(道路の区分)

第 3 条 この条例における道路の区分は、令第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の表に定めるところにより区分する。

道路の存する地域	区分
地方部	第 3 種
都市部	第 4 種

2 令第 3 条第 2 項の規定に基づき、第 3 種の道路は第 1 号の表に定めるところにより第 2 級から第 5 級までに、第 4 種の道路は第 2 号の表に定めるところにより第 1 級から第 4 級までに、それぞれ区分するものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第 3 種第 5 級又は第 4 種第 4 級である場合を除き、該当する級の 1 級下の級に区分することができる。

(1) 第 3 種の道路

道路の存する 地域の地形 計画交通量 (単位 1日 につき台)	平地部	山地部
4, 000 以上	第2級	第3級
1, 500 以上 4, 000 未満	第3級	第4級
500 以上 1, 500 未満	第4級	
500 未満	第5級	第5級

(2) 第4種の道路

計画交通量 (単位 1日につき台)	区分
10, 000 以上	第1級
4, 000 以上 10, 000 未満	第2級
500 以上 4, 000 未満	第3級
500 未満	第4級

- 3 前2項の規定による区分は、当該道路の交通の状況を考慮して行うものとする。
- 4 第3種第2級から第4級まで又は第4種第1級から第3級までの道路（高架の道路その他の自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。）は、地形の状況、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、当該道路の近くに小型自動車等（小型自動車その他これに類する小型の自動車をいう。以下同じ。）以外の自動車が迂回^うすることができる道路があるときは、小型自動車等及び歩行者又は自転車^うのみの通行の用に供する道路とすることができる。
- 5 第3種第2級から第4級まで又は第4種第1級から第3級までの道路について、地形の状況、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、小型自動車等のみの通行の用に供する車線を他の車線と分離

して設けることができる。この場合において、小型自動車等のみの通行の用に供する車線を設けようとするときは、当該車線に係る道路の部分を高架の道路その他の自動車の沿道への出入りができない構造とするものとする。

- 6 道路は、小型道路（第4項に規定する小型自動車等及び歩行者又は自転車等のみの通行の用に供する道路及び前項に規定する小型自動車等のみの通行の用に供する車線に係る道路の部分をいう。以下同じ。）と普通道路（小型道路以外の道路及び道路の部分をいう。以下同じ。）とに区分するものとする。（車線等）

第4条 車道（副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、この限りでない。

- 2 道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量（自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。）の欄に掲げる値以下である道路の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、2とする。

区分		地形	設計基準交通量 (単位 1日につき台)
第3種	第2級	平地部	9, 000
	第3級	平地部	8, 000
		山地部	6, 000
	第4級	平地部	8, 000
		山地部	6, 000
第4種	第1級		12, 000
	第2級		10, 000
	第3級		9, 000
交差点の多い第4種の道路については、この表の設計基準交通量に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。			

- 3 前項に規定する道路以外の道路（第3種第5級及び第4種第4級の道路を除く。）の車線の数は4以上（交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数）とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、次の表に掲げる1車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

区分		地形	1車線当たりの設計基準交通量 (単位 1日につき台)
第3種	第2級	平地部	9,000
		山地部	7,000
	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第4級	山地部	5,000
第4種	第1級		12,000
	第2級		10,000
	第3級		10,000
交差点の多い第4種の道路については、この表の1車線当たりの設計基準交通量に0.6を乗じた値を1車線当たりの設計基準交通量とする。			

- 4 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第3種第2級又は第4種第1級の普通道路にあっては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に0.25メートルを加えた値とすることができる。

区分			車線の幅員 (単位 メートル)
第3種	第2級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第3級	普通道路	3
		小型道路	2.75
	第4級		2.75
第4種	第1級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第2級及び第3級	普通道路	3
		小型道路	2.75

- 5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定

により車道に狭窄部^{きく}を設ける場合においては、3メートルとすることができる。

（車線の分離等）

第5条 車線の数が4以上である道路（対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。）の車線は、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合は、往復の方向別に分離するものとする。

2 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。

3 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		中央帯の幅員（単位 メートル）	
第3種	第2級	1.75	1
	第3級		
	第4級		
第4種	第1級	1	
	第2級		
	第3級		

4 中央帯には、側帯を設けるものとする。

5 前項の側帯の幅員は、0.25メートルとするものとする。

6 中央帯のうち側帯以外の部分（以下「分離帯」という。）には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。

7 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、令第41条第1項において準用する令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

（副道）

第6条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

（路肩）

第7条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

- 2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分			車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位　メートル)	
第 3 種	第 2 級から	普通道路	0 . 7 5	0 . 5
	第 4 級まで	小型道路	0 . 5	
	第 5 級		0 . 5	
第 4 種			0 . 5	

- 3 車道の右側に設ける路肩の幅員は、0.5メートル以上とするものとする。
- 4 副道に接続する路肩については、第2項の表第3種の項車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄中「0.75」とあるのは、「0.5」とし、第2項ただし書の規定は適用しない。
- 5 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあっては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。
- 6 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。
- 7 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第2項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第3項に規定する値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

(停車帯)

第8条 第4種(第4級を除く。)の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

- 2 停車帯の幅員は、2.5メートルとするものとする。ただし、自動車の交

通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

（自転車道）

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、令第41条第1項において準用する令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（自転車歩行者道）

第10条 自動車の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては4メートル以上、その他の道路にあつては3メートル以上とするものとする。

3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道（以下「横断歩道橋等」という。）又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩道)

第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 第3種又は第4種第4級の道路(自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとする。

4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩行者の滞留の用に供する部分)

第12条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

(植樹帯)

第13条 第4種第1級及び第2級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

い。

2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

(1) 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

(2) 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(設計速度)

第14条 道路（副道を除く。）の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区分		設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	
第3種	第2級	60	50又は40
	第3級	60、50又は40	30
	第4級	50、40又は30	20
	第5級	40、30又は20	
第4種	第1級	60	50又は40
	第2級	60、50又は40	30
	第3級	50、40又は30	20
	第4級	40、30又は20	

2 副道の設計速度は、1時間につき、40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートルとする。

(車道の屈曲部)

第15条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間（車

両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。）又は第33条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

（曲線半径）

第16条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分（以下「車道の曲線部」という。）の中心線の曲線半径（以下「曲線半径」という。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	曲線半径 (単位 メートル)	
60	150	120
50	100	80
40	60	50
30	30	
20	15	

（曲線部の片勾配）

第17条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値（第3種の道路で自転車道又は自転車歩行車道（以下「自転車道等」という。）を設けないものにあつては、6パーセント）以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

区分	最大片勾配 (単位 パーセント)
第3種	10
第4種	6

（曲線部の車線等の拡幅）

第18条 車道の曲線部においては、設計車両（令第4条第2項に規定する設計車両をいう。）及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない道路にあつては、車道）を適切に拡幅するものとする。ただし、第4種の道

路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(緩和区間)

第19条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第4種の道路の車道の屈曲部にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。

3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値(前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合においては、当該すりつけに必要な長さ)以上とするものとする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	緩和区間の長さ (単位 メートル)
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

(視距等)

第20条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	視距 (単位 メートル)
60	75
50	55
40	40
30	30
20	20

2 車線の数が2である道路(対向車線を設けない道路を除く。)においては、必要に応じ、自動車追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

(縦断勾配)

第 2 1 条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる。

区分		設計速度 (単位 1 時間につき キロメートル)	縦断勾配 (単位 パーセント)	
第 3 種	普通道路	6 0	5	8
		5 0	6	9
		4 0	7	1 0
		3 0	8	1 1
		2 0	9	1 2
	小型道路	6 0	8	
		5 0	9	
		4 0	1 0	
		3 0	1 1	
		2 0	1 2	
第 4 種	普通道路	6 0	5	7
		5 0	6	8
		4 0	7	9
		3 0	8	1 0
		2 0	9	1 1
	小型道路	6 0	8	
		5 0	9	
		4 0	1 0	
		3 0	1 1	
		2 0	1 2	

(登坂車線)

第 2 2 条 普通道路の縦断勾配が 5 パーセントを超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、3 メートルとするものとする。

(縦断曲線)

第 23 条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が 1 時間につき 60 キロメートルである第 4 種第 1 級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を 1,000 メートルまで縮小することができる。

設計速度（単位 1 時間につきキロメートル）	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径 （単位 メートル）
60	凸形曲線	1,400
	凹形曲線	1,000
50	凸形曲線	800
	凹形曲線	700
40	凸形曲線	450
	凹形曲線	450
30	凸形曲線	250
	凹形曲線	250
20	凸形曲線	100
	凹形曲線	100

3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度 （単位 1 時間につきキロメートル）	縦断曲線の長さ （単位 メートル）
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

（舗装）

第 24 条 車道、中央帯（分離帯を除く。）、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を 49 キ

ロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして規則で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

- 3 第4種の道路（トンネルを除く。）の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（横断勾配）

第25条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の右欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配 (単位 パーセント)
前条第2項に規定する基準に適合する舗装道	1.5以上2以下
その他	3以上5以下

- 2 歩道又は自転車道等には、2パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。

- 3 前条第3項本文に規定する構造の舗装道にあっては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

（合成勾配）

第26条 合成勾配（縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき30キロメートル又は20キロメートルの道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5パーセント以下とすることができる。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	合成勾配 (単位 パーセント)
60	10.5
50	

	4 0	1 1 . 5
	3 0	
	2 0	

(排水施設)

第 2 7 条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

(平面交差又は接続)

第 2 8 条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で 5 以上交会させてはならない。

2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員は、第 4 種第 1 級の普通道路にあつては 3 メートルまで、第 4 種第 2 級又は第 3 級の普通道路にあつては 2 . 7 5 メートルまで、第 4 種の小型道路にあつては 2 . 5 メートルまで縮小することができる。

4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあつては 3 メートル、小型道路にあつては 2 . 5 メートルを標準とするものとする。

5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

(立体交差)

第 2 9 条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が 4 以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適當なとき、又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が 4 以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（以下「連結路」という。）を設けるものとする。

4 連結路については、第 4 条から第 7 条まで、第 1 4 条、第 1 6 条、第 1 7 条、第 1 9 条から第 2 1 条まで、第 2 3 条及び第 2 6 条の規定は、適用しな

い。

(鉄道との平面交差)

第30条 道路が鉄道と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は次に定める構造とするものとする。

- (1) 交差角は、45度以上とすること。
- (2) 踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。
- (3) 見通し区間の長さ（線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。）は、踏切道における鉄道の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道の車両の最高速度 (単位 1時間につきキロメートル)	見通し区間の長さ (単位 メートル)
50未満	110
50以上70未満	160
70以上80未満	200
80以上90未満	230
90以上100未満	260
100以上110未満	300
110以上	350

(待避所)

第31条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

- (1) 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。
- (2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。
- (3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5

メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第32条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(凸部、狭窄部等)

第33条 第4種第4級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第3種第5級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所に設ける交通島)

第34条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第35条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設を設けるものとする。

(防護施設)

第36条 落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

第37条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

第38条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コン

クリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路の構造の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(附帯工事等の特例)

第39条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第4条から前条までの規定（第7条、第14条、第15条、第25条、第27条、第32条及び第36条を除く。）による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(小区間改築の場合の特例)

第40条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

- 2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項、次条第1項及び第2項並びに第42条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第41条 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5メートルまで縮小することができる。

- 2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の

部分として、幅員 0.5 メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。

- 3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合には、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、令第 41 条第 1 項において準用する令第 39 条第 4 項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。
- 4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第 3 条から第 39 条まで及び前条第 1 項の規定（自転車歩行者専用道路にあつては、第 12 条の規定を除く。）は、適用しない。

（歩行者専用道路）

第 42 条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2 メートル以上とするものとする。

- 2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合には、当該歩行者専用道路の幅員は、令第 41 条第 1 項において準用する令第 40 条第 3 項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。
- 3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 4 歩行者専用道路については、第 3 条から第 11 条まで、第 13 条から第 39 条まで及び第 40 条第 1 項の規定は、適用しない。

（道路に設ける標識の寸法）

第 43 条 法第 45 条第 3 項に規定する道路に設ける道路標識の寸法は、道路の構造を保全し、かつ、交通の安全と円滑を図ることを考慮して、規則で定める寸法とする。

（移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準）

第 44 条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 10 条第 1 項に規定する道路移動等円滑化基準は、高齢者、障害者等の移動又は道路の利用に係る身体負担を軽減することにより、その移動上又は道路の利用上の利便性及び安全性の向上を図るものとし、規則で定める基準とする。

（委任）

第 45 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

津市準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 9 号

津市準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 堤防（第 3 条—第 14 条）
- 第 3 章 床止め（第 15 条—第 18 条）
- 第 4 章 堰（第 19 条—第 28 条）
- 第 5 章 水門及び樋門（第 29 条—第 36 条）
- 第 6 章 揚水機場、排水機場及び取水塔（第 37 条—第 42 条）
- 第 7 章 橋（第 43 条—第 50 条）
- 第 8 章 伏せ越し（第 51 条—第 55 条）
- 第 9 章 雑則（第 56 条・第 57 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、河川法（昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」という。）

第 100 条第 1 項において読み替えて準用する法第 13 条第 2 項の規定に基づき、市長が管理する準用河川（法第 100 条第 1 項に規定する準用河川をいう。以下「河川」という。）に設ける河川管理施設又は法第 26 条第 1 項の許可を受けて設置される工作物（以下「許可工作物」という。）のうち、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる技術的基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法及び河川管理施設等構造令（昭

和 5 1 年政令第 1 9 9 号) において使用する用語の例による。

第 2 章 堤防

(適用の範囲)

第 3 条 この章の規定は、流水が河川外に流出することを防止するために設ける堤防及び霞堤^{かすみ}について適用する。

(構造の原則)

第 4 条 堤防は、護岸、水制その他これらに類する施設と一体として、計画高水位以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造とするものとする。

(材質及び構造)

第 5 条 堤防は、盛土により築造するものとする。ただし、土地利用の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、その全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準ずるものによる構造のものとし、又はコンクリート構造若しくはこれに準ずる構造の胸壁を有するものとすることができる。

(高さ)

第 6 条 堤防の高さは、計画高水位が堤防に隣接する堤内の土地の地盤高（以下「堤内地盤高」という。）より高く、かつ、その差が 0. 6 メートル未満である区間においては、計画高水流量が 1 秒間につき 5 0 立方メートル未満であり、かつ、堤防の天端幅が 2. 5 メートル以上である場合は、計画高水位に 0. 3 メートルを加えた値以上とするものとする。

2 前項以外の場合の堤防の高さは、計画高水流量に応じ、計画高水位に次の表の右欄に掲げる値を加えた値以上とするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあっては、この限りでない。

計画高水流量 (単位 1 秒間につき立方メートル)	計画高水位に加える値 (単位 メートル)
2 0 0 未満	0. 6
2 0 0 以上	0. 8

3 胸壁を有する堤防の胸壁を除いた部分の高さは、計画高水位以上とするものとする。

(天端幅)

第 7 条 堤防の天端幅は、計画高水位が堤内地盤高より高く、かつ、その差が

0. 6メートル未満である区間においては、計画高水流量に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

計画高水流量 (単位 1秒間につき立方メートル)	天端幅 (単位 メートル)
50未満	2
50以上100未満	2.5

2 前項以外の区間の堤防の天端幅は、堤防の高さ及び構造並びに背後地の状況を考慮して、3メートル以上の適切な値とするものとする。

(盛土による堤防の^{のり}法勾配等)

第8条 盛土による堤防(胸壁の部分及び護岸で保護される部分を除く。次項において同じ。)の^{のり}法勾配は、堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満である区間を除き、50パーセント以下とするものとする。

2 盛土による堤防の^{のり}法面は、芝等によって覆うものとする。

(護岸)

第9条 流水の作用から堤防を保護するため必要がある場合においては、堤防の^{のり}表法面に護岸を設けるものとする。

(水制)

第10条 流水の作用から堤防を保護するため、流水の方向を規制し、又は水勢を緩和する必要がある場合においては、適当な箇所に水制を設けるものとする。

(管理用通路)

第11条 堤防には、規則で定めるところにより、河川の管理のための通路(以下「管理用通路」という。)を設けるものとする。

(背水区間の堤防の高さ及び天端幅の特例)

第12条 甲河川と乙河川が合流することにより乙河川に背水が生ずることとなる場合においては、合流箇所より上流の乙河川の堤防の高さは、第6条第1項又は第2項の規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の高さを下回らないものとするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間及び逆流を防止する施設によって背水が生じないようにすることができる区間にあつては、この限りでない。

2 前項本文の規定により乙河川の堤防の高さが定められる場合においては、

その高さと乙河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、計画高水流量に応じ、第6条第2項の表の右欄に掲げる値を加えた高さとは一致する地点から当該合流箇所までの乙河川の区間（以下「背水区間」という。）の堤防の天端幅は、第7条第1項又は第2項の規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の天端幅を下回らないものとするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあっては、この限りでない。

（天端幅の規定の適用除外等）

第13条 その全部又は主要な部分がコンクリート、鋼矢板又はこれらに準ずるものによる構造の堤防については、第7条及び前条第2項の規定は、適用しない。

2 胸壁を有する堤防に関する第7条及び前条第2項の規定の適用については、胸壁を除いた部分の上面における堤防の幅から胸壁の直立部分の幅を減じたものを堤防の天端幅とみなす。

（連続しない工期を定めて段階的に築造される堤防の特例）

第14条 堤防の地盤の地質、対岸の状況、上流及び下流における河岸及び堤防の高さその他の特別の事情により、連続しない工期を定めて段階的に堤防を築造する場合においては、それぞれの段階における堤防について、計画堤防（計画横断形が定められている場合における当該計画横断形に係る堤防をいう。以下同じ。）の高さと当該段階における堤防の高さとの差に相当する値を計画高水位から減じた値の水位を計画高水位とみなして、この章（前2条を除く。）の規定を準用する。

第3章 床止め

（構造の原則）

第15条 床止めは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 床止めは、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

（護床工）

第16条 床止めを設ける場合において、これに接続する河床の洗掘を防止するため必要があるときは、適当な護床工を設けるものとする。

（護岸）

第17条 床止めを設ける場合においては、流水の変化に伴う河岸又は堤防の

洗掘を防止するため、規則で定めるところにより、護岸を設けるものとする。
(魚道)

第18条 床止めを設ける場合において、魚類の遡上等を妨げないようにするため必要があるときは、規則で定めるところにより、魚道を設けるものとする。

第4章 堰^{せき} (構造の原則)

第19条 堰^{せき}は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 堰^{せき}は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに堰^{せき}に接続する河床の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(流下断面との関係)

第20条 可動堰^{ぜき}の可動部（流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する堰柱^{せき}に限る。次条及び第22条において同じ。）以外の部分（堰柱^{せき}を除く。）及び固定堰^{ぜき}は、流下断面（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面を含む。以下この条、第41条第1項及び第44条第1項において同じ。）内に設けてはならない。ただし、山間狭窄部^{さく}であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるとき、及び河床の状況により流下断面内に設けることがやむを得ないと認められる場合において、治水上の機能の確保のため適切と認められる措置を講ずるときは、この限りでない。

(可動堰^{ぜき}の可動部の径間長)

第21条 可動堰^{ぜき}の可動部の径間長（隣り合う堰柱^{せき}の中心線間の距離をいう。以下この章において同じ。）は、15メートル以上とするものとする。ただし、山間狭窄部^{さく}であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、可動堰^{ぜき}の可動部の全長（両端の堰柱^{せき}の中心線間の距離をいう。）が30メートル未満であるときは、前項の規定にかかわらず、可動部の径間長を12.5メートル以上とすることができる。

3 可動堰^{ぜき}の可動部が起伏式である場合においては、規則で定めるところにより、可動部の径間長を前2項の規定によらないものとすることができる。

(可動堰^{ぜき}の可動部の径間長の特例)

第22条 可動堰^{ぜき}の可動部の一部を土砂吐き又は舟通しとしての効用を兼ねるものとする場合においては、前条第1項の規定にかかわらず、当該部分の径間長は、12.5メートル以上とすることができる。この場合において、可動部の径間長の平均値は、同条第2項に該当する可動堰^{ぜき}の可動部を除き、15メートル以上でなければならない。

- 2 前項の規定によれば可動堰^{ぜき}の可動部のうち土砂吐き又は舟通しとしての効用を兼ねる部分以外の部分の径間長が著しく大となり、当該部分のゲートの構造上適当でなく、かつ、治水上の支障がないと認められる場合においては、規則で定めるところにより、可動部の径間長を同項後段の規定によらないものとすることができる。

(可動堰^{ぜき}の可動部のゲートの構造)

第23条 可動堰^{ぜき}の可動部のゲート（バルブを含む。以下この章において同じ。）は、確実に開閉し、かつ、必要な水密性及び耐久性を有する構造とするものとする。

- 2 可動堰^{ぜき}の可動部のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。
- 3 可動堰^{ぜき}の可動部のゲートは、予想される荷重に対して安全な構造とするものとする。
- 4 可動堰^{ぜき}の可動部のゲートに作用する荷重としては、ゲートの自重、貯留水による静水圧の力、貯水池内に堆積する泥土による力、貯留水の氷結時における力、地震時におけるゲートの慣性力、地震時における貯留水による動水圧の力及びゲートの開閉によって生ずる力を採用するものとする。
- 5 前各項に規定するもののほか、可動堰^{ぜき}の可動部のゲートの構造の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(可動堰^{ぜき}の可動部のゲートの高さ)

第24条 可動堰^{ぜき}の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、計画高水流量に応じ、計画高水位に第6条第2項の表の右欄に掲げる値を加えた値以上で、当該地点における河川の両岸の堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の表法肩^{のり}を結ぶ線の高さを下回らないものとするものとする。

- 2 可動堰^{ぜき}の可動部の起伏式ゲートの倒伏時における上端の高さは、可動堰^{ぜき}の

基礎部（床版を含む。）の高さ以下とするものとする。

（可動堰^{ぜき}の可動部の引上げ式ゲートの高さの特例）

第25条 背水区間に設ける可動堰^{ぜき}の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、治水上の支障がないと認められるときは、前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる高さのうちいずれか高い方の高さ以上とすることができる。

(1) 当該河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、計画高水流量に応じ、第6条第2項の表の右欄に掲げる値を加えた高さ

(2) 計画高水位

2 地盤沈下のおそれがある地域に設ける可動堰^{ぜき}の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、前条第1項及び前項の規定によるほか、予測される地盤沈下及び河川の状況を勘案して必要と認められる高さを下回らないものとする。

（管理施設）

第26条 可動堰^{ぜき}には、必要に応じ、管理橋その他の適当な管理施設を設けるものとする。

（護床工等）

第27条 第16条から第18条までの規定は、堰^{せき}を設ける場合について準用する。

（洪水を分流させる堰^{せき}に関する特例）

第28条 第20条及び第24条の規定は、洪水を分流させる堰^{せき}については、適用しない。

第5章 水門及び樋門^ひ

（構造の原則）

第29条 水門及び樋門^ひは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 水門及び樋門^ひは、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに水門又は樋門^ひに接続する河床の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

（構造）

第30条 水門及び樋門^ひ（ゲート及び管理施設を除く。）は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

2 樋門^ひは、堆積土砂等の排除に支障のない構造とするものとする。

(断面形)

第 3 1 条 河川を横断して設ける水門及び樋門^ひの流水を流下させる部分の断面形は、計画高水流量を勘案して定めるものとする。

2 前項の規定は、河川以外の水路が河川に合流する箇所において当該水路を横断して設ける水門及び樋門^ひについて準用する。

(河川を横断して設ける水門の径間長等)

第 3 2 条 第 2 0 条から第 2 2 条まで(第 2 1 条第 3 項を除く。)の規定は、河川を横断して設ける水門について準用する。この場合において、第 2 0 条中「可動堰^{ぜき}の可動部(流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する堰柱^{せき}に限る。次条及び第 2 2 条において同じ。)以外の部分(堰柱^{せき}を除く。)及び固定堰^{ぜき}」とあるのは「水門のうち流水を流下させるためのゲート及び門柱以外の部分」と、第 2 1 条及び第 2 2 条中「可動堰^{ぜき}の可動部」とあり、及び「可動部」とあるのは「水門のうち流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する門柱の部分」と、第 2 1 条中「堰柱^{せき}」とあるのは「門柱」と読み替えるものとする。

2 河川を横断して設ける樋門^ひで 2 門以上のゲートを有するものの内法幅^{のり}は、5 メートル以上とするものとする。ただし、内法幅^{のり}が内法高^{のり}の 2 倍以上となるときは、この限りでない。

(ゲート等の構造)

第 3 3 条 水門及び樋門^ひのゲートは、確実に開閉し、かつ、必要な水密性を有する構造とするものとする。

2 水門及び樋門^ひのゲートは、鋼構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

3 水門及び樋門^ひのゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

(水門のゲートの高さ等)

第 3 4 条 水門のカーテンウォールの上端の高さ又はカーテンウォールを有しない水門のゲートの閉鎖時における上端の高さは、水門に接続する堤防(計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防)の高さを下回らないものとするものとする。

2 第 2 4 条第 1 項の規定は、河川を横断して設ける水門(流水を分流させる水門を除く。)のカーテンウォール及びゲートの高さについて、第 2 5 条の

規定は、河川を横断して設ける水門のカーテンウォール及びゲートの高さについて準用する。この場合において、これらの規定中「可動堰^{せき}の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」とあるのは、「水門のカーテンウォールの下端の高さ及び水門の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」と読み替えるものとする。

(管理施設等)

第 35 条 第 26 条の規定は、水門及び樋門^ひについて準用する。

2 水門は、規則で定めるところにより、管理用通路としての効用を兼ねる構造とするものとする。

(護床工等)

第 36 条 第 16 条及び第 17 条の規定は、水門又は樋門^ひを設ける場合について準用する。

第 6 章 揚水機場、排水機場及び取水塔

(揚水機場及び排水機場の構造の原則)

第 37 条 揚水機場及び排水機場は、河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

2 揚水機場及び排水機場のポンプ室（ポンプを据え付ける床及びその下部の室に限る。）、吸水槽及び吐出水槽その他の調圧部は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

(排水機場の吐出水槽等)

第 38 条 樋門^ひを有する排水機場には、吐出水槽その他の調圧部を設けるものとする。ただし、樋門^ひが横断する河岸又は堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

2 吐出水槽その他の調圧部の上端の高さは、排水機場の樋門^ひが横断する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さ以上とするものとする。

(流下物排除施設)

第 39 条 揚水機場及び排水機場には、土砂、竹木その他の流下物を排除するため、沈砂池、スクリーンその他の適当な流下物排除施設を設けるものとする。ただし、河川管理上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

(樋門^ひ)

第40条 揚水機場及び排水機場の樋門と樋門以外の部分とは、構造上分離するものとする。ただし、樋門が横断する河岸又は堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

2 第32条第2項の規定は、揚水機場又は排水機場の樋門でポンプによる揚水又は排水のみの用に供されるものについては、適用しない。

(取水塔の構造)

第41条 取水塔（流下断面内に設けるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに取水塔に接続する河床の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

2 取水塔は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

3 取水塔の河床下の部分には、直接取水する取水口を設けてはならない。ただし、取水口の規模及び深さ等を考慮して治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

(護床工等)

第42条 第16条及び第17条の規定は、取水塔を設ける場合について準用する。

第7章 橋

(河川区域内に設ける橋台及び橋脚の構造の原則)

第43条 河川区域内に設ける橋台及び橋脚は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 河川区域内に設ける橋台及び橋脚は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに橋台又は橋脚に接続する河床の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(橋台)

第44条 背水区間に係る堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防。以下この条において同じ。）に設ける橋台は、流下断面内に設けてはならない。ただし、山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

2 堤防に設ける橋台（前項の橋台に該当するものを除く。）は、堤防の表法肩より表側の部分に設けてはならない。

3 堤防に設ける橋台の表側の面は、堤防の法線に平行して設けるものとする。

ただし、堤防の構造に著しい支障を及ぼさないために必要な措置を講ずるときは、この限りでない。

- 4 堤防に設ける橋台の底面は、堤防の地盤に定着させるものとする。
(橋脚)

第45条 河道内に設ける橋脚（基礎部（底版を含む。次項において同じ。）

その他流水が作用するおそれがない部分を除く。以下この項において同じ。）

の水平断面は、できるだけ細長い楕円形その他これに類する形状のものとし、かつ、その長径（これに相当するものを含む。）の方向は、洪水が流下する方向と同一とするものとする。ただし、橋脚の水平断面が極めて小さいとき、橋脚に作用する洪水が流下する方向と直角の方向の荷重が極めて大きい場合であつて橋脚の構造上やむを得ないと認められるとき、又は洪水が流下する方向が一定でない箇所^だに設けるときは、橋脚の水平断面を円形その他これに類する形状のものとすることができる。

- 2 河道内に設ける橋脚の基礎部は、低水路（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る低水路を含む。以下この条において同じ。）の河床の表面から深さ2メートル以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき、又は河川の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、低水路の河床の表面より下の部分に設けることができる。

- 3 計画高水流量が1秒間につき100立方メートル未満の河川の河道内に設ける橋脚の基礎部は、前項本文の規定にかかわらず、低水路の河床の表面から深さ1メートル以上の部分に設けることができる。

(径間長)

第46条 橋脚を河道内に設ける場合においては、当該箇所において洪水が流下する方向と直角の方向に河川を横断する垂直な平面に投影した場合における隣り合う河道内の橋脚の中心線間の距離（河岸又は堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防。以下この条において同じ。）に橋台を設ける場合においては橋台の胸壁の表側の面から河道内の直近の橋脚の中心線までの距離を含み、河岸又は堤防に橋台を設けない場合においては当該平面上の流下断面（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面）の上部の角から河道内の直近の橋脚の中心線までの距離を含む。以下この条において「径間長」という。）は、山間狭窄部^{さく}であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる場合を除

き、次の式によって得られる値以上とするものとする。

$$L = 20 + 0.005Q$$

この式において、L及びQは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L 径間長（単位 メートル）

Q 計画高水流量（単位 1秒間につき立方メートル）

2 次の各号のいずれかに該当する橋（規則で定める主要な公共施設に係るものを除く。）の径間長は、河川管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる値以上とすることができる。

(1) 川幅が30メートル未満の河川に設ける橋 12.5メートル

(2) 川幅が30メートル以上の河川に設ける橋 15メートル

3 河道内に橋脚が設けられている橋、堰^{せき}その他の河川を横断して設けられている施設に近接して設ける橋の径間長については、これらの施設の相互の関係を考慮して治水上必要と認められる範囲内において規則で特則を定めることができる。

（桁下高等）

第47条 第24条第1項及び第25条の規定は、橋の桁下高について準用する。この場合において、これらの規定中「可動堰^{せき}の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」とあるのは、「橋の桁下高」と読み替えるものとする。

2 橋面（路面その他規則で定める橋の部分をいう。）の高さは、背水区間においても、橋が横断する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さ以上とするものとする。

（護岸等）

第48条 第16条及び第17条の規定は、橋を設ける場合について準用する。

2 前項の規定による場合のほか、橋の下河岸又は堤防を保護するため必要があるときは、河岸又は堤防をコンクリートその他これに類するもので覆うものとする。

（管理用通路の構造の保全）

第49条 橋（取付部を含む。）は、規則で定めるところにより、管理用通路の構造に支障を及ぼさない構造とするものとする。

(適用除外)

第50条 第44条第1項から第3項まで及び第45条から第47条までの規定は、遊水池その他これに類するものの区域（規則で定める要件に該当する区域を除く。）内に設ける橋及び治水上の影響が著しく小さいものとして規則で定める橋については、適用しない。

2 この章（第47条及び前条を除く。）の規定は、堰又は水門と効用を兼ねる橋及び樋門又は取水塔に附属して設けられる橋については、適用しない。

第8章 伏せ越し

(適用の範囲)

第51条 この章の規定は、用水施設又は排水施設である伏せ越しについて適用する。

(構造の原則)

第52条 伏せ越しは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 伏せ越しは、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、並びに付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

(構造)

第53条 堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この項において同じ。）を横断して設ける伏せ越しにあっては、堤防の下に設ける部分とその他の部分とは、構造上分離するものとする。ただし、堤防の地盤の地質、伏せ越しの深さ等を考慮して、堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

2 第30条の規定は、伏せ越しの構造について準用する。

(ゲート等)

第54条 伏せ越しには、流水が河川外に流出することを防止するため、河川区域内の部分の両端又はこれに代わる適当な箇所に、ゲート（バルブを含む。次項において同じ。）を設けるものとする。ただし、地形の状況により必要がないと認められるときは、この限りでない。

2 第23条第2項の規定は前項のゲートの開閉装置について、第26条の規定は伏せ越しについて準用する。

(深さ)

第55条 伏せ越しは、低水路（計画横断形が定められている場合には、当該

計画横断形に係る低水路を含む。以下この条において同じ。）においては河床の表面から、堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この条において同じ。）の下の部分においては堤防の地盤面から、それぞれ深さ２メートル以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき、又は河川の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、それぞれ低水路の河床の表面又は堤防の地盤面より下の部分に設けることができる。

- ２ 計画高水流量が１秒間につき１００立方メートル未満の河川の伏せ越しは、前項本文の規定にかかわらず、低水路においては河床の表面から、堤防の下部分においては堤防の地盤面から、それぞれ深さ１メートル以上の部分に設けることができる。

第９章 雑則

（適用除外）

第５６条 この条例の規定は、次に掲げる河川管理施設又は許可工作物（以下「河川管理施設等」という。）については、適用しない。

- (1) 治水上の機能を早急に向上させる必要がある小区間の河川における応急措置によって設けられる河川管理施設等
- (2) 臨時に設けられる河川管理施設等
- (3) 工事を施行するために仮に設けられる河川管理施設等
- (4) 特殊な構造の河川管理施設等で、市長がその構造が第２章から前章までの規定によるものと同等以上の効力があると認めるもの

（委任）

第５７条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- １ この条例は、平成２５年４月１日から施行する。
- ２ この条例の施行の際現に存する河川管理施設等又は現に工事中の河川管理施設等（既に法第２６条第１項の許可を受け、工事に着手するに至らない許可工作物を含む。）がこの条例の規定に適合しない場合においては、当該河川管理施設等については、当該規定は、適用しない。ただし、工事の着手（許可工作物にあっては、同項の許可）がこの条例の施行の後である改築（災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。）に係る河川管理施設等については、この限りでない。

津市景観条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 10 号

津市景観条例

(目的)

第 1 条 この条例は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項及び景観づくりに関し必要な事項を定めることにより、先人の知恵と努力により創られてきた本市の景観を保全し、長期的視野に立った景観づくりを推進するとともに、市民の共通資産である良好な景観を次世代へ継承し、もって愛着と誇りの持てる豊かなまちの実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観づくり 地域の個性及び特色を生かした良好な景観を保全し、整備し、又は創出することをいう。
- (2) 市民等 本市の区域内に住所を有する者及び本市の区域内に存する土地、建築物又は工作物に関する権利を有する者をいう。
- (3) 事業者 本市の区域内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 景観計画 法第 8 条第 1 項に規定する景観計画をいう。

(責務)

第 3 条 本市は、景観づくりを推進するための施策を策定し、これを総合的に実施するものとする。

- 2 市民等は、自らが景観づくりの主体であることを認識し、自ら景観づくりを実践するとともに、本市が実施する景観づくりに関する施策に協力するものとする。

- 3 事業者は、自らの事業活動が良好な景観の形成に影響を与えるものであることを認識し、その事業活動の実施に当たっては、景観づくりについて必要な配慮をするとともに、本市が実施する景観づくりに関する施策に協力するものとする。

(景観計画)

第4条 市長は、本市の区域内の景観づくりを推進するため、景観計画を定めるものとする。

- 2 景観計画においては、法第8条第2項各号に規定する事項のほか、本市が推進する景観づくりに関して必要な事項を定めるものとする。

(策定の手続)

第5条 市長は、景観計画を定めようとするときは、第13条第1項に規定する津市景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。これを変更しようとするとき（規則で定める軽微な変更を除く。）も、同様とする。

(届出を要する行為等)

第6条 法第16条第1項第4号の条例で定める届出を要する行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (2) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。次条第2号において同じ。））、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。次条第2号において同じ。））その他の物件の堆積

- 2 前項に規定する行為に係る届出は、規則で定めるところにより行うものとする。

(届出を要しない行為)

第7条 法第16条第7項第11号の条例で定める届出を要しない行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (2) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積でその期間が90日を超えて継続しないもの
- (3) 法令（条例を含む。）の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、若し

くは届け出て行う行為又は国若しくは地方公共団体が行う行為のうち、景観づくりのための措置が講じられているものとして規則で定めるもの

(4) 法第16条第1項各号の規定による届出を要する行為（同項第2号に掲げる行為にあつては、規則で定める工作物に係る行為に限る。）で、規則で定める規模以下のもの

(5) 規則で定める工作物に係る行為

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為

（事前協議等）

第8条 法第16条第1項又は第2項に規定する行為をしようとする者は、同項の規定による届出の前に当該行為が景観計画に定める行為についての制限に適合するか否かについて、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項の協議において、当該協議に係る行為が景観計画に定める行為についての制限に適合しないと認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な措置を講じるよう助言し、又は指導することができる。

（勧告の手続等）

第9条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えるとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

（特定届出対象行為）

第10条 法第17条第1項の条例で定める特定届出対象行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(2) 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

（変更命令等の手続）

第11条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定により必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

（行為の着手制限の期間の短縮）

第12条 市長は、法第18条第2項の規定により同条第1項に規定する期間を短縮するときは、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

（審議会の設置等）

第13条 この条例の規定により定められた事項及び景観づくりに関する重要事項（以下「所掌事項」という。）について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、審議会を置く。

2 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、所掌事項について、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第14条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

（委員の任期）

第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第16条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議等）

第17条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、所掌事項のうち特定の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

5 審議会は、前項の規定により設置される部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

6 審議会及び部会は、調査審議するため必要があると認めるときは、委員以

外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 審議会及び部会の庶務は、都市計画部において処理する。

8 第13条から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、三重県景観づくり条例（平成19年三重県条例第66号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 三重県景観づくり条例に基づく景観計画は、施行日から第4条の規定により定める景観計画の効力が生じる日の前日までの間は、同条の規定により定めた景観計画とみなす。

津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 1 1 号

津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 2 5 年 3 月 3 1 日」を「平成 2 6 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 1 2 号

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項及び第 4 項中「平成 2 5 年 3 月 3 1 日」を「平成 2 6 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 1 3 号

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

津市職員の給与に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 項中「平成 2 5 年 3 月 3 1 日」を「平成 2 6 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 14 号

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例（平成 18 年津市条例第 227 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 25 年 3 月 31 日」を「平成 26 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

津市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 15 号

津市特別会計条例の一部を改正する条例

津市特別会計条例（平成 18 年津市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 津市風力発電事業特別会計の平成 24 年度分の収入、支出及び決算に関しては、なお従前の例による。

津市市民活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 16 号

津市市民活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市市民活動センターの設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 82 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号を次のように改める。

(2) 交流・会議施設

第 4 条第 3 号を削る。

第 5 条第 1 項中「市民ワークステーション」を「センター」に改め、同条第 2 項を削る。

第 15 条第 1 項中「施設」の次に「（設備器具を含む。）」を加える。

第 20 条第 2 号中「会議室」を「ミーティングルーム及び会議室」に改め、同条第 4 号中「市民オープンステージ」の次に「、レクリエーション室及び研修室」を加える。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第15条、第18条関係）

市民ワークステーションの利用料金

1 施設の利用料金

(1) 市民活動オフィス

単位 円

施設	使用区分	使用期間 1 月当たりの利用料金
市民活動オフィス	1 室	5,000
〔備考〕 使用期間に 1 月未満の端数があるとき、又は使用期間が 1 月未満であるときは、これらを 1 月とする。		

(2) ミーティングルーム

単位 円

施設	使用区分	使用時間 1 時間当たりの利用料金
ミーティングルーム	営利又は宣伝を目的とする場合	600
	その他の場合	300
〔備考〕 使用時間に 1 時間未満の端数があるとき、又は使用時間が 1 時間未満であるときは、これらを 1 時間とする。		

2 設備器具の利用料金

単位 円

名称	区分	使用時間 1 時間当たりの利用料金
音響設備	一式	100
プロジェクター	1 台	100
スクリーン	一式	100
〔備考〕 使用時間に 1 時間未満の端数があるとき、又は使用時間が 1 時間未満であるときは、これらを 1 時間とする。		

別表第 2（第15条、第18条関係）

交流・会議施設の利用料金

1 施設の利用料金

単位 円

施設	使用区分		使用時間 1 時間当たりの 利用料金
会議室 A 会議室 B	営利又は宣伝を目的とする 場合		600
	その他の場合		300
会議室 C	営利又は宣伝を目的とする 場合		400
	その他の場合		200
レクリエーション室 研修室	営利又は宣伝を目的とする 場合		1,000
	その他の場合		500
市民オープンステージ	平日の使用	営利又は宣伝 を目的とする 場合	1,000
		その他の場合	500
	土曜日、日 曜日又は休 日の使用	営利又は宣伝 を目的とする 場合	1,300
		その他の場合	650

〔備考〕

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 市民オープンステージをその使用区分に係る準備若しくは原状回復又はリハーサルのために使用する場合における利用料金は、当該使用区分に係る利用料金の2分の1の額（100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。
- 3 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又は使用時間が1時間未満であるときは、これらを1時間とする。

2 設備器具の利用料金

単位 円

名称	区分	使用時間 1 時間当たりの 利用料金
音響設備	一式	100
プロジェクター	1 台	100
スクリーン	一式	100
〔備考〕 使用時間に 1 時間未満の端数があるとき、又は使用時間が 1 時間未満であるときは、これらを 1 時間とする。		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 5 年 7 月 1 日から施行する。

(津市まん中交流館の設置及び管理に関する条例の廃止)

- 2 津市まん中交流館の設置及び管理に関する条例（平成 2 0 年津市条例第 2 号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 改正後の津市市民活動センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金から適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の津市まん中交流館の設置及び管理に関する条例の規定によりなされたレクリエーション室及び研修室並びに設備器具に係る処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例による改正後の津市市民活動センターの設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたレクリエーション室及び研修室並びに設備器具に係る処分、手続その他の行為とみなす。

津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 17 号

津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例（平成 21 年津市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 7 号中「竹原ルート」を「家城ルート」に改め、同条第 8 号中「美杉循環ルート」を「逢坂・飼坂ルート」に改める。

別表第 2 備考に次のように加える。

- 5 川上ルート及び丹生俣ルートの竹原停留所からそれぞれのルートの終点までの距離は、乗車距離には含まないものとする。ただし、竹原停留所からそれぞれのルートの終点までの区間で乗車し、かつ、降車した場合は、この限りでない。この場合において、当該区間で乗車し、かつ、降車した場合の使用料は、乗車距離が 8 km 未満の場合の区分の使用料とする。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

津市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 18 号

津市都市公園条例の一部を改正する条例

津市都市公園条例（平成 18 年津市条例第 197 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 章 都市公園の管理（第 3 条—第 20 条）」を「第 2 章 都市公園の設置（第 2 条の 2—第 2 条の 4）」に、「第 3 章」を「第 4 章」に、「第 4 章」を「第 5 章」に改める。

第 4 章を第 5 章とする。

第 25 条中「第 3 条」を「第 2 条の 3」に改める。

第 3 章を第 4 章とし、第 2 章を第 3 章とし、第 1 章の次に次の 1 章を加える。

第 2 章 都市公園の設置

（都市公園の配置及び規模に関する技術的基準）

第 2 条の 2 法第 3 条第 1 項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 本市の区域内に設置する都市公園の住民 1 人当たりの敷地面積の標準は、10 平方メートル以上とし、市街地に設置する都市公園の当該市街地の住民 1 人当たりの敷地面積の標準は、5 平方メートル以上とする。
- (2) 次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれの特質に応じて本市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

ア 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25 ヘクタールを標準として定めること。

イ 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

ウ 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

エ 主として本市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び本市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

- (3) 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前号アからエまでに掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第2条の3 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

- 2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 3 令第6条第1項第2号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 4 令第6条第1項第3号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条

例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 5 令第6条第1項第4号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(移動等円滑化のために必要な特定公園施設に関する基準)

第2条の4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項に規定する都市公園移動等円滑化基準は、高齢者、障害者等の移動又は特定公園施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は特定公園施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図るものとし、規則で定める基準とする。

- 2 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、前項の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

津市駐車場事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 19 号

津市駐車場事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

津市駐車場事業の設置等に関する条例（平成 18 年津市条例第 218 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 フェニックス通り駐車場の項中

6 時間まで	30 分までごとに 100 円	を

30 分まで	無料	に、「1, 200 円」を
30 分を超え	30 分を超えた部分について	
6 時間まで	30 分までごとに 100 円	

「1, 100 円」に改め、同表アスト駐車場の項中

6 時間まで	30 分までごとに 100 円	を

30 分まで	無料	に、「1, 200 円」を
30 分を超え	30 分を超えた部分について	
6 時間まで	30 分までごとに 100 円	

「1, 100 円」に改める。

附 則

- この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の津市駐車場事業の設置等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の入場に係る駐車料金から適用し、同日前の入場に係る駐車料金については、なお従前の例による。

津市簡易水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 2 0 号

津市簡易水道条例の一部を改正する条例

津市簡易水道条例（平成 1 8 年津市条例第 2 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 4 項、第 7 項及び第 8 項中「奥津簡易水道」を「八幡簡易水道」に改め、同表第 9 項中「奥津簡易水道」を「八幡簡易水道」に、「美杉町川上の一部」を「美杉町川上」に、「6 4 0 人」を「7 3 0 人」に、「2 5 0 立方メートル」を「2 8 1 立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

津市就学指導委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 2 1 号

津市就学指導委員会条例の一部を改正する条例

津市就学指導委員会条例（平成 1 8 年津市条例第 2 2 5 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市教育支援委員会条例

第 1 条中「就学指導を」を「就学支援等の教育支援を」に、「津市就学指導委員会」を「津市教育支援委員会」に改める。

第 2 条中「就学の指導」を「就学支援」に改める。

第 7 条第 1 項中「就学指導」を「教育支援」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の津市就学指導委員会条例の規定により委嘱され、又は任命されている津市就学指導委員会の委員である者は、その任期が終了するまでの間は、改正後の津市教育支援委員会条例の規定により委嘱され、又は任命されている津市教育支援委員会の委員とみなす。

津市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 2 2 号

津市立学校設置条例の一部を改正する条例

津市立学校設置条例（平成 1 8 年津市条例第 2 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号の表中

「	津市立大井小学校	津市一志町大仰 3 2 6 番地	を
	津市立波瀬小学校	津市一志町波瀬 2 2 3 6 番地	
	津市立川合小学校	津市一志町八太 7 8 5 番地 1	
	津市立高岡小学校	津市一志町田尻 3 5 3 番地 1	
「	津市立一志東小学校	津市一志町八太 7 8 5 番地 1	に
	津市立一志西小学校	津市一志町田尻 3 5 3 番地 1	
			」

改める。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 23 号

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津市国民健康保険条例（平成 18 年津市条例第 134 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項第 3 号中「又はイ」を「からウまで」に改め、同号ア中「イ」の次に「又はウ」を加え、「の属する月以後 5 年を経過する月までの間に限り、同日」を削り、「属する一般被保険者が属する世帯」の次に「であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後 5 年を経過する月までの間にあるもの」を、「得た数」の次に「と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数」を加え、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に 4 分の 3 を乗じて得た額

第 15 条の 2 第 1 号中「次号」の次に「又は第 3 号」を加え、同条第 2 号中「属する世帯」の次に「であって特定月以後 5 年を経過する月までの間にあるもの」を加え、同条に次の 1 号を加える。

- (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）

第 12 条第 1 項第 3 号ウに定めるところにより算定した額

第 16 条の 5 第 1 項第 3 号中「又はイ」を「からウまで」に改め、同号ア中「イ」の次に「又はウ」を、「得た数」の次に「と特定継続世帯の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数」を加え、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

第16条の9第1号中「次号」の次に「又は第3号」を加え、同条第2号中「属する世帯」の次に「であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの」を加え、同条に次の1号を加える。

- (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）

第16条の5第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市国民健康保険条例の規定は、平成25年度以後の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 24 号

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年津市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 2 本市の議会の議員が市議会議員のうちから選任される委員等として地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関の委員等を兼ねるときは、その兼ねる委員等の報酬は、支給しない。

別表中「（昭和 22 年法律第 67 号）」を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき理由を生じた報酬について適用し、同日前に支給すべき理由を生じた報酬については、なお従前の例による。

津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 5 年 3 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 7 号

津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成 1 8 年津市規則第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

社会福祉法人津市社会福祉事業団 津市土地開発公社 財団法人三重県下水道公社 財団法人三重産業振興センター
社会福祉法人津市社会福祉協議会 社団法人中勢地域中小企業勤労者福祉 サービスセンター

」を

「

社会福祉法人津市社会福祉事業団 津市土地開発公社 財団法人三重県下水道公社 公益財団法人三重県産業支援センター 地方公共団体金融機構
社会福祉法人津市社会福祉協議会 一般社団法人三重中勢勤労者サービス センター

」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

津市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 8 号

津市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(津市事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 津市事務分掌規則（平成 18 年津市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号の表中「財産管理担当」を「管理担当 財産活用担当」に、「公共事業調整担当」を「技術管理担当」に改め、同項第 3 号の表中「情報企画担当 情報システム運用担当」を「企画運用担当」に改め、同項第 5 号の表中「企画管理担当 スポーツ振興担当」を「企画管理・事業担当」に、「文化振興担当」を「事業担当 施設担当」に改め、同項第 6 号の表中「施設担当」及び「環境対策担当」を削り、

「環境事業課	管理担当 指導担当 事業担当」を
「環境事業課	管理担当 指導・事業担当
環境施設課	管理担当 施設担当」

中

「保険年金課	管理担当 保険担当 国民年金担当」を
「保険医療助成課	管理・年金担当 保険担当 福祉医療費担当 後期
高齢者医療担当	
健康づくり課	管理担当 保健指導担当」

に改め、同項第 8 号の表中

「産業政策振興課	企画管理担当 工業振興担当	を
商業労政振興課	労政担当 商業振興担当」	
「商業振興労政課	企画管理・労政担当 商業振興担当	に改め、同項第
工業振興課	工業振興担当」	

9 号の表中「農業振興担当」を「農業振興担当 獣害対策担当」に改め、同項第 11 号の表中

「都市計画課	企画管理担当 都市計画担当 景観・緑化推進担当
都市整備課	都市整備担当 新都心軸整備担当

- 交通政策課 交通政策担当 海上アクセス担当 名松線復旧推進担当」
- を
- 「都市政策課 企画管理担当 都市計画・景観担当 都市整備・新都心軸担当
- 交通政策課 交通政策・海上アクセス担当」
- に改め、同項第 1 2 号の表中「建設維持課 用地担当 道路担当 公園担当 河川担当 道路等特定事項担当」を「建設整備課 用地担当 道路整備担当 公園整備担当 河川整備担当」に改め、同項第 1 3 号の表中「料金担当」を「料金担当 生活排水推進担当」に改め、同条第 2 項の表中「建設維持担当」を「維持担当」に改め、同条第 3 項中第 6 号を削り、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。
- (4) 市民部市民課
- 新斎場建設推進室 建設推進担当
- 第 2 条第 3 項第 7 号を次のように改める。
- (7) スポーツ文化振興部スポーツ振興課
- 新産業スポーツ施設推進室 施設推進担当
- 第 2 条第 3 項中第 1 1 号を第 1 5 号とし、同項第 1 0 号中「都市計画課」を「都市政策課」に改め、同号を同項第 1 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。
- (14) 都市計画部交通政策課
- 名松線復旧推進室 復旧推進担当
- 第 2 条第 3 項中第 9 号を第 1 2 号とし、同項第 8 号中「産業政策振興課」を「工業振興課」に改め、同号を同項第 1 1 号とし、同項第 7 号の次に次の 3 号を加える。
- (8) 健康福祉部福祉政策課
- 福祉監査室 福祉監査担当
- (9) 健康福祉部こども家庭課
- こども総合支援室 こども総合支援担当
- (10) 健康福祉部健康づくり課
- 地域医療推進室 地域医療担当
- 第 2 条第 3 項に次の 1 号を加える。
- (16) 建設部建設整備課

道路等特定事項推進室

道路等特定事項推進担当

第4条第6項中「（室にあっては、第1号に規定する担当副参事を除く。）」を削る。

別表第1 政策財務部の表地域政策課の部地域政策担当の項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 地域政策会議に関すること。

別表第1 政策財務部の表財産管理課の部を次のように改める。

財産管理課	管理担当	(1) 市有財産の管理に係る総括に関すること。 (2) 財産台帳の整備及び管理に関すること。 (3) 普通財産の管理に関すること。 (4) 市有財産の損害保険に関すること。 (5) 未登記の市有財産の指導助言に関すること。 (6) 登記事務の指導助言に関すること。 (7) 物品の不用決定に関すること。 (8) 津市土地開発公社との連絡調整に関すること。 (9) 財産区の総合調整に関すること。 (10) 庁舎管理の総括に関すること。 (11) 本庁舎及びその附属施設の管理に関すること。 (12) 車両管理の総括に関すること。 (13) 車両の損害保険に関すること。 (14) 集中管理車両の管理及び配車に関すること。 (15) 車両の運行に係る事故防止対策に関すること。 (16) 課の庶務に関すること。
	財産活用担当	(1) 市有財産の有効活用に係る企画及び総合調整に関すること。 (2) 普通財産の取得及び処分に係る総合調整に関すること。 (3) 公共施設の資産管理に係る総括に関すること。

		(4) 公共施設の資産に係るデータベース化及び有効活用等に関すること。 (5) 外郭団体への出資・出捐の総括に関すること。

別表第 1 政策財務部の表検査課の部中「公共事業調整担当」を「技術管理担当」に改める。

別表第 1 総務部の表情報企画課の部を次のように改める。

情報企画課	企画運用担当	(1) 行政及び地域の情報化に係る企画及び調整に関すること。 (2) 行政情報システムの開発に関すること。 (3) 電子自治体の構築に関すること。 (4) 行政情報システムの管理、指導及び評価に関すること。 (5) 情報通信基盤の整備及び管理に関すること。 (6) 津市地域情報センター等に関すること。 (7) 情報セキュリティに関すること。 (8) 課の庶務に関すること。

別表第 1 市民部の表市民課の部企画管理担当の項第 7 号中「課」の次に「（新斎場建設推進室を含む。）」を加え、同部住民窓口担当の項第 13 号中「租税特別措置法」の次に「（昭和 32 年法律第 26 号）」を加える。

別表第 1 スポーツ文化振興部の表を次のように改める。

スポーツ文化振興部

課	担当	分掌事務
スポーツ振興課	企画管理・事業担当	(1) スポーツ・レクリエーションの施策の総合調整に関すること。 (2) スポーツ・レクリエーションの振興に関すること。 (3) スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくりの推進に関すること。 (4) スポーツ推進委員に関すること。 (5) 運動施設及びスポーツ公園の設置に係る計画に関すること。 (6) スポーツ・レクリエーション事業の計画及

		び運営に関すること。 (7) スポーツ・レクリエーション関係団体の育成指導に関すること。 (8) 運動施設及びスポーツ公園の維持管理に関すること。 (9) 運動施設及びスポーツ公園の使用に関すること。 (10) 運動施設及びスポーツ公園の整備に関すること。 (11) 部の業務に係る企画の総括及び総合調整に関すること。 (12) 部に係る予算の調製に関すること。 (13) 部及び課（新産業スポーツ施設推進室を含む。）の庶務に関すること。
文化振興課	事業担当	(1) 文化施策の総合調整に関すること。 (2) 芸術及び文化の振興に関すること。 (3) 文化関係団体の育成に関すること。 (4) 津市文化振興審議会に関すること。 (5) 課の庶務に関すること。
	施設担当	(1) 津リージョンプラザ内お城ホール及び展示・会議施設（以下「お城ホール等」という。）の管理及び運営に関すること。 (2) お城ホール等の使用に関すること。 (3) 津リージョンプラザの総括管理に関すること。 (4) 津リージョンプラザの冷暖房設備、消防防災設備、給排水衛生設備等の維持管理に関すること。 (5) 文化施設の整備に関すること。 (6) 文化ホール（津市久居市民会館、津市サンヒルズ安濃内ハーモニーホール及び津市白山総合文化センター内しらさぎホールに限る。）の管理及び運営に関すること。

別表第1 環境部の表環境政策課の部施設担当の項を削り、同表環境保全課の部及び環境事業課の部を次のように改める。

環境保全課	環境保全担当	(1) 生活環境の保全に係る総合的な計画及び総合調整に関すること。 (2) 生活環境の保全に係る啓発及び指導に関すること。 (3) 生活環境の美化に関すること。 (4) 自然環境に関すること。 (5) 環境対策の計画、実施及び調整に関すること。 (6) 騒音及び振動の規制並びに悪臭の防止に関すること。 (7) 環境関係法令に基づく届出に関すること。 (8) 環境保全協定に関すること。 (9) 大気、水質、騒音等に係る環境調査に関すること。 (10) 公害に係る相談及び苦情処理に関すること。 (11) 環境影響評価に関すること。 (12) 産業廃棄物処理施設の設置に係る事前協議等に関すること。 (13) 課の庶務に関すること。
	環境衛生担当	(1) 墓地、納骨堂等に係る経営の許可等に関すること。 (2) 市営墓地の総括に関すること。 (3) 動物の飼養及び収容の許可に関すること。 (4) 死亡獣畜の処理の許可（食用分を除く。）に関すること。 (5) そ族及び昆虫の駆除に関すること。 (6) 狂犬病の予防に関すること。 (7) 動物の愛護及び適正な飼養に関すること。 (8) 公衆浴場衛生対策事業に関すること。 (9) 小規模飲料水供給布設事業に関すること。 (10) 専用水道等に係る監視及び措置に関するこ

		と。
環境事業課	管理担当	(1) ごみの収集及び分別に係る総合調整に関すること。 (2) ごみ収集計画に関すること。 (3) ごみ一時集積所に関すること。 (4) 課の庶務に関すること。
	指導・事業担当	(1) 清掃意識の普及に関すること。 (2) ごみの分別の指導に関すること。 (3) ごみの収集作業（総合支所所管区域を除く。）の計画及び実施に関すること。 (4) 犬、猫等の死骸処理に関すること。

別表第1 環境部の表環境事業課の部の次に次のように加える。

環境施設課	管理担当	(1) 一般廃棄物処理施設の総括に関すること。 (2) 一般廃棄物処理施設（新最終処分場を除く。）に係る調査、研究及び計画に関すること。 (3) 一般廃棄物処理施設（新最終処分場を除く。）との連絡調整に関すること。 (4) 課の庶務に関すること。
	施設担当	(1) 一般廃棄物処理施設（新最終処分場を除く。）の整備に関すること。 (2) 一般廃棄物処理施設の運転及び維持管理に関すること。 (3) 一般廃棄物処理施設周辺の環境保全に関すること。 (4) 水質、排ガス、ばいじん等施設環境の調査及び検査に関すること。 (5) 汚水処理に関すること。 (6) 焼却灰の分析調査に関すること。 (7) 焼却灰の処理に係る計画及び実施に関すること。 (8) 一般廃棄物の搬入に係る受付及び指導に関すること。 (9) 一般廃棄物処理施設使用料の収納に関する

		こと。
		(10) 一般廃棄物処理施設に係る職員の安全管理に関すること。
		(11) 一般廃棄物処理施設に係る施設台帳の調製及び管理に関すること。

別表第1 健康福祉部の表福祉政策課の部企画管理担当の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同項第9号中「課」の次に「（福祉監査室を含む。）」を加え、同号を同項第8号とし、同表障がい福祉課の部障がい福祉担当の項第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同表保険年金課の部を次のように改める。

保険医療助成課	管理・年金担当	(1) 国民健康保険の事業の計画及び調整に関すること。 (2) 国民健康保険運営協議会に関すること。 (3) 津市国民健康保険事業特別会計に関すること。 (4) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の収納整理に関すること。 (5) 津市国民健康保険竹原診療所に関すること。 (6) 国民年金被保険者の資格の取得及び喪失に関すること。 (7) 国民年金被保険者及び受給権者の裁定請求その他給付に関すること。 (8) 国民年金保険料の免除に関すること。 (9) 国民年金に関する証書に関すること。 (10) その他国民年金に関すること。 (11) 課の庶務に関すること。
	保険担当	(1) 国民健康保険被保険者の資格の取得及び喪失に関すること。 (2) 国民健康保険被保険者証の交付及び検認に関すること。 (3) 国民健康保険料の賦課及び調定に関すること。

	(4) 国民健康保険料の納入通知書等の発送に關すること。 (5) 国民健康保険に係る給付に關すること。 (6) 国民健康保険に係る療養費、高額療養費、出産育児一時金及び葬祭費の支給等に關すること。 (7) 国民健康保険に係る特定健康診査及び特定保健指導に關すること。 (8) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る納付相談及び調査の推進に關すること。 (9) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る徴収猶予及び欠損処分に關すること。 (10) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る差押処分及び換価に關すること。 (11) その他国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る滞納整理の推進に關すること。
福祉医療費担当	(1) 福祉医療費受給資格の認定等に關すること。 (2) 福祉医療費の助成等に關すること。
後期高齢者医療担当	(1) 後期高齢者医療の資格に係る申請書の受付等に關すること。 (2) 後期高齢者医療の給付に係る申請書の受付等に關すること。 (3) 後期高齢者医療保険料に係る申請書の受付、通知等に關すること。 (4) 後期高齢者医療被保険者証等の引渡し、返還等に關すること。 (5) 三重県後期高齢者医療広域連合との連絡調整に關すること。 (6) 津市後期高齢者医療事業特別会計に關すること。 (7) 老人保健医療に關すること。 (8) その他後期高齢者医療に關すること。

別表第 1 健康福祉部の表保険医療助成課の部の次に次のように加える。

健康づくり課	管理担当	(1) 母子保健事業（養育医療給付事業に限る。）に関する こと。 (2) 感染症患者に係る場所等の消毒に関する こと。 (3) 保健センターの管理に関する こと。 (4) 課（地域医療推進室を含む。）の庶務に 関すること。
	保健指導担当	(1) 健康づくりの計画及び実施に関する こと。 (2) 健康増進事業に関する こと。 (3) 母子保健事業（養育医療給付事業を除く。） に関する こと。 (4) 感染症の予防等に関する こと。 (5) 予防接種事業に関する こと。 (6) その他保健事業に関する こと。

別表第1 商工観光部の表産業政策振興課の部及び商業労政振興課の部を次のように改める。

商業振興労政課	企画管理・労政担当	(1) 産業振興政策の企画及び推進に関する こと。 (2) 商工業及び観光による地域振興の企画に 関すること。 (3) 営業証明に関する こと。 (4) 中小企業等の労務改善対策に関する こと。 (5) 勤労者福祉に係る対策その他労政事務に 関すること。 (6) サン・ワーク津に関する こと。 (7) 津市労働会館に関する こと。 (8) 勤労青少年対策事業に関する こと。 (9) 市営駐車場に関する こと。 (10) 部の業務に係る企画の総括及び総合調整に 関すること。 (11) 部に係る予算の調製に関する こと。 (12) 部及び課の庶務に関する こと。
	商業振興担当	(1) 商業の振興施策の計画及び調整に関する こと。

		(2) 商業の振興に関すること。 (3) 商工業に係る融資に関すること。 (4) 各種商業関係団体に関すること。 (5) 物産の振興に関すること。 (6) 商店街振興組合の設立に係る許可等に関すること。 (7) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に関すること。 (8) 中心市街地の商業の活性化に関すること。 (9) タウンマネジメント機関等との連絡調整に関すること。 (10) 中心市街地活性化関連施設に関すること。
工業振興課	工業振興担当	(1) 工業の振興施策の計画及び調整に関すること。 (2) 工業の振興に関すること。 (3) 各種工業関係団体に関すること。 (4) 中小企業等に係る支援等に関すること。 (5) 産業振興センターに関すること。 (6) 工業団地等に関すること。 (7) 立地企業の立地調整に関すること。 (8) 立地企業の奨励制度に関すること。 (9) 課（企業誘致室を含む。）の庶務に関すること。

別表第1 農林水産部の表を次のように改める。

農林水産部

課	担当	分掌事務
農林水産政策課	企画管理担当	(1) 農業委員会との連絡調整に関すること。 (2) 部の業務に係る企画の総括及び総合調整に関すること。 (3) 部に係る予算の調製に関すること。 (4) 部及び課（農業共済室、林業振興室及び水産振興室を含む。）の庶務に関すること。
	農業振興担当	(1) 農業振興施策の計画及び調整に関すること。

		(2) 農業及び畜産業の振興に関すること。 (3) 農業経営基盤強化促進対策に関すること。 (4) 農林業制度資金に関すること。 (5) 経営所得安定対策に関すること。 (6) 農作物の病虫害の防除に関すること。 (7) 家畜及び家きんの防疫及び衛生に関すること。 (8) 農業関係団体等の指導及び育成に関すること。 (9) 農作物の流通・改善に関すること。 (10) 中山間地の振興に関すること。 (11) 農業の振興に係る施設に関すること。 (12) 農業振興地域整備計画に関すること。 (13) 農用地利用集積計画に関すること。
	獣害対策担当	(1) 有害鳥獣対策の推進に関すること。 (2) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関すること。 (3) 農作物等への鳥獣被害の防止に関すること。
農業基盤整備課	基盤整備計画担当	(1) 土地改良事業に関すること。 (2) 土地改良団体に関すること。 (3) 農業用施設等の整備計画に関すること。 (4) 広域農道に関すること。 (5) 農業用施設等に係る工事の設計及び施行に関すること。 (6) 農業用施設等の災害復旧工事に関すること。 (7) その他農業用公共施設の管理に関すること。 (8) 農道、ため池及び農業用施設に係る台帳の整備に関すること。 (9) 課の庶務に関すること。

別表第1 競艇事業部の表競艇管理課の部経営管理担当の項第4号中「津市競艇運営協議会その他」を「モーターボート競走事業」に改める。

別表第1 都市計画部の表都市計画課の部を次のように改める。

都市政策課	企画管理担当	(1) 建設部門等にかかわる関係部局との調整に係る総括に関すること。

	(2) 部の業務に係る企画の総括及び総合調整に関すること。 (3) 部に係る予算の調製及び執行に関すること。 (4) 部及び課（開発指導室を含む。）の庶務に関すること。
都市計画・景観担当	(1) 都市計画に関する基本的な方針に関すること。 (2) 都市計画区域、指定区域等の指定に関すること。 (3) 都市計画の決定及び変更に関すること。 (4) 津市都市計画審議会に関すること。 (5) 住宅施策（公営住宅を除く。）に関すること。 (6) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）等による土地政策に関すること。 (7) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく届出等に関すること。 (8) 都市景観に関すること。 (9) 三重県屋外広告物条例（昭和41年三重県条例第45号）の施行に関すること（広告物（はり紙、はり札等、立看板等及び広告旗に限る。）の除却を除く。）。 (10) 緑化施策の総合企画及び総合調整に関すること。 (11) 緑化意識の普及に関すること。 (12) 緑の基本計画に関すること。
都市整備・新都心軸担当	(1) 市街地再開発事業に係る促進及び調整に関すること。 (2) 土地区画整理事業に係る促進及び調整に関すること。 (3) その他市街地整備事業に関すること。 (4) 中心市街地のまちづくりに関すること（商

		業の活性化に関することを除く。）。 (5) 中心市街地の活性化に係る施策の調整に関すること。 (6) 新都心軸（津なぎさまちから津インターチェンジ周辺まで）のまちづくりに関すること。 (7) 「レッ津！夢みなと」プランの推進に関すること。

別表第 1 都市計画部の表都市整備課の部を削り、同表交通政策課の部を次のように改める。

交通政策課	交通政策・海上アクセス担当	(1) 交通政策に係る調査及び計画に関すること。 (2) 交通関係機関との連絡調整に関すること。 (3) 公共交通事業及び公共交通に係る総合調整に関すること。 (4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）に係る基本構想に関すること。 (5) 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）に基づく建築物における駐車施設その他駐車場に関すること。 (6) 中部国際空港への海上アクセスに関すること。 (7) 津市伊勢湾ヘリポートに関すること。 (8) 津なぎさまち内旅客船ターミナルに関すること。 (9) 課（名松線復旧推進室を含む。）の庶務に関すること。

別表第 1 建設部の表建設政策課の部及び建設維持課の部を次のように改める。

建設政策課	企画管理担当	(1) 建設工事等にかかわる関係部局との調整に係る総括に関すること。 (2) 委託工事等の予算の見積り及び設計並びに施行の分担に係る総合調整に関すること。 (3) 部の業務に係る企画の総括及び総合調整に

		関すること。 (4) 部に係る予算の調製及び執行並びに経理に関すること。 (5) 部及び課（事業調整室を含む。）の庶務に関すること。
	調査担当	(1) 道路に係る路線の認定、廃止及び変更に関すること。 (2) 道路、公園、水路、河川及び調整池の占用許可及び占用料の徴収に関すること。 (3) 道路台帳の調製及び保管に関すること。 (4) 地籍調査に関すること。 (5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出等（土木工事に限る。）に関すること。 (6) 法定外公共物の譲与に関すること。
建設整備課	用地担当	(1) 道路及び橋りょうの新設、改良等に伴う用地取得及び補償に関すること。 (2) 道路、公園、水路、河川及び調整池の用地の財産処分及び寄附取得に関すること。 (3) 道路、公園、水路、河川及び調整池と民有地との境界立会いの受付に関すること。 (4) 未登記用地の処理に関すること。 (5) 課（道路等特定事項推進室を含む。）の庶務に関すること。
	道路整備担当	(1) 道路及び橋りょうの新設、改良事業等に係る調査、計画及び実施に関すること。 (2) 道路整備計画の策定及び進行管理に関すること。 (3) 橋りょう長寿命化修繕計画の策定及び進行管理に関すること。 (4) 舗装維持管理計画の策定及び進行管理に関すること。 (5) 都市計画事業における街路事業等の調査、

	計画及び実施に関すること。 (6) 交通安全施設の計画及び調整等に関すること。 (7) 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づく道路等の整備に係る事前協議、完了検査等に関すること。
公園整備担当	(1) 都市計画事業における公園に係る事業等の調査、計画及び実施に関すること。 (2) 公園緑地事業に係る工事の推進及び総括に関すること。 (3) 公園緑地の維持管理に関すること。 (4) 公園緑地の使用等に係る許可及び使用料の徴収に関すること。 (5) 公園台帳の整備及び保管に関すること。 (6) 公園の維持管理計画の策定及び進行管理に関すること。 (7) 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づく公園等の整備に係る事前協議、完了検査等に関すること。
河川整備担当	(1) 河川に係る事業等の調査、計画及び実施に関すること。 (2) 河川台帳の調製及び保管に関すること。 (3) 国土交通大臣及び三重県知事の管理による河川に係る連絡調整に関すること。 (4) 災害復旧事業に係る総括及び関係機関との連絡調整に関すること。 (5) 砂防事業に係る調査、調整等に関すること。 (6) 急傾斜地崩壊防止対策事業に係る調査、調整等に関すること。 (7) 地すべり防止対策事業に係る調査、調整等に関すること。 (8) 遭難船舶に係る救護並びに漂流物及び沈没品に関すること。

	(9) 海岸附帯施設の管理に関すること。

別表第1 下水道部の表下水道政策課の部に次のように加える。

生活排水推進 担当	(1) 総合的な生活排水に係る調査及び計画に関すること。 (2) 共同污水处理施設に関すること。 (3) 浄化槽の普及に関すること。 (4) 農業集落排水処理施設使用料に関すること。 (5) 農業集落排水施設の整備及び維持管理に関すること。 (6) その他生活排水対策に関すること。

別表第1 下水道部の表下水道建設課の部維持担当の項第1 1号を削る。

別表第2 建設部の表
津北工事事務所
津南工事事務所
の部管理担当の項及び建設維持担当の項を次のように改める。

管理担当	(1) 所管区域（津北工事事務所にあつては河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所及び安濃総合支所の所管区域並びに総合支所所管区域を除いた相川以北の区域、津南工事事務所にあつては久居総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の所管区域並びに総合支所所管区域を除いた相川以南の区域をいう。以下この表において同じ。）における維持工事等の施行に係る調整に関すること。 (2) 所管区域における道路、公園、水路、河川及び調整池の占用に係る申請の受付に関すること。 (3) 所管区域における道路、公園、水路、河川及び調整池の用地の財産処分及び寄附取得の受付に関すること。 (4) 所管区域における道路、公園、水路、河川及び調整池と民有地との境界立会いに関すること。 (5) 久居総合支所の所管区域における道路、公園、水路、河川及び調整池の占用に係る占用料の徴収に関すること（津南工事事務所に限る。）。 (6) 久居総合支所の所管区域における公園緑地の

	使用許可及び使用料の徴収に関すること（津南工事事務所に限る。）。 (7) 工事事務所の庶務に関すること。
維持担当	(1) 所管区域における道路、公園、水路、河川及び調整池に係る維持管理並びに維持補修工事に関すること。 (2) 所管区域における地域インフラ維持事業に係る技術的な援助等に関すること。 (3) 所管区域における災害復旧工事の実施に関すること。 (4) 所管区域における交通安全施設の整備及び維持管理に関すること。 (5) 久居総合支所の所管区域における幹線道路の整備に係る地元調整に関すること（津南工事事務所に限る。）。 (6) 久居総合支所の所管区域における道路及び橋りょう並びにこれらの附属工作物の管理に関すること（津南工事事務所に限る。）。 (7) 久居総合支所の所管区域における公園緑地の維持管理に関すること（津南工事事務所に限る。）。

別表第3 政策財務部収税課の表特別滞納整理推進室の部特別滞納整理推進担当の項第1号中「及び保育所入所負担金」を「、保育所入所負担金並びに公共下水道事業受益者負担金及び分担金」に改める。

別表第3 総務部総務課の表の次に次の表を加える。

市民部市民課

室	担当	分掌事務
新斎場建設推進室	建設推進担当	新斎場の建設に関すること。

別表第3 市民部人権課の表の次に次の表を加える。

スポーツ文化振興部スポーツ振興課

室	担当	分掌事務
新産業スポーツ施設	施設推進担当	(1) 新産業スポーツ施設の建設に関すること。 (2) 新産業スポーツ施設の建設に係る関係機

設推進室		関との協議及び調整等に関すること。 (3) 新産業スポーツ施設に係る事業の企画及び調整等に関すること。

健康福祉部福祉政策課

室	担当	分掌事務
福祉監査室	福祉監査担当	(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項の規定に基づく社会福祉法人の指導監査に関すること。 (2) 社会福祉法人の設立認可、定款変更の認可等に関すること。

別表第3健康福祉部保険年金課の表を次のように改める。

健康福祉部健康づくり課

室	担当	分掌事務
地域医療推進室	地域医療担当	(1) 地域医療に関すること。 (2) 救急医療に関すること。 (3) 災害時における医療機関等との連絡調整に関すること。 (4) 応急診療所に関すること。

別表第3商工観光部産業政策振興課の表を次のように改める。

商工観光部工業振興課

室	担当	分掌事務
企業誘致室	企業誘致担当	(1) 企業の誘致に関すること。 (2) 誘致企業の立地調整に関すること。 (3) 誘致企業の奨励制度に関すること。

別表第3農林水産部農林水産政策課の表林業振興室の部林業振興担当の項第7号中「森林法」の次に「（昭和26年法律第249号）」を加える。

別表第3都市計画部都市計画課の表中「都市計画課」を「都市政策課」に改め、同表の次に次の表を加える。

都市計画部交通政策課

室	担当	分掌事務
名松線復旧推進室	復旧推進担当	(1) 名松線復旧工事に係る調査、設計及び積算に関すること。 (2) 名松線復旧工事に係る工事の施行並びに

		管理及び監督に関すること。 (3) 名松線復旧工事に係る関係機関との連絡調整等に関すること。 (4) 名松線の利用促進等に関すること。

別表第3 建設部建設政策課の表の次に次の表を加える。

建設部建設整備課

室	担当	分掌事務
道路等特定事項推進室	道路等特定事項推進担当	(1) 道路等特定事項に係る工事の推進及び総括に関すること。 (2) 道路等特定事項に係る計画の策定及び進行管理に関すること。 (3) 道路等特定事項に係る用地取得等の推進及び総括に関すること。

(津リージョンプラザ内お城ホール及び展示・会議施設に関する規則の一部改正)

第2条 津リージョンプラザ内お城ホール及び展示・会議施設に関する規則(平成18年津市規則第53号)の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

(職員)

第15条 プラザに館長その他必要な職員を置く。

第16条及び第17条を削る。

第18条第2号及び第3号を削り、同条第4号中「担当」を「お城ホール等その他プラザ」に改め、同号を同条第2号とし、同条を第16条とし、第19条及び第20条を削り、第21条を第17条とする。

(津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成18年津市規則第116号)の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

(職員)

第15条 中央保健センターに所長その他必要な職員を置く。

2 前項に規定する職員のほか、中央保健センターに副所長を置くことができる。

3 センター(中央保健センターを除く。)に必要な職員を置く。

第 16 条及び第 17 条を削る。

第 18 条第 3 号及び第 4 号を削り、同条第 5 号中「前各号」を「前 2 号」に、「担当」を「センター」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条を第 16 条とし、第 19 条から第 21 条までを削り、第 22 条を第 17 条とする。

(津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 4 条 津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 125 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条及び第 10 条を次のように改める。

(処理施設の職員)

第 9 条 処理施設（津市河芸美化センター、津市クリーンセンターくもずを除く。）に所長、その他必要な職員を置く。

2 処理施設（津市河芸美化センター、津市クリーンセンターくもずに限る。）に事務長、その他必要な職員を置く。

(職務権限)

第 10 条 前条に規定する職員の職務は、次のとおりとする。

(1) 所長又は事務長 上司の命を受けて処理施設の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(2) その他の職員 上司の命を受けて処理施設の事務を処理する。

第 11 条から第 38 条までを削り、第 39 条を第 11 条とする。

附 則

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる部、課、室、工事事務所又は担当の職に勤務又は兼務を命ぜられていた職員は、別に人事異動通知書の交付又は人事異動通知書の交付に代える部長等への通知がされない限り、この規則の施行の日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる部、課、室、工事事務所又は担当の相当の職に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

政策財務部	検査課	公共事業調整担当	政策財務部	検査課	技術管理担当
総務部	情報企画課	情報企画担当	総務部	情報企画課	企画運用担当
〃	〃	情報システム運用担当	〃	〃	〃
環境部	環境事業課	指導担当	環境部	環境事業課	指導・事業

			担当
〃	〃	事業担当	〃
健康福祉部	保険年金課	管理担当	健康福祉部 保険医療助 成課 管理・年金 担当
〃	〃	保険担当	〃 〃 保険担当
〃	〃	国民年金担 当	〃 〃 管理・年金 担当
〃	医療助成室	福祉医療費 担当	〃 〃 福祉医療費 担当
〃	〃	後期高齢者 医療担当	〃 〃 後期高齢者 医療担当
商工観光部	産業政策振 興課	工業振興担 当	商工観光部 工業振興課 工業振興担 当
〃	商業労政振 興課	商業振興担 当	〃 商業振興労 政課 商業振興担 当
都市計画部	都市計画課	企画管理担 当	都市計画部 都市政策課 企画管理担 当
〃	〃	都市計画担 当	〃 〃 都市計画・ 景観担当
〃	〃	景観・緑化 推進担当	〃 〃 〃
〃	都市整備課	都市整備担 当	〃 〃 都市整備・ 新都心軸担 当
〃	〃	新都心軸整 備担当	〃 〃 〃
〃	交通政策課	交通政策担 当	〃 交通政策課 交通政策・ 海上アクセ ス担当
〃	〃	海上アクセ ス担当	〃 〃 〃
〃	〃	名松線復旧 推進担当	〃 名松線復旧 推進室 復旧推進担 当

建設部	建設維持課	道路担当	建設部	建設整備課	道路整備担当
〃	〃	公園担当	〃	〃	公園整備担当
〃	〃	河川担当	〃	〃	河川整備担当
〃	〃	道路等特定事項担当	〃	道路等特定事項推進室	道路等特定事項推進担当
〃	津北工事事務所	建設維持担当	〃	津北工事事務所	維持担当
〃	津南工事事務所	〃	〃	津南工事事務所	〃

津市事務分掌規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 9 号

津市事務分掌規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(津市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

第 1 条 津市国民健康保険条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 1 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表中「保険年金課管理担当」を「保険医療助成課管理・年金担当」に改める。

第 8 条中「保険年金課」を「保険医療助成課」に改める。

(津市河川管理規則の一部改正)

第 2 条 津市河川管理規則（平成 1 8 年津市規則第 1 9 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「建設維持課」を「建設整備課」に改める。

(津市駐車場事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正)

第 3 条 津市駐車場事業の財務に関する特例を定める規則（平成 1 8 年津市規則第 2 0 8 号）の一部を次のように改正する。

本則中「商業労政振興課長」を「商業振興労政課長」に改める。

(津市産業振興センター設置規則の一部改正)

第 4 条 津市産業振興センター設置規則（平成 2 0 年津市規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「産業政策振興課産業振興センター担当副参事」を「工業振興課長」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

津市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 1 0 号

津市公印規則の一部を改正する規則

津市公印規則（平成 1 8 年津市規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表市印の項中「保険年金課保険担当」を「保険医療助成課保険担当」に改め、同表市長印の項中「保険年金課国民年金担当」を「保険医療助成課管理・年金担当」に、「医療助成室福祉医療費担当」を「保険医療助成課福祉医療費担当」に、「教育委員会事務局事務所長」を「教育委員会事務局教育事務所長」に、「8 4」を「8 6」に改め、

「

三 重 県 津 市 長 印 西 ク	れい書	方 21	西部クリーンセンター 所長専決事項	西部クリーンセンター センター管理担当の担当主幹又は担当副主幹	1
三 重 県 津 市 長 印 白 銀	れい書	方 21	白銀環境清掃センター 所長専決事項	白銀環境清掃センター センター管理担当の担当主幹又は担当副主幹	1
三 重 県 津 市 長 印 リ	れい書	方 21	リージョンプラザ館長 専決事項	リージョンプラザ リージョンプラザ管理担当の担当主幹又は担当副主幹	1

を削り、

三重県 津市長 印保セ	れい書	方 21 (印影 印刷の場合 は、方 17～ 方 25)	中央保健セ ンター所長 専決事項及 び印影印刷 用	中央保健セ ンターセン ター管理担 当の担当主 幹又は担当 副主幹	1

」

同表市長職務代理者印の項中「教育委員会事務局事務所長」を「教育委員会事務局教育事務所長」に、「８４」を「８６」に改め、

「

津市長 職務代理 者印西ク	れい書	方21	西部クリー ンセンター 所長専決事 項	西部クリー ンセンター センター管 理担当の担 当主幹又は 担当副主幹	1
津市長 職務代理 者印白銀	れい書	方 21	白銀環境清 掃センター 所長専決事 項	白銀環境清 掃センター センター管 理担当の担 当主幹又は 担当副主幹	1
津市長 職務代理 者 印 リ	れい書	方 21	リージョン プラザ館長 専決事項	リージョン プラザリー ジョンプラ ザ管理担当 の担当主幹 又は担当副 主幹	1
津市長 職務代理 者印保セ	れい書	方 21	中央保健セ ンター所長 専決事項	中央保健セ ンターセン ター管理担 当の担当主	1

を削る。

				幹又は担当 副主幹	

」

附 則

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

津市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 11 号

津市契約規則の一部を改正する規則

津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項中「の 100 分の 3 以上」を「（単価による競争入札にあっては、入札価格に予定数量等を乗じて得た価格）の 100 分の 5 以上」に、「100 分の 3 以内」を「100 分の 5 以内」に改める。

第 15 条第 1 項中「を納付させない」を「の納付を免除する」に改め、同項第 2 号中「過去 2 年間に国、独立行政法人等又は地方公共団体との間に、種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ」を削り、同項第 4 号中「売り払う」の次に「場合においては、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる」を加える。

第 21 条第 1 項中「に、入札を中止した場合」を「又は入札の中止の場合」に改め、同項ただし書中「に対して」を「の入札保証金」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 入札保証金には、利子を付さない。

第 26 条第 1 項中「契約金額」の次に「（単価による契約にあっては、契約金額に予定数量等を乗じて得た額）」を加える。

第 28 条第 1 項中「を納付させない」を「の納付を免除する」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

(3) 契約の相手方が過去 3 年間に国、独立行政法人等又は地方公共団体との間に、当該契約と種類及び規模が同等以上の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行した者又はこれに準ずると認められる者（過年度において当該契約と種類及び規模が同等以上の複数年契約を締結し、過去 3 年間にその履行を終了した者又は現在も履行中である者を含む。）であって、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

第 30 条に次の 1 項を加える。

2 契約保証金には、利子を付さない。

附 則

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に実施する競争入札又は見積書の徴取について適用し、同日前に実施した競争入札又は見積書の徴取については、なお従前の例による。

津市物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 12 号

津市物品会計規則の一部を改正する規則

津市物品会計規則（平成 18 年津市規則第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「、リージョンプラザ館長」及び「、西部クリーンセンター所長、クリーンセンターおおたか所長、白銀環境清掃センター所長、安芸・津衛生センター所長、中央保健センター所長」を削る。

第 6 条第 2 項第 2 号中「財産管理課財産管理担当」を「財産管理課管理担当」に改める。

別表契約事務代行物品表の表 1 物品の購入及び修理の項第 11 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

津市道路の構造の技術的基準等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 13 号

津市道路の構造の技術的基準等に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、津市道路の構造の技術的基準等に関する条例（平成 25 年津市条例第 8 号。以下「条例」という。）第 45 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）、車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令（平成 13 年国土交通省令第 103 号）、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年総理府・建設省令第 3 号）及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 116 号）において使用する用語の例による。

(車線により構成されない車道の部分)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項の規則で定める部分は、次に掲げるものとする。

- (1) 交差点
- (2) 車両の通行の用に供するため分離帯が切断された車道の部分
- (3) 乗合自動車停車所及び非常駐車帯
- (4) 付加追越車線、屈折車線、変速車線及び登坂車線のすりつけ区間
- (5) 車線の数が増加し、若しくは減少する場合又は道路が接続する場合におけるすりつけ区間

(舗装)

第 4 条 条例第 24 条第 2 項の規則で定める基準は、次条から第 7 条までに定めるところによる。

- 2 車道及び側帯の舗装は、自動車の安全かつ円滑な交通を確保するため、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させることができる構造とする必要がある場合においては、前項に定める基準のほか、第 8 条に定めるところによる。

(疲労破壊輪数)

第5条 疲労破壊輪数は、舗装計画交通量に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

舗装計画交通量 (単位 1日につき台)	疲労破壊輪数 (単位 10年につき回)
3,000以上	35,000,000
1,000以上3,000未満	7,000,000
250以上1,000未満	1,000,000
100以上250未満	150,000
100未満	30,000

- 2 疲労破壊輪数の測定は、実地に行うものとする。ただし、当該舗装道の区間の舗装と舗装構成が同一である舗装の供試体を作成した場合には、当該供試体について測定することをもって、実地に行う測定に代えることができる。
- 3 当該舗装道の区間と舗装構成が同一である他の舗装道の区間の舗装が第1項の基準に適合することが明らかである場合は、当該舗装道の区間の舗装についても同項の基準に適合するものとみなす。

(塑性変形輪数)

第6条 塑性変形輪数は、道路の区分及び舗装計画交通量に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

区分	舗装計画交通量 (単位 1日につき台)	塑性変形輪数 (単位 1ミリメートルにつき回)
第3種第2級及び第4種第1級	3,000以上	3,000
	3,000未満	1,500
その他		500

- 2 塑性変形輪数の測定は、実地に行うものとする。ただし、当該舗装道の区間の舗装と表層の厚さ及び材質が同一である舗装の供試体を作成した場合には、当該供試体について測定することをもって、実地に行う測定に代えることができる。
- 3 当該舗装道の区間の舗装と表層の厚さ及び材質が同一である他の舗装道の区間の舗装が第1項の基準に適合することが明らかである場合は、当該舗装道の区間の舗装についても同項の基準に適合するものとみなす。

(平たん性)

第7条 平たん性は、2.4ミリメートル以下とするものとする。

- 2 平たん性の測定は、実地に行うものとする。

(浸透水量)

第8条 浸透水量は、道路の区分に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

区分	浸透水量 (単位 15秒につきミリリットル)
第3種第2級及び第4種第1級	1,000
その他	300

2 浸透水量の測定は、実地に行うものとする。

(交通安全施設)

第9条 条例第32条の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 駒止
- (2) 道路標識
- (3) 道路情報管理施設（緊急連絡施設を除く。）
- (4) 他の車両又は歩行者を確認するための鏡
(橋、高架の道路等)

第10条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（以下「橋等」という。）の構造は、当該橋等の構造形式及び交通の状況並びに当該橋等の存する地域の地形、地質、気象その他の状況を勘案し、死荷重、活荷重、風荷重、地震荷重その他の当該橋等に作用する荷重及びこれらの荷重の組合せに対して十分安全なものでなければならない。

(道路に設ける標識の寸法)

第11条 条例第43条の規則で定める寸法は、別表第1のとおりとする。

(移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準)

第12条 条例第44条の規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。

(委任)

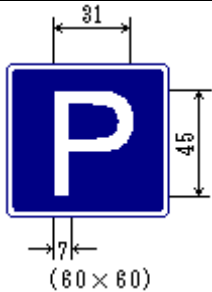
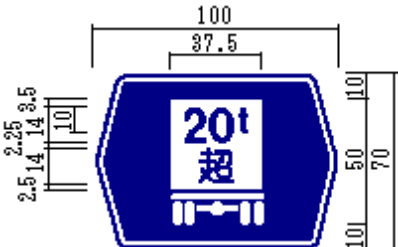
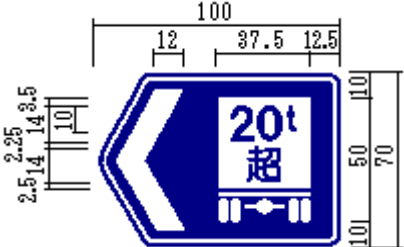
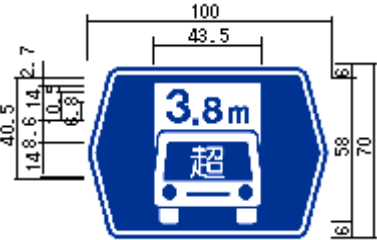
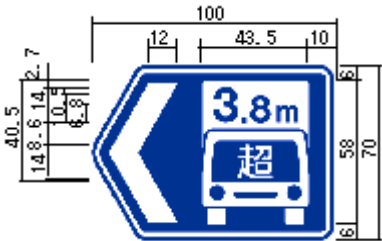
第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

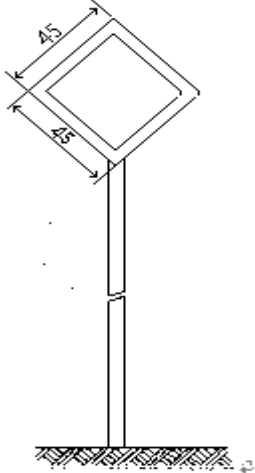
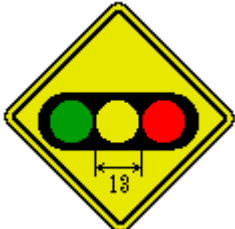
別表第 1 （第 1 1 条関係）

案内標識

待避所 (116 の 3)	駐車場 (117-A)
	
登坂車線 (117 の 2-A)	総重量限度緩和指定道路 (118 の 3-A)
	
総重量限度緩和指定道路 (118 の 3-B)	高さ限度緩和指定道路 (118 の 4-A)
	
高さ限度緩和指定道路 (118 の 4-B)	道路の通称名 (119-A)
	
道路の通称名 (119-B)	道路の通称名 (119-C)

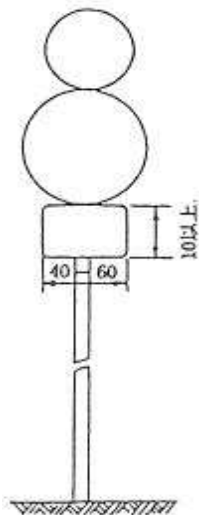
	
まわり道 (120-A)	
 (30×45)	

警戒標識

本標識板の規格	
	
十形道路交差点あり (201-A)	右（又は左）方屈曲あり (202)
	
信号機あり (208 の 2)	落石のおそれあり (209 の 2)
	

路面凹凸あり (209 の 3)	合流交通あり (210)
	
車線数減少 (211)	幅員減少 (212)
	
二方向交通 (212 の 2)	
	

補助標識

補助標識板の規格	注意事項 (510)
	

備考

1 本標識板（本標識の標示板をいう。）

(1) 寸法

ア 寸法が図示されているものについては、図示の寸法（その単位はセンチメートルとする。以下この備考において同じ。）を基準とする。

イ 「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。

ウ 「駐車場」、「総重量限度緩和指定道路（118の3-A・B）」、「高さ限度緩和指定道路（118の4-A・B）」及び「まわり道（120-A）」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては図示の寸法（イに規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法）の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

エ 「登坂車線」及び「道路の通称名」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

オ 「道路の通称名」を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法（「道路の通称名（119-C）」を表示するものについては、縦寸法）を拡大することができる。

(2) 文字等の大きさ等

ア 寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。

イ 案内標識で、「待避所」、「駐車場」、「登坂車線」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路（118の4-A・B）」、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（ローマ字にあっては、その2分の1の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度 (単位 キロメートル毎時)	文字の大きさ (単位 センチメートル)
40、50又は60	20

30以下	10

ウ 「駐車場」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の0.7倍以下の大きさとする。

エ 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

(7) 案内標識

縁は、「待避所」及び「駐車場」を表示するものについては9ミリメートル、「総重量限度緩和指定道路（118の3-A・B）」及び「高さ限度緩和指定道路（118の4-A・B）」を表示するものについては16ミリメートル、「登坂車線」を表示するものについては10ミリメートル、「道路の通称名」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

(4) 警戒標識

縁及び縁線は、12ミリメートルとする。

2 補助標識板（補助標識の標示板をいう。）の寸法

(1) 図示の寸法を基準とする。

(2) 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。

別表第2（第12条関係）

区 分	基 準
1 歩道等	(1) 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、原則として歩道を設けること。 (2) 有効幅員は、次に定めるとおりとすること。 ア 歩道の有効幅員は、原則として条例第11条第3項に規定する幅員の値以上とすること。 イ 自転車歩行者道の有効幅員は、原則として条例第10条第2項に規定する幅員の値以上とすること。 ウ 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めること。 (3) 舗装は、次に定める構造とすること。

- ア 雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とすること。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - イ 平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (4) 勾配は、次に定めるとおりとすること。
- ア 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
 - イ 横断勾配（車両の沿道への出入りの用に供される歩道等の部分（以下「車両乗入れ部」という。）を除く。）は、1パーセント以下とすること。ただし、(3)アただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
 - ウ 切り下げ部へのすりつけ勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、沿道の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
- (5) 歩道等と車道又は車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）は、次に定めるとおり分離すること。
- ア 歩道等には、車道等又は自転車道に接続して縁石線を設けること。
 - イ 歩道等（車両乗入れ部及び交差点又は横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めること。
 - ウ 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合は、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けること。
- (6) 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、次に定めるとおりとすること。
- ア 高さは、原則として5センチメートルを標準とすること。ただし、交差点又は横断歩道等に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。
 - イ アの高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めること。
- (7) 交差点又は横断歩道に接続する歩道等の部分は次

	に定める構造とすること。 ア 縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートル以下とすること。 イ アの段差に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に転回できる構造とすること。 (8) (2)の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち、(4)イに規定する勾配の基準を満たす部分の有効幅員は、原則として2メートル以上とすること。 (9) 歩道等内に排水溝等を設ける場合は、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まない形状の溝蓋を設けること。
2 立体横断施設	(1) 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設を設けること。 (2) 次に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。 ア 籠の内法幅は、1. 5メートル以上とし、内法奥行きは、1. 5メートル以上とすること。 イ アの規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターで、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあつては、内法幅は1. 4メートル以上とし、内法奥行きは1. 35メートル以上とすること。 ウ 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、アに定める構造のエレベーターにあつては90センチメートル以上とし、イに定める構造のエレベーターにあつては80センチメートル以上とすること。 エ 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、イに定める構造のエレベーターにあつては、この限りでない。 オ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。 カ 籠内に、手すりを設けること。 キ 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。

- ク 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
 - ケ 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
 - コ 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が利用しやすい位置に操作盤を設けること。
 - サ 籠内及び乗降口に設ける操作盤（コに定める操作盤を除く。）は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
 - シ 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の幅及び奥行きは、それぞれ1.5メートル以上とすること。
 - ス 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。
- (3) 傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とすること。
- ア 有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、1メートル以上とすることができる。
 - イ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
 - ウ 横断勾配は、設けないこと。
 - エ 2段式の手すりを両側に設けること。
 - オ 手すりの端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
 - カ 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
 - キ 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすいものとすること。
 - ク 両側に、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
 - ケ 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が2.5メ

- ートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合は、柵その他これに類する工作物を設けること。
- コ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅1.5メートル以上の踊場を設けること。
- (4) (2)に定めるもののほか、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合は、次に定める構造のエスカレーターを設けること。
- ア 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。
- イ 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。
- ウ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造であること。
- エ 踏み段の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界が容易に識別できるものとする。
- オ くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界が容易に識別できるものとする。
- カ エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否が表示されていること。
- キ 踏み段の有効幅は、1メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合は、60センチメートル以上とすることができる。
- (5) 通路は、次に定める構造とすること。
- ア 有効幅員は、2メートル以上（地下横断歩道にあつては、3メートル以上）とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。
- イ 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のため必要な場合は、この限りでない。
- ウ 2段式の手すりを両側に設けること。
- エ 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- オ 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- カ 両側に、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

	(6) 階段は、次に定める構造とすること。 ア 有効幅員は、1.5メートル以上とすること。 イ 2段式の手すりを両側に設けること。 ウ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。 エ 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 オ 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。 カ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が容易に識別しやすく、かつ段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造とすること。 キ 両側に、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 ク 階段の下面と歩道等の路面との間が、2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため、必要がある場合は、柵その他これに類する工作物を設けること。 ケ 階段の高さが3メートルを超える場合には、その途中に踊場を設けること。 コ 踊場の踏幅は、直階段の場合は1.2メートル以上とし、その他の場合は、当該階段の幅員の値以上とすること。
3 乗合自動車停留所	(1) 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とすること。 (2) ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
4 自動車駐車場	(1) 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車用の供する部分（以下「障害者用駐車区画」という。）を設けるものとする。 (2) 自動車駐車場には、全駐車台数が200以下の場合にあつては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合にあつては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の障害者用駐車区画を設けること。 (3) 障害者用駐車区画は、次に定める構造とすること。 ア 当該障害者用駐車区画へ通ずる歩行者の出入口

- に最も近い位置に設けること。
- イ 区画の有効幅は、3.5メートル以上とすること。
- ウ 障害者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により表示すること。
- (4) 自動車の出入口又は障害者用駐車区画を設ける階には、次に定める構造の障害者が円滑に利用できる停車の用に供する部分（以下「障害者用停車施設」という。）を設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- ア 当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口に最も近い位置に設けること。
- イ 車両への乗降の用に供する部分の有効幅及び有効奥行きは1.5メートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。
- ウ 障害者用停車施設であることを立て看板等見やすい方法により表示すること。
- (5) 歩行者の出入口は、次に定める構造とすること。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。
- ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口の有効幅は1.2メートル以上とすること。
- イ 戸を設ける場合において、当該戸は、有効幅を1.2メートル以上とする歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。
- (6) 障害者用駐車区画へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車区画に至る通路のうち、1以上の通路は、次に定める構造とすること。
- ア 有効幅員は、2メートル以上とすること。
- イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。
- ウ 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。
- (7) 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車区画が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとし、次に定める構造とする

	こと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて傾斜路を設けることができる。 ア 当該エレベーターのうち、1以上のエレベーターは、(6)に定める出入口に近接して設けること。 イ 当該エレベーター（アのエレベーターを除く。）は、2(2)のアからエまでに定める構造とすること。 ウ アのエレベーターは、2(2)に定める構造とすること。 (8) 傾斜路は、2(3)に定める構造とすること。 (9) 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段は、2(6)に定める構造とすること。 (10) 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車区画、障害者用停車施設及び(6)に定める通路には、屋根を設けること。 (11) 障害者用駐車区画を設ける階に便所を設ける場合において、当該便所は、次に定める構造とすること。 ア 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。 イ 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。 ウ 男子用小便器を設ける場合においては、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。 エ ウの規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。 オ 1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）の便所は、次に掲げるもののいずれかに該当すること。 (ア) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられたもの。 (イ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するもの。
5 移動等円滑化のために必要なその他の施設等	(1) 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けること。

- (2) (1)の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。
- (3) 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。
- (4) 立体横断施設及び自動車駐車場における階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路及び踊場には点状ブロックを敷設すること。
- (5) 視覚障害者誘導用ブロックの色彩は、原則として黄色とする。
- (6) 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けること。
- (7) 歩道等には適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けること。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (8) 歩道等及び立体横断施設には、照明設備を連続して設けること。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。
- (9) 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要と認められる箇所には、照明設備を設けること。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。

津市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 14 号

津市会計規則の一部を改正する規則

津市会計規則（平成 18 年津市規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「、リージョンプラザ館長」及び「、西部クリーンセンター所長、クリーンセンターおおたか所長、白銀環境清掃センター所長、安芸・津衛生センター所長、中央保健センター所長」を削り、「消防総務課長」の次に「、消防署長」を加える。

第 38 条に次の 1 号を加える。

(3) 法令等に基づく検査又はこれに類するものに係る手数料

第 68 条第 1 項第 2 号中「特別徴収の所得税及び県市町村税」を「源泉徴収した所得税及び特別徴収した県市町村税」に改め、「受託徴収金」の次に「、個人の県民税」を加える。

第 73 条第 1 項第 1 号中「、現金」の次に「（インターネットを利用して物件又は財産の売払いを行う事務手続において、振込みの方法により納付される入札保証金を含む。以下この号において同じ。）」を加える。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 （第 3 条関係）

設置箇所		出納員		現金取扱員	
		出納員になるべき者	委任の範囲		
政策財務部	政策課	課長	所管事務に係る現金の出納保管事務	出納員が指名し、市長が任命した職員	
	東京事務所	所長			
	地域政策課	課長			
	広報課				
	財政課				
	市民税課				
	資産税課				
	収税課				
	特別滞納整理推進室	室長			
	財産管理課	課長			
危機管理部	危機管理課				
	防災室	室長			
総務部	総務課	課長			
	行政経営課				
	人事課				
	調達契約課				
	情報企画課				
市民部	市民課				
	市民交流課				
	対話連携推進室				室長
	アストプラザオフィス				所長
	地域調整室				室長

	アストプラザ	館長
スポーツ文化振 興部	スポーツ振興課	課長
	文化振興課	
環境部	環境政策課	
	環境保全課	
	環境事業課	
	環境施設課	
健康福祉部	福祉政策課	
	こども家庭課	
	高齢福祉課	
	障がい福祉課	
	援護課	
	介護保険課	
	保険医療助成課	
	健康づくり課	
	地域医療推進室	室長
商工観光部	商業振興労政課	課長
	工業振興課	
	観光振興課	
農林水産部	農林水産政策課	
	農業基盤整備課	
競艇事業部	競艇管理課	
	競艇事業課	
都市計画部	都市政策課	
	開発指導室	室長
	交通政策課	課長

	建築指導課			
建設部	建設政策課			
	建設整備課			
	市営住宅課			
	津北工事事務所	所長		
	津南工事事務所			
下水道部	下水道政策課	課長		
久居総合支所	地域振興課			
	久居駅前出張所	所長		
	市民課	課長		
	福祉課			
	生活課			
	ポルタひさいふれあいセンター	所長		
河芸総合支所	地域振興課	課長		
	市民福祉課			
芸濃総合支所	地域振興課			
	市民福祉課			
美里総合支所	地域振興課			
	市民福祉課			
安濃総合支所	地域振興課			
	市民福祉課			
香良洲総合支所	地域振興課			
	市民福祉課			
一志総合支所	地域振興課			
	市民福祉課			

白山総合支所	地域振興課		
	市民福祉課		
美杉総合支所	地域振興課		
	市民福祉課		
会計管理室	会計管理室	室長	
消防本部	消防総務課	課長	
	中消防署	署長	
	北消防署		
	久居消防署		
	白山消防署		
三重短期大学事務局	大学総務課	課長	
教育委員会事務局	教育総務課		
	学校教育課		
	生涯学習課		
	久居教育事務所	所長	
	河芸教育事務所		
	芸濃教育事務所		
	美里教育事務所		
	安濃教育事務所		
	香良洲教育事務所		
	一志教育事務所		
	白山教育事務所		
	美杉教育事務所		
	津図書館		
		図書事務長	

備考 現金取扱員の異動があれば出納員は会計管理者に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 15 号

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 74 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条に次の 2 項を加える。

- 4 前 3 項の規定にかかわらず、受給資格者が母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号）第 9 条第 1 項に規定する養育医療の給付の申請をした場合において、市長がこれによることが適当と認めるときは、当該申請をもって助成申請があったものとみなす。
- 5 前項の場合において、受給資格者が福祉医療費の受領に関し、市長に委任したときは、市長は当該受給資格者に助成すべき額を、その限度においてその者が負担すべき費用に充てることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる診療に係る福祉医療費の助成について適用し、同日前に行われた診療に係る福祉医療費の助成については、なお従前の例による。

津市市民活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 1 6 号

津市市民活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市市民活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に掲げるとおり」を「1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日まで」に改め、同条各号を削る。

第 4 条第 1 項中「市民ワークステーション等」を「センター」に改め、同条第 2 項を削る。

第 5 条第 1 項中「市民ワークステーション等」を「センター」に、「市民ワークステーション（市民オープンステージ）使用（使用変更）許可申請書」を「市民活動センター使用（使用変更）許可申請書」に改め、同項第 1 号中「会議室」を「ミーティングルーム及び会議室」に改め、同項第 3 号中「市民オープンステージ」の次に「、レクリエーション室及び研修室」を加える。

第 6 条中「市民ワークステーション（市民オープンステージ）使用（使用変更）許可書」を「市民活動センター使用（使用変更）許可書」に改める。

第 7 条中「市民ワークステーション等」を「センター」に改める。

第 8 条中「市民ワークステーション等」を「センター」に、「市民ワークステーション（市民オープンステージ）使用許可取消届」を「市民活動センター使用許可取消届」に改める。

第 9 条中「市民ワークステーション等（市民活動オフィスを除く。）」を「センター（市民活動オフィスを除く。）の施設及び設備器具」に改め、同条第 1 号中「会議室」を「ミーティングルーム及び会議室」に改め、同条第 2 号中「市民オープンステージ」の次に「、レクリエーション室及び研修室」を加える。

第 1 0 条中「市民ワークステーション（市民オープンステージ）利用料金減免申請書」を「市民活動センター利用料金減免申請書」に改める。

第 11 条第 2 項中「市民ワークステーション（市民オープンステージ）利用料金還付申請書」を「市民活動センター利用料金還付申請書」に改める。

第 14 条中「指定管理者又は」を削る。

第 1 号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に改める。

第 2 号様式から第 6 号様式までを次のように改める。

第2号様式（第5条、第7条関係）

市民活動センター使用（使用変更）許可申請書

年 月 日

（宛先）津市市民活動センター指定管理者

（〒 ）

住 所

団体名

申請者

氏名（代表者）

電 話

次のとおり 津市市民活動センターを 使 用 したいので申請します。
使用変更

使 用 日 時	年 月 日（ 曜）午 前後 時 分から 年 月 日（ 曜）午 前後 時 分まで
使 用 目 的	
使 用 等 予 定 人 員	
準 備 時 間	年 月 日（ 曜） 午 前後 時から 午 前後 時まで
撤 去 時 間	年 月 日（ 曜） 午 前後 時から 午 前後 時まで
使 用 責 任 者	（住所） （氏名）
使 用 す る 施 設 （使用する施設を○で 囲んでください。）	市民活動オフィス ミーティングルーム 会議室A 会議室B 会議室C レクリエーション室 研修室 市民オープンステージ
使 用 す る 設 備 器 具 （使用する設備を○で 囲んでください。）	音響設備 プロジェクター スクリーン
入 場 料 等 の 徴 収	有（ 円） 無

※ 次の欄は、記入しないでください。

利 用 料 金	円
許 可 条 件 等	

第3号様式（第6条―第8条関係）

（表）

市民活動センター使用（使用変更）許可書

年 月 日

（氏 名） 様

津市市民活動センター指定管理者 印

年 月 日付けで申請のあった津市市民活動センターの使 用 変 更 につ
いて、次のとおり許可します。

使 用 日 時	年 月 日（ 曜）午 前後 時から 年 月 日（ 曜）午 前後 時まで
使 用 目 的	
使 用 等 予 定 人 員	
準 備 時 間	年 月 日（ 曜） 午 前後 時から 午 前後 時まで
撤 去 時 間	年 月 日（ 曜） 午 前後 時から 午 前後 時まで
使 用 責 任 者	（住所） （氏名）
使 用 す る 施 設	市民活動オフィス ミーティングルーム 会議室A 会議室B 会議室C レクリエーション室 研修室 市民オープンステージ
使 用 す る 設 備 器 具	音響設備 プロジェクター スクリーン
入 場 料 等 の 徴 収	有（ 円） 無

許 可 条 件 等	

※ 使用上の注意については、裏面を御覧ください。

(裏)

使 用 者 心 得

- 1 使用開始の前には、許可書を市民活動センター事務室へ提出してください。
- 2 許可なくして所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないでください。
- 3 許可を受けた施設及び設備器具以外のものを使用しないでください。
- 4 許可なくして所定の場所以外へ立ち入らないでください。
- 5 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに市民活動センター事務室へ連絡してください。
- 6 非常時に備えて使用責任者の方は、非常口の場所、誘導方法等をあらかじめ確認してください。
- 7 使用を終わったときは、係員に連絡してください。
- 8 その他係員の指示に従ってください。

第4号様式（第8条関係）

市民活動センター使用許可取消届

年 月 日

（宛先）津市市民活動センター指定管理者

（〒 ）

住 所

団体名

申請者

氏名（代表者）

電 話

次のとおり津市市民活動センターの使用許可の取消しを受けたいので、許可書を添えて届け出ます。

取消しに係る使用日時	年 月 日（ 曜）午 前 時 分から 年 月 日（ 曜）午 前 時 分まで
取消しに係る施設 （取消しを受けようとする施設を○で囲んでください。）	市民活動オフィス ミーティングルーム 会議室A 会議室B 会議室C レクリエーション室 研修室 市民オープンステージ
取消しに係る設備器具 （取消しを受けようとする設備を○で囲んでください。）	音響設備 プロジェクター スクリーン
使用許可年月日 及び許可番号	
取消しを受けようとする理由	

第5号様式（第10条関係）

市民活動センター利用料金減免申請書

年 月 日

（宛先）津市市民活動センター指定管理者

（〒 ）
住 所
団体名
申請者 氏名（代表者）
電 話

次のとおり津市市民活動センターの利用料金の減 額 除 除 を受けたいので申請します。

使 用 日 時	年 月 日（ 曜）午 前 時 分から 年 月 日（ 曜）午 前 時 分まで
使 用 目 的	
使 用 す る 施 設 （使用する施設を○で 囲んでください。）	市民活動オフィス ミーティングルーム 会議室A 会議室B 会議室C レクリエーション室 研修室 市民オープンステージ
使 用 す る 設 備 器 具 （使用する設備を○で 囲んでください。）	音響設備 プロジェクター スクリーン
減 免 申 請 の 理 由	

※ 次の欄は、記入しないでください。

利 用 料 金	円		
減 免 率	減 免 金 額	差 引 利 用 料 金	備 考
%	円	円	

第6号様式（第11条関係）

市民活動センター利用料金還付申請書

年 月 日

（宛先）津市市民活動センター指定管理者

（〒 ）
住 所
団体名
申請者 氏名（代表者）
電 話

次のとおり津市市民活動センターの利用料金の還付を受けたいので申請します。

還 付 の 対 象 と な る 使 用 日 時	年 月 日（ 曜）午 前 時 分から 年 月 日（ 曜）午 後 時 分まで
還 付 対 象 施 設 （還付の対象となる施設を○で囲んでください。）	市民活動オフィス ミーティングルーム 会議室A 会議室B 会議室C レクリエーション室 研修室 市民オープンステージ
還 付 対 象 設 備 器 具 （還付の対象となる設備を○で囲んでください。）	音響設備 プロジェクター スクリーン
既 納 の 利 用 料 金	納付年月日 年 月 日 納 付 金 額 円 納付書No.
還 付 申 請 の 理 由	

※ 次の欄は、記入しないでください。

納 付 金 額	円	還 付 金 額	円
備 考			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 2 5 年 7 月 1 日から施行する。

(津市まん中交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止)

- 2 津市まん中交流館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 2 0 年津市規則第 4 4 号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 改正後の津市市民活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用から適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

- 4 この規則の施行の際現にこの規則による廃止前の津市まん中交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされたレクリエーション室及び研修室並びに設備器具に係る処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則による改正後の津市市民活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則の相当規定によりなされたレクリエーション室及び研修室並びに設備器具に係る処分、手続その他の行為とみなす。

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 17 号

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する
規則

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成 18 年津市規則
第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 アの表中

「

29	29	37	37	27	29
30	30	38	38	27	29
31	31	39	39	28	30
32	32	40	40	28	30
33	33	41	41	29	31
34	34	42	41	29	31
35	35	43	42	29	32
36	36	44	42	30	32
37	37	45	43	30	33
38	38	46	43	30	33
39	39	47	44	31	34
40	40	48	44	31	34
41	41	49	45	31	35
41	42	50	45	32	35
42	43	51	46	32	36
42	44	52	46	32	36
43	45	53	47	33	37
43	45	54	47	33	37
44	45	55	48	34	38

44	46	56	48	34	38
45	46	57	49	35	39
45	46	58	49	35	39
46	47	59	50	36	40
46	47	60	50	36	40
47	47	61	51	37	41
47	48	62	51	37	41
48	48	63	52	38	42
48	48	64	52	38	42
49	49	65	53	39	43
49	49	66	54	39	43
49	49	67	55	40	44
49	50	68	56	40	44
50	50	69	57	41	45
50	50	70	58	41	45
50	51	71	59	42	46
50	51	72	60	42	46
51	51	73	61	43	47
51	52	74	62	44	47
51	52	75	63	44	48
51	52	76	64	45	48
52	53	77	65	46	49
52	53	78	66	46	50
52	53	79	66	47	50
52	53	80	67	48	51
53	54	81	68	48	52
53	54	82	68	49	52
53	54	83	69	50	53
53	54	84	70	50	54
53	55	85	70	51	54
54	55	86	71	52	55

54	55	87	72	52	56
54	55	88	72	53	56
54	56	89	73	54	57
54	56	90	74	54	58
55	56	91	74	55	58
55	56	92	75	56	59
55	57	93	76	56	60
55	57	94	76	57	60
55	58	95	77	58	61
56	58	96	78	58	62
56	59	97	78	59	62
56	59	98	79	60	63
56	60	99	80	60	64
56	60	100	80	61	64
57	61	101	81	62	65
57	61	102	82	62	66
57	62	103	82	63	66
57	62	104	83	64	67
58	63	105	84	64	68
58	63	106	84	65	68
58	64	107	85	66	
58	64	108	86	66	
59	65	109	86	67	
59	65	110	87	68	
59	66	111	88	68	
59	66	112	88	69	
60	67	113	89	70	
60	67	114	90	70	
60	68	115	90	71	
60	68	116	91	72	
61	69	117	92	72	

を

	69	118	92	73	
	70	119	93	74	
	70	120	94	74	
	71	121	94	75	
	71	122	95	76	
	72	123	96	76	
	72	124	96	77	
	73	125	97	78	
	73	126	98	78	
	74	127	98	79	
	74	128	99	80	
	75	129	100	80	
	75	130	100	81	
	76	131	101	82	
	76	132	102	82	
	77	133	102	83	
	77	134	103	84	
	78	135	104	84	
	78	136	104	85	
	79	137	105	86	
	79	138	106	86	
	80	139	106	87	
	80	140	107	88	
	81	141	108	88	
	81	142	108	89	
	82	143	109	90	
	82	144	110	90	
	83	145	110	91	
	83	146	111	92	
	84	147	112	92	
	84	148	112	93	

	85		113	94	
	85		114	94	
	86		114		
	86		115		
	87		116		
	87		116		
	88		117		
	88		118		
	89		118		
	89		119		
	90		120		
	90		120		
	91				
	91				
	92				
	92				
	93				
	93				

29	29	37	37	27	28
30	30	38	38	27	28
31	31	39	39	28	29
32	32	40	40	28	29
33	33	41	41	29	29
34	34	42	41	29	29
35	35	43	42	29	30
36	36	44	42	30	30
37	37	45	43	30	30
38	38	46	43	30	30
39	39	47	44	31	31
40	40	48	44	31	31

41	41	49	45	31	31
41	42	50	45	32	31
42	43	51	46	32	32
42	44	52	46	32	32
43	45	53	47	32	33
43	45	54	47	33	33
44	45	55	48	33	34
44	46	56	48	33	34
45	46	57	49	33	35
45	46	58	49	34	35
46	47	59	50	34	36
46	47	60	50	34	36
47	47	61	50	34	37
47	48	62	50	35	37
48	48	63	51	35	38
48	48	64	51	35	38
49	49	65	51	35	39
49	49	66	51	36	39
49	49	67	52	36	40
49	50	68	52	36	40
50	50	68	52	37	41
50	50	69	52	37	41
50	51	69	53	38	42
50	51	70	53	38	42
51	51	70	53	39	43
51	52	71	53	40	43
51	52	71	54	40	44
51	52	72	54	41	44
52	53	72	55	42	45
52	53	73	56	42	46
52	53	73	56	43	46

52	53	74	57	44	47
53	54	74	58	44	48
53	54	75	58	45	48
53	54	75	59	46	49
53	54	76	60	46	50
53	55	77	60	47	50
54	55	78	61	48	51
54	55	79	62	48	52
54	55	80	62	49	52
54	55	81	63	50	53
54	56	82	64	50	54
55	56	83	64	51	54
55	56	84	65	52	55
55	56	85	66	52	56
55	56	86	66	53	56
55	57	87	67	54	57
56	57	88	68	54	58
56	57	89	68	55	58
56	57	90	69	56	59
56	57	91	70	56	60
56	58	92	70	57	60
56	58	93	71	58	61
57	58	94	72	58	62
57	58	95	72	59	62
57	58	96	73	60	63
57	59	97	74	60	64
57	59	98	74	61	64
57	60	99	75	62	
58	60	100	76	62	
58	61	101	76	63	
58	61	102	77	64	

に改め、

58	62	103	78	64	
58	62	104	78	65	
58	63	105	79	66	
59	63	106	80	66	
59	64	107	80	67	
59	64	108	81	68	
59	65	109	82	68	
	65	110	82	69	
	66	111	83	70	
	66	112	84	70	
	67	113	84	71	
	67	114	85	72	
	68	115	86	72	
	68	116	86	73	
	69	117	87	74	
	69	118	88	74	
	70	120	88	75	
	70	121	89	76	
	71	122	90	76	
	71	124	90	77	
	72	125	91	78	
	72	127	92	78	
	73	128	92	79	
	73	129	93	80	
	74	131	94	80	
	74	132	94	81	
	75	134	95	82	
	75	135	96	82	
	76	136	96	83	
	76	138	97	84	
	77	139	98	84	

	77	141	98	85	
	78	142	99	86	
	78	143	100	86	
	79	145	101	87	
	79	147	102	88	
	80	148	103	88	
	80	149	104	89	
	81		105	90	
	81		106	90	
	82		107		
	82		108		
	83		109		
	83		110		
	84		111		
	84		112		
	85		113		
	85		114		
	86		115		
	86		116		
	87				
	87				
	88				
	88				
	89				
	89				

同表イの表中

41	57	31
41	57	31
42	58	32
42	58	32
43	59	33

43	59	33
44	60	33
44	60	34
45	61	34
45	61	34
46	62	35
46	62	35
47	63	35
47	63	36
48	64	36
48	64	36
49	65	37
49	65	
49	66	
49	66	
50	67	
50	67	
50	68	
50	68	
51	69	
51	69	
51	70	
51	70	
52	71	
52	71	
52	72	
52	72	
53	73	
53		
53		
54		

を

54		
54		
55		
55		
55		
56		
56		
56		
57		
57		
57		
57		
58		
58		
58		
58		
59		
59		
59		
59		
60		
60		
60		

」

「

41	57	30
41	57	30
42	58	31
42	58	31
43	59	31
43	59	32
44	60	32

44	60	32
45	61	33
45	61	33
46	62	33
46	62	34
47	63	34
47	63	34
48	64	35
48	64	35
49	64	35
49	64	
49	64	
49	64	
50	64	
50	64	
50	64	
50	64	
51	65	
51	65	
51	65	
51	65	
52	65	
52	65	
52	65	
52	65	
53	65	
53		
53		
53		
54		
54		

に改め、

54		
54		
54		
54		
55		
55		
55		
55		
55		
55		
55		
56		
56		
56		
56		
56		
56		
56		
57		
57		
57		
57		
57		

同表ウの表中

42	73
43	74
44	74
45	75
46	75
47	76
48	76
49	77

50	78
51	79
52	80
53	81
54	81
55	82
56	82
57	83
58	83
59	84
60	84
61	85
62	86
63	87
64	88
65	89
66	90
67	91
68	92
69	93
70	94
71	95
72	96
73	97
74	98
75	99
76	100

77	101
77	102
78	103
78	104
79	105
79	106
80	107
80	108
81	109
82	110
83	111
84	112
85	113
86	114
87	115
88	116
89	117
89	118
90	119
90	120
91	121
91	122
92	123
92	124
93	125
94	126
95	127

を

96	128
97	129
98	130
99	131
100	132
101	133
101	134
102	135
102	136
103	137
103	138
104	139
104	140
105	141
106	142
107	143
108	144
108	145
109	146
109	147
110	148
110	149
111	150
111	151
112	152
112	153
113	154

113	
114	
114	
115	
115	
116	
116	
117	
117	
118	
118	
119	
119	
120	
120	
121	

」

「

42	74
43	75
44	76
45	77
46	78
47	79
48	80
49	81
50	82
51	83
52	84

53	84
54	84
55	85
56	85
57	85
58	86
59	86
60	86
61	87
62	87
63	87
64	88
65	88
66	88
67	89
68	89
69	90
70	91
71	92
72	93
73	94
74	95
75	96
76	97
77	98
78	99
79	100
80	101
81	102
82	103
83	104

84	105
85	106
86	107
87	108
88	109
89	110
90	111
91	112
92	113
93	114
94	115
95	116
96	117
96	118
96	119
97	120
97	121
97	122
98	123
98	124
98	125
99	126
99	127
99	128
100	129
100	130
100	131
101	132
101	133
101	134
101	135

に改める。

102	136
102	137
103	138
104	139
105	140
106	141
106	142
107	143
107	144
108	145
108	146
109	147
109	148
110	149
110	150
111	151
111	
112	
112	
113	
113	
114	
114	
115	
115	
116	
116	
117	
117	
118	
118	

119	

」

附 則

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

津市準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例施行規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 18 号

津市準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例施行規則
(趣旨)

第 1 条 この規則は、津市準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例（平成 25 年津市条例第 9 号。以下「条例」という。）第 57 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

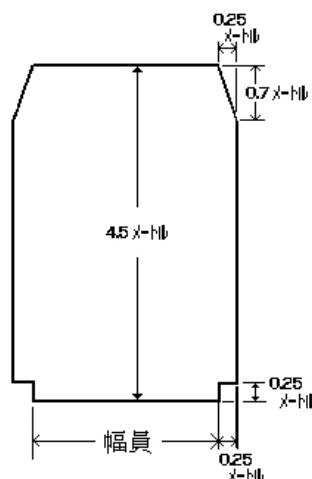
(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）及び河川管理施設等構造令（昭和 51 年政令第 199 号）において使用する用語の例による。

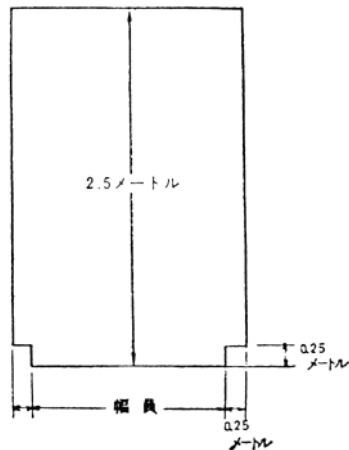
(堤防の管理用通路)

第 3 条 条例第 11 条に規定する管理用通路は、次に定めるところにより設けるものとする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合、堤防の全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準ずるものによる構造のものである場合又は堤防の高さと堤内地盤高との差が 0.6 メートル未満の区間である場合においては、この限りでない。

- (1) 幅員は、3 メートル以上で堤防の天端幅以下の適切な値とすること。
- (2) 建築限界は、次の図に示すところによること。



- 2 計画高水流量が1秒間につき100立方メートル未満の河川の堤防に設ける管理用通路は、前項本文の規定にかかわらず、川幅が10メートル未満である区間においては、幅員は、2.5メートル以上とし、建築限界は、次の図に示すところによることができる。



(床止めの設置に伴い必要となる護岸)

第4条 条例第17条に規定する護岸は、次に定めるところにより設けるものとする。ただし、地質の状況等により河岸又は堤防の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 床止めに接する河岸又は堤防の護岸は、上流側は床止めの上流端から10メートルの地点又は護床工の上流端から5メートルの地点のうちいずれか上流側の地点から、下流側は水叩き^{たた}の下流端から15メートルの地点又は護床工の下流端から5メートルの地点のうちいずれか下流側の地点までの区間以上の区間に設けること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、河岸又は堤防の護岸は、湾曲部であることその他河川の状況等により特に必要と認められる区間に設けること。
- (3) 河岸（低水路の河岸を除く。以下この号において同じ。）又は堤防の護岸の高さは、計画高水位以上とすること。ただし、床止めの設置に伴い流水が著しく変化することとなる区間にあつては、河岸又は堤防の高さとする。
- (4) 低水路の河岸の護岸の高さは、低水路の河岸の高さとする。

(床止めの設置に伴い必要となる魚道)

第5条 条例第18条に規定する魚道の構造は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 床止めの直上流部及び直下流部における通常予想される水位変動に対し

て魚類の遡上等に支障のないものとする。

- (2) 床止めに接続する河床の状況、魚道の流量、魚道において対象とする魚種等を適切に考慮したものとする。

(可動堰の可動部が起伏式である場合における可動部の径間長の特例)

第6条 条例第21条第3項に規定する場合における可動部の径間長は、同条第2項に該当する場合を除き、ゲートの直高が2メートル以下の場合は、ゲートの縦の長さとの比の値が10分の1となる値（15メートル未満となる場合は、15メートル）以上とすることができる。

(可動堰の可動部のうち土砂吐き等としての効用を兼ねる部分以外の部分の径間長の特例)

第7条 条例第22条第2項に規定する場合における可動部の径間長は、可動堰の可動部のうち土砂吐き又は舟通しとしての効用を兼ねる部分以外の部分の可動部の全長が30メートル未満である場合においては、12.5メートル以上とすることができる。

(可動堰の可動部のゲートに作用する荷重)

第8条 条例第23条第4項に規定する貯留水による静水圧の力は、可動堰の可動部のゲートと貯留水との接触面に対して垂直に作用するものとし、次の式によって計算するものとする。

$$P = W_0 h_0$$

この式において、 P 、 W_0 及び h_0 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

P 貯留水による静水圧の力（単位 1平方メートルにつき重量トン）

W_0 水の単位体積重量（単位 1立方メートルにつき重量トン）

h_0 計画湛水位に風による波浪の影響等を勘案し必要と認められる高さを加えた水位から可動堰の可動部のゲートと貯留水との接触面上の静水圧の力を求めようとする点までの水深（単位 メートル）

- 2 条例第23条第4項に規定する地震時における可動堰の可動部のゲートの慣性力は、可動堰の可動部のゲートに水平方向に作用するものとし、次の式によって計算するものとする。

$$I = W K d$$

この式において、 I 、 W 及び $K d$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

I 地震時における可動堰の可動部のゲートの慣性力（単位 1立方メ

ートルにつき重量トン)
 W 可動堰^{げき}の可動部のゲートの自重 (単位 1 立方メートルにつき重量トン)
 K_d 第 4 項に規定する設計震度

- 3 条例第 2 3 条第 4 項に規定する地震時における貯留水による動水圧の力は、可動堰^{げき}の可動部のゲートと貯留水との接触面に対して垂直に作用するものとし、適切な工学試験又は類似の可動堰^{げき}の構造計算に用いられた方法に基づき定める場合を除き、次の式によって計算するものとする。

$$P_d = 0.875 W_0 K_d \sqrt{H_1 h_1}$$

この式において、 P_d 、 W_0 、 K_d 、 H_1 及び h_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

P_d 地震時における貯留水による動水圧の力 (単位 1 平方メートルにつき重量トン)

W_0 水の単位体積重量 (単位 1 立方メートルにつき重量トン)

K_d 第 4 項に規定する設計震度

H_1 計画湛^{たん}水位から基礎地盤までの水深 (単位 メートル)

h_1 計画湛^{たん}水位から可動堰^{げき}の可動部のゲートと貯留水との接触面上の動水圧を求めようとする点までの水深 (単位 メートル)

- 4 可動堰^{げき}の可動部のゲートの構造計算に用いる設計震度は、0.12 とする。
 5 可動堰^{げき}の可動部のゲートについては、第 1 項から第 3 項までに規定するもののほか、必要に応じ、洪水時における動水圧その他のゲートに作用する荷重を計算するものとする。

(可動堰^{げき}の可動部が起伏式である場合におけるゲートの構造)

第 9 条 可動堰^{げき}の可動部が起伏式である場合におけるゲートの構造の基準は、前条に規定するもののほか、次に定めるところによるものとする。

- (1) ゲートの起立時における上端の高さは、計画横断形に係る低水路の河床の高さと計画高水位との中間位以下とすること。ただし、ゲートを洪水時においても土砂、竹木その他の流下物によって倒伏が妨げられない構造とするとき、又は治水上の機能の確保のため適切と認められる措置を講ずるときは、ゲートの起立時における上端の高さを堤内地盤高又は計画高水位のうちいずれか低い方の高さ以下とすることができる。
- (2) ゲートの直高は、3 メートル以下とすること。ただし、ゲートを洪水時においても土砂、竹木その他の流下物によって倒伏が妨げられない構造と

するときは、この限りでない。

(堰^{せき}の設置に伴い必要となる護岸等)

第10条 第4条及び第5条の規定は、堰^{せき}の設置に伴い必要となる護岸及び魚道について準用する。この場合において、第4条及び第5条中「床止め」とあるのは、「堰^{せき}」と読み替えるものとする。

(水門の径間長の特例)

第11条 第7条の規定は、河川を横断して設ける水門について準用する。この場合において、同条中「可動部」とあり、「可動堰^{せき}の可動部」とあるのは、「水門のうち流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する門柱の部分」と読み替えるものとする。

(管理用通路としての効用を兼ねる水門の構造)

第12条 条例第35条第2項の管理用通路としての効用を兼ねる水門の構造は、次に定めるところによるものとする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合は、この限りでない。

- (1) 管理橋の幅員は、水門に接続する管理用通路の幅員を考慮した適切な値とすること。
- (2) 管理橋の設計自動車荷重は、20トンとすること。ただし、管理橋の幅員が3メートル未満の場合は、この限りでない。

(水門又は樋門^ひの設置に伴い必要となる護岸)

第13条 河川又は水路を横断して設ける水門又は樋門^ひの設置に伴い必要となる護岸は、次に定めるところにより設けるものとする。ただし、地質の状況等により河岸又は堤防の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 水門が横断する河川に設ける護岸については、第4条各号の規定を準用する。この場合において、同条第1号及び第3号中「床止め」とあるのは「水門」と、同条第1号中「上流側」とあるのは「当該水門が横断する河川の上流側」と、「下流側」とあるのは「当該水門が横断する河川の下流側」と読み替えるものとする。
- (2) 水門又は樋門^ひが横断する河岸又は堤防に設ける護岸は、当該水門及び樋門の両端から上流及び下流にそれぞれ10メートルの地点を結ぶ区間以上の区間に設けるものとし、その高さについては、第4条第3号及び第4号の規定を準用する。この場合において、同条第3号中「床止め」とあるのは、「水門又は樋門^ひ」と読み替えるものとする。

(取水塔の設置に伴い必要となる護岸)

第14条 取水塔の設置に伴い必要となる護岸は、地質の状況等により河岸又は堤防の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められる場合を除き、取水塔の上流端及び下流端から上流及び下流にそれぞれ取水塔と河岸又は堤防との距離の2分の1（条例第46条第1項の式によって得られる値（以下「基準径間長」という。）の2分の1を超えることとなる場合は、基準径間長の2分の1。10メートル未満となる場合は、10メートル）の距離の地点を結ぶ区間以上の区間に設けるものとし、その高さについては、第4条第3号及び第4号の規定を準用する。この場合において、同条第3号中「床止め」とあるのは、「取水塔」と読み替えるものとする。

(主要な公共施設に係る橋)

第15条 条例第46条第2項の規則で定める主要な公共施設に係る橋は、次に掲げるものに係る橋とする。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に規定する高速自動車国道
- (2) 前号に規定する道路以外の道路で幅員30メートル以上のもの

(近接橋の特則)

第16条 条例第46条第3項に規定する河道内に橋脚が設けられている橋、堰その他の河川を横断して設けられている施設（以下この条において「既設の橋等」という。）に近接して設ける橋（以下この条において「近接橋」という。）の径間長は、条例第46条第1項及び第2項に規定するところによるほか、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより近接橋の橋脚を設けることとした場合における径間長の値とするものとする。ただし、既設の橋等の改築又は撤去が5年以内に行われることが予定されている場合は、この限りでない。

- (1) 既設の橋等と近接橋との距離（洪水時の流心線に沿った見通し線（以下この号及び次号において「見通し線」という。）上における既設の橋等の橋脚、堰柱等（以下この号及び次号において「既設の橋脚等」という。）と近接橋の橋脚との間の距離をいう。次号において同じ。）が基準径間長未満である場合においては、近接橋の橋脚を既設の橋脚等の見通し線上に設けること。
- (2) 既設の橋等と近接橋との距離が、基準径間長以上であって、かつ、川幅以内である場合においては、近接橋の橋脚を既設の橋脚等の見通し線上又

は既設の橋等の径間の中央の見通し線上に設けること。

(橋面)

第17条 条例第47条第2項の規則で定める橋の部分は、地覆その他流水又は波浪が橋を通じて河川外に流出することを防止するための措置を講じた部分とする。

(橋の設置に伴い必要となる護岸)

第18条 橋の設置に伴い必要となる護岸は、次に定めるところにより設けるものとする。ただし、地質の状況等により河岸又は堤防の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 河道内に橋脚を設けるときは、河岸又は堤防に最も近接する橋脚の上流端及び下流端から上流及び下流にそれぞれ基準径間長の2分の1の距離の地点を結ぶ区間以上の区間に設けること。
- (2) 河岸又は堤防に橋台を設けるときは、橋台の両端から上流及び下流にそれぞれ10メートルの地点を結ぶ区間以上の区間に設けること。
- (3) 護岸の高さについては、第4条第3号及び第4号の規定を準用する。この場合において、同条第3号中「床止め」とあるのは、「橋」と読み替えるものとする。

(管理用通路の保全のための橋の構造)

第19条 条例第49条に規定する管理用通路の構造に支障を及ぼさない橋(取付部を含む。)の構造は、管理用通路(管理用通路を設けることが計画されている場合は、当該計画されている管理用通路)の構造を考慮して適切な構造の取付通路その他必要な施設を設けた構造とする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合は、この限りでない。

(適用除外の対象とならない区域)

第20条 条例第50条第1項の規則で定める要件に該当する区域は、橋の設置地点を含む一連区間における計画高水位の勾配、川幅その他河川の状況等により治水上の支障があると認められる区域とする。

(治水上の影響が著しく小さい橋)

第21条 条例第50条第1項の規則で定める橋は、低水路に設ける橋で可動式とする等の特別の措置を講じたものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 19 号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則の一部改正)

第 1 条 津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則（平成 18 年津市規則第 87 号）の一部を次のように改正する。

別表備考 4 中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第 13 項から第 15 項まで」を「第 12 項から第 14 項まで」に改める。

(児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害福祉サービスの措置に係る事務処理に関する規則の一部改正)

第 2 条 児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害福祉サービスの措置に係る事務処理に関する規則（平成 18 年津市規則第 106 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 13 条第 1 項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(津市身体障害者福祉法施行取扱規則の一部改正)

第 3 条 津市身体障害者福祉法施行取扱規則（平成 18 年津市規則第 107 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 1 項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改め、同条第 2 項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(津市知的障害者福祉法施行取扱規則の一部改正)

第4条 津市知的障害者福祉法施行取扱規則（平成18年津市規則第108号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同条第2項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（津市知的障害者一体型指定共同生活介護事業所等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第5条 津市知的障害者一体型指定共同生活介護事業所等の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第112号）の一部を次のように改める。

題名を次のように改める。

津市知的障害者指定共同生活援助事業所の設置及び管理に関する条例施行規則

第1条中「津市知的障害者一体型指定共同生活介護事業所等の設置及び管理に関する条例」を「津市知的障害者指定共同生活援助事業所の設置及び管理に関する条例」に改める。

第2条第1項中「知的障害者一体型指定共同生活介護事業所等指定管理者指定申請書」を「知的障害者指定共同生活援助事業所指定管理者指定申請書」に改める。

第3条中「知的障害者一体型指定共同生活介護事業所及び知的障害者一体型指定共同生活援助事業所」を「知的障害者指定共同生活援助事業所」に、「一体型指定ケアホーム等」を「指定グループホーム」に改める。

第4条から第6条までの規定中「一体型指定ケアホーム等」を「指定グループホーム」に改める。

別記様式中「知的障害者一体型指定共同生活介護事業所等指定管理者指定申請書」を「知的障害者指定共同生活援助事業所指定管理者指定申請書」に改める。

（津市心身障害児童福祉年金の支給に関する条例施行規則の一部改正）

第6条 津市心身障害児童福祉年金の支給に関する条例施行規則（平成18年津市規則第253号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第5条第12項」を「第5条第11

項」に改める。

（障害者自立支援法に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部改正）

第7条 障害者自立支援法に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年津市規則第19号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則

第1条中「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に、「障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」に改める。

第2条第1項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第3条中「障害者自立支援法第51条の25第3項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の25第3項」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第4条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第1号様式中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この条例中第1条（津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則別表備考4の改正規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分に限る。）、第2条、第3条（津市身体障害者福祉法施行取扱規則第20条第1項

の改正規定中「同条第 1 1 項」を「同条第 1 0 項」に改める部分を除く。）、第 4 条（津市知的障害者福祉法施行取扱規則第 1 7 条第 1 項の改正規定中「同条第 1 1 項」を「同条第 1 0 項」に改める部分を除く。）、第 6 条（津市心身障害児童福祉年金の支給に関する条例施行規則第 2 条第 3 号の改正規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分に限る。）及び第 7 条の規定は平成 2 5 年 4 月 1 日から、その他の規定は平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 20 号

津市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則

津市消防本部の組織に関する規則（平成 18 年津市規則第 217 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中「消防団担当 経理担当」を「企画調整担当」に、「予防課 予防担当 危険物担当 設備指導担当」を「消防安全課 安全指導担当 危険物保安担当」に、「消防課 消防担当 救助担当」を「救急課 救急管理担当 救急指導担当」に改め、同条第 2 項各号を次のように改める。

(1) 消防総務課

消防団統括室 消防団担当

(2) 消防安全課

警防室 安全管理担当 消防救助担当

第 6 条第 4 項中「及び予防課」を削り、「消防課」を「消防安全課、救急課」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 （第 3 条関係）

課	担当	分掌事務
消防総務課	総務担当	(1) 職員の任用、分限、懲戒、服務その他身分の取扱いに関する事。 (2) 職員の人事及び給与に関する事。 (3) 職員の公務災害補償の調整に関する事。 (4) 儀式及び表彰の調整に関する事。 (5) 訴訟事件の対応に係る調整に関する事。 (6) 職員の安全及び衛生並びに福利厚生に関する事。 (7) 被服等の貸与に関する事。 (8) 公印の管理に関する事。 (9) 総合的な研修の企画及び各種研修の調整に関する事。 (10) 職員の資格取得に関する事。 (11) 消防職員委員会に関する事。 (12) 監察に関する事。 (13) 消防関係団体の育成及び指導に関する事。 (14) 本部及び課（消防団統括室を含む。）の庶務に関する事。
	企画調整担当	(1) 組織制度及び組織運営の企画に関する事。 (2) 消防に関する重要事項の総合企画、総合調整に関する事。 (3) 消防力の整備に関する事。 (4) 消防関係例規の制定改廃に係る調整に関する事。 (5) 消防年報の編集及び統計事務の調整に関する事。 (6) 総合的な広報の企画立案及び調査並びに広報活動の調整に関する事。

		(7) 報道機関との連絡調整に関すること。 (8) 消防音楽隊等に関すること。 (9) 予算の編成、執行及び管理の総括に関すること。 (10) 決算及び経理の総括に関すること。 (11) 財産の管理及び処分の総括に関すること。 (12) 物品の購入及び修繕の総括に関すること。 (13) 消防車両及び消防機械器具の管理の総括に関すること。 (14) 他の課の所管に属さないこと。
消防安全課	安全指導担当	(1) 火災予防対策の企画及び調整に関すること。 (2) 自主防火管理体制及び自主防災管理体制の確立に関すること。 (3) 火災予防の広報等に関すること。 (4) 火災の原因及び損害の調査の総括並びに火災の原因の分析に関すること。 (5) 火災情報の開示の調整に関すること。 (6) 火災統計に関すること。 (7) 建築確認に係る消防同意に関すること。 (8) 消防用設備等の設置指導及び消防検査に関すること。 (9) 防災表示制度に関すること。 (10) 防火対象物定期点検報告制度及び防災管理点検報告制度に係る特例に関すること。 (11) 防火対象物に係る法令違反の処理に関すること。 (12) 課（警防室を含む。）の庶務に関すること。 (13) その他火災予防に関すること。
	危険物保安担当	(1) 危険物製造所等に係る許可、認可、承認及び届出に関すること。

		(2) 危険物製造所等の査察及び防火対策の推進に関すること。 (3) 危険物取扱者及び危険物保安監督者等の育成指導に関すること。 (4) 危険物等に起因する災害調査に関すること。 (5) 液化石油ガスの保安に関すること。 (6) 危険物製造所等に係る法令違反の処理に関すること。
救急課	救急管理担当	(1) 救急業務の企画及び調整に関すること。 (2) 救急隊の運用基準に関すること。 (3) 救急に関する資機材の配備に関すること。 (4) 救急事故対策に関すること。 (5) 救急救命士の配備計画に関すること。 (6) 救急の記録及び統計に関すること。 (7) 救急情報の開示の調整に関すること。 (8) 医療機関その他の救急関係機関との調整に関すること。 (9) 患者等搬送事業の指導及び認定に関すること。 (10) 課の庶務に関すること。
	救急指導担当	(1) 救急救命士の育成に関すること。 (2) 救急隊員の教育訓練及び研修に関すること。 (3) 感染防止対策に関すること。 (4) 応急手当の普及啓発に関すること。 (5) 救急に関する技術及び調査研究に関すること。 (6) 救急広報に関すること。
通信司令課	情報管理担当	(1) 情報処理システムの企画、運営管理及び技術指導に関すること。

	(2) 課の庶務に関すること。 (3) その他情報管理に関すること。
通信指令担当	(1) 指令業務の企画及び調査に関すること。 (2) 職員の招集計画の運用に関すること。 (3) 消防通信の運用及び統制に関すること。 (4) 消防通信設備の整備、保守管理及び技術指導に関すること。 (5) 災害通報の受理及び出動指令並びに災害に係る情報収集、記録等に関すること。 (6) 気象情報、地震情報その他の災害情報の収集伝達に関すること。 (7) 防災関係機関との通信連絡に関すること。 (8) 災害情報等の案内に関すること。 (9) その他通信に関すること。

別表第 2（第 3 条関係）

消防総務課

室	担当	分掌事務
消防団統括室	消防団担当	(1) 消防団員の身分、報酬、費用弁償及び公務災害補償に関すること。 (2) 消防団員の表彰に関すること。 (3) 消防団員の被服等の貸与に関すること。 (4) 消防団の公印の管理に関すること。 (5) 消防団員の総合的な研修訓練の企画及び調整に関すること。 (6) 各種災害に対する消防団活動の調整に関すること。 (7) 消防団施設等の管理の総括に関すること。 (8) 消防団との連絡調整の総括に関すること。

消防安全課

室	担当	分掌事務
警防室	安全管理担当	(1) 警防対策の企画及び調整に関すること。 (2) 各種災害に対する消防活動対策の調査、研究及び調整に関すること。 (3) 大規模な消防訓練の企画立案及び総合調整に関すること。 (4) 各種災害の記録、統計及び分析に関すること。 (5) 消防部隊の出動及び運用基準に関すること。 (6) 消防水利の確保に関すること。 (7) 消防相互応援・受援に関すること。 (8) 災害時等に係る職員の招集計画に関すること。 (9) 開発行為に係る協議及び同意に関するこ

		と。
		(10) 消防防災指導センターに関すること。
	消防救助担当	(1) 国民の保護に関する計画の実施調整及び事務の取りまとめに関すること。 (2) 救助業務の企画及び調整に関すること。 (3) 救助隊の運用基準に関すること。 (4) 救助事故対策に関すること。 (5) 救助に関する技術及び資機材の配備並びに調査研究に関すること。 (6) 救助の記録及び統計に関すること。 (7) 救助情報の開示の調整に関すること。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 21 号

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の給与の支給に関する規則（平成 18 年津市規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 行政職給料表及び任期付職員給料表の職務の級 8 級の項中「同条第 5 項第 1 号に規定する」を削り、同表行政職給料表及び任期付職員給料表の職務の級 6 級の項中「、津リージョンプラザ館長、津市西部クリーンセンター所長、津市クリーンセンターおおたか所長、津市白銀環境清掃センター所長、津市安芸・津衛生センター所長、津市中央保健センター所長」を削り、同表行政職給料表及び任期付職員給料表の職務の級 5 級の項中「津市中央市民館長」の次に「、津リージョンプラザ館長、津市西部クリーンセンター所長、津市クリーンセンターおおたか所長」を、「津市河芸美化センター事務長」の次に「、津市白銀環境清掃センター所長、津市安芸・津衛生センター所長」を加え、「津市中央保健センター副所長」を「津市中央保健センター所長」に改める。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 22 号

津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 22 年津市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項ただし書を次のように改める。

ただし、久居地域、河芸地域、芸濃地域、美里地域、安濃地域、一志地域及び美杉地域（逢坂・飼坂ルートに限る。）を運行する路線にあっては当該路線の運行日が 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの間となる日、白山地域の城立・福田山ルートのうち上福田山を起点とし榊原温泉口駅を終点とする路線にあっては当該路線の運行日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの間となる日は運行しないものとする。

別表久居の部野村ルートの項中「久居駅東口」を「久居総合支所」に改め、同表美里の部長野・高宮ルートの項中「稲葉口」を「湯の瀬」に改め、同表安濃の部明合ルートの項中「安濃中央総合公園」を「明合団地」に改め、同部安濃ルートの項及び草生ルートの項中「安濃中央総合公園」を「サンヒルズ安濃」に改め、同表一志の部川合ルートの項中「一志総合支所」を「とことめの里一志」に、「月曜日から金曜日まで」を「火曜日、木曜日及び金曜日」に改め、同部高岡ルートの項中「上出公会所」を「とことめの里一志」に、「一志総合支所」を「とことめの里一志」に、「月曜日から金曜日まで」を「月曜日、水曜日及び金曜日」に改め、同表白山の部竹原ルートの項中「竹原ルート」を「家城ルート」に、「竹原」を「一志病院」に改め、同表美杉の部川上ルートの項及び丹生俣ルートの項中「一志病院」を「マックスバリュ（川口店）」に改め、同部美杉循環ルートの項を次のように改める。

逢坂・飼坂ルート	三多気	美杉総合支所前	月曜日から金曜日まで

附 則

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 23 号

津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する
規則

津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成 18 年津市規則
第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「会議室に限る。）」を「ミーティングルームに限る。）及
び交流・会議施設（会議室に限る。）」に改める。

附 則

この規則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

津市景観規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 24 号

津市景観規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）、
景観法施行規則（平成 16 年国土交通省令第 100 号。以下「省令」という。）
及び津市景観条例（平成 25 年津市条例第 10 号。以下「条例」という。）
の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(軽微な変更)

第 2 条 条例第 5 条の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更
とする。

- (1) 法第 8 条第 2 項各号に掲げる事項の変更
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める変更

(届出書等)

第 3 条 省令第 1 条第 1 項及び条例第 6 条第 2 項に規定する届出は、景観計画
区域内における行為の届出書（第 1 号様式）によるものとする。

2 条例第 6 条第 2 項に規定する届出は、次に掲げる図書を添付して行うもの
とする。ただし、行為の規模が大きい場合ため適切に表示できない場合には、当
該行為の規模に応じて市長が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面
に替えることができる。

- (1) 行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表
示する図面で縮尺 2,500 分の 1 以上のもの
- (2) 行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- (3) 景観法施行令（平成 16 年政令第 398 号。以下この条及び第 5 条にお
いて「政令」という。）第 4 条第 1 号に掲げる行為（土石の採取及び鉱物
の掘採を除く。）にあつては、設計図又は施行方法を明らかにする図面で
縮尺 100 分の 1 以上のもの
- (4) 政令第 4 条第 1 号に掲げる行為（土石の採取及び鉱物の掘採に限る。）
にあつては、次に掲げる図書
 - ア 採取又は掘採の方法を明らかにする図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの

イ 採取又は掘採をした後に行う措置を明らかにする図面で縮尺１００分の１以上のもの

(5) 政令第４条第４号に掲げる行為にあつては、堆積する場所及び方法を明らかにする図面で縮尺１００分の１以上のもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項を記載した図書（許可等を受けて行う行為等）

第４条 条例第７条第３号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 森林法（昭和２６年法律第２４９号）第１０条の２第１項又は第３４条第２項の規定により許可を受けて行う行為

(2) 自然公園法（昭和３２年法律第１６１号）第１０条第１項から第３項まで若しくは第１６条第１項から第３項までの規定に基づく公園事業の執行、同法第２０条第３項、第２１条第３項若しくは第２２条第３項の規定により許可を受けて行う行為又は同法第６８条第１項の規定による協議に係る行為

(3) 砂利採取法（昭和４３年法律第７４号）第１６条の規定により認可を受け、河川法（昭和３９年法律第１６７号）第２５条の許可を受けて行う行為又は農地法（昭和２７年法律第２２９号）第４条第１項若しくは第５条第１項の規定により許可を受けて行う行為（仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供する場合に限る。）

(4) 三重県立自然公園条例（昭和３３年三重県条例第２号）第９条第１項から第３項までの規定に基づく公園事業の執行

(5) 三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和４５年三重県条例第１７号）第２条第１項の規定により許可を受けて行う行為、同条例第３条の規定による協議に係る行為又は同条例第４条の規定による通知に係る行為

（届出を要しない行為の規模等）

第５条 条例第７条第４号の規則で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。

(1) 煙突（支杵及び支線があるものについては、これらを含む。）その他これに類するもの

(2) 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの

(3) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（前号に掲げるものを除く。）

(4) 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。）

- (5) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- (6) 擁壁、柵又は塀
- (7) ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設
- (8) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
- (9) 自動車車庫の用途に供するもの
- (10) 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの

2 条例第7条第4号の規則で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める規模とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 当該建築物の高さ（地盤面からの高さをいう。第6号を除き、以下この項において同じ。）が13メートル以下で、かつ、建築面積が1,000平方メートル以下のもの
- (2) 前項第1号、第3号から第5号まで又は第7号に掲げる工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下この項において「建設等」という。） 当該工作物の高さが13メートル以下のもの
- (3) 前項第2号に掲げる工作物の建設等 当該工作物の高さが30メートル以下のもの
- (4) 前項第6号に掲げる工作物の建設等 当該工作物の高さが5メートル以下又は長さが10メートル以下のもの
- (5) 前項第8号から第10号までに掲げる工作物の建設等 当該工作物の高さが13メートル以下で、かつ、築造面積が1,000平方メートル以下のもの
- (6) 前項各号に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの 建築物の上端から当該工作物の上端までの高さが5メートル以下又は地盤面から当該工作物の上端までの高さが13メートル以下（前項第2号に掲げるものにあつては、30メートル以下）のもの
- (7) 法第16条第1項第3号及び政令第4条第1号に掲げる行為 行為に係る土地の面積が3,000平方メートル以下で、かつ、行為に伴い生ずる擁壁又は法面^{のり}の高さが5メートル以下又は長さが10メートル以下のもの
- (8) 政令第4条第4号に掲げる行為 行為に係る土地の面積が3,000平方メートル以下で、かつ、高さが5メートル以下のもの
- (9) 建築物の増築又は改築 行為に係る床面積が10平方メートル以下のもの

の又は外観を変更することとならないもの

- (10) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更行為に係る面積が10平方メートル以下のもの
- (11) 工作物の増築又は改築 行為に係る築造面積が10平方メートル以下のもの
- (12) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更行為に係る面積が10平方メートル以下のもの

(届出を要しない行為等)

第6条 条例第7条第5号の規則で定める工作物は、前条第1項各号に定める工作物以外の工作物とする。

2 条例第7条第6号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 国の機関又は地方公共団体が行う行為で市長が別に定めるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が良好な景観づくりに支障を及ぼさないと認める行為

(変更届出書)

第7条 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書(第2号様式)により行うものとする。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知)

第8条 法第16条第5項後段の規定による通知は、景観計画区域内における行為の通知書(第3号様式)により行うものとする。

(事前協議)

第9条 条例第8条第1項の規定による協議は、景観計画区域内における行為の事前協議申出書(第4号様式)により行うものとする。

(勧告)

第10条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書(第5号様式)により行うものとする。

(勧告等による公表)

第11条 条例第9条第2項の規定による公表は、市役所の掲示場に掲示するほか、市長が適当と認める方法により、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 法第16条第3項の規定による勧告を受けた者の住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- (2) 勧告に従わない旨の事実
- (3) 勧告の内容

(4) その他市長が必要と認める事項

(変更命令)

第 1 2 条 法第 1 7 条第 1 項又は第 5 項の規定による変更等の命令は、命令書（第 6 号様式）により行うものとする。

(身分証明書)

第 1 3 条 法第 1 7 条第 8 項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第 7 号様式）とする。

(行為の着手制限の期間の短縮)

第 1 4 条 条例第 1 2 条の規定による通知は、景観計画区域内における届出に係る行為の着手制限期間短縮通知書（第 8 号様式）によるものとする。

(書類の提出部数)

第 1 5 条 法、省令、条例又はこの規則の規定に基づき市長に提出する書類の部数は、法第 1 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により提出する場合にあっては正本 1 部及び副本 1 部とし、その他の場合にあっては市長が別に定める部数とする。

附 則

この規則は、平成 2 5 年 7 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 3 条関係）

（表）

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

届出者 住 所
氏 名

印

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電 話

景観法第 1 6 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

行 為 の 種 類	建築物等	(1) 建築物	ア新築 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更					
			用 途 （ ）					
		(2) 工作物	ア新設 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更					
			種 類 （ ）					
	(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	目 的						
(4) 土地の開墾、土石の採取、 鉱物の掘採その他の土地の形質の変更								
(5) 屋外における土石、廃棄物、 再生資源その他の物件の堆積								
行 為 の 場 所								
行為の着手予定年月日			年 月 日		行為の完了予定年月日		年 月 日	
連 絡 先	所 在 地 及 び 電 話 番 号		所在地					
			電話番号（ ） —					
	名 称 及 び 担 当 者 名		名称 担当者名					
※ 受 付 欄					※ 処 理 欄			

(裏)

備考

- 1 行為の種類に応じて、別紙1、別紙2又は別紙3を添付してください。
- 2 景観法施行規則第1条第2項第1号から第4号までに規定する図書を添付してください。
- 3 「届出者」は、建築主・施主の住所、氏名等を記入してください。
- 4 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号を○で囲んでください。また、建築物にあっては用途（例：事務所、賃貸共同住宅、共同商業施設、工場、パチンコ店等）を、工作物にあっては種類（例：煙突、鉄柱、高架水槽、アスファルトプラント等）を（ ）内に記入してください。
- 5 「連絡先」欄は、届出内容の照会先として、届出者以外の者（設計者、施工者等）を希望する場合に記入してください。
なお、届出者以外の者が、届出に係る照会に関する回答以外の手続を行う場合は、別途委任状の提出が必要です。
- 6 ※印の欄は、記入しないでください。

第 1 号様式（別紙 1）

（表）

行為の内容（建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更）

新築・増築・改築・移転 （該当行為に○を付けてください）			届出部分		既存部分		合 計		
	敷地面積		m ²		m ²		m ²		
	建築面積		m ²		m ²		m ²		
	延べ面積		(階) m ²		(階) m ²		(階) m ²		
	高 さ		m		m		m		
	構 造								
	外部仕上げ	屋 根	色彩						
			素材						
		外 壁	色彩						
			素材						
	敷地の緑化			届出部分		既存部分		合 計	
		緑地面積		m ²		m ²		m ²	
		樹種等							
	そ の 他								
	外観の変更 ・外観面積 _____ m ² ・建築面積 _____ m ² ・延べ面積 _____ m ² ・高 さ _____ m ・構 造 _____	屋 根	色彩	変更面積 m ²		変 更 後		変 更 前	
素材			m ²						
外 壁		色彩	m ²						
		素材	m ²						
景観上配慮した事項 その他参考となる事項									

(裏)

備考

- 1 各項目について、建築物の新築に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 3 「建築面積」欄には、行為に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。
- 4 「延べ面積」欄には、行為に係る建築物の各階の床面積の合計を記入してください。() には、階層を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該建築物の上端までの高さを記入してください。
また、増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、届出部分欄に増築又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。(マンセル表色系の記号の記入例：濃い茶色(5YR3/3)、淡い黄緑色(2.5GY8/2)、薄いグレー(N7.5)、薄いアイボリー(5Y8/1.5)等)
また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分(屋根面及び壁面のサインを含む。)に、その色彩を使う面積、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください。(例：日本瓦ぶき、着色鉄板瓦棒ぶき、アスファルト露出防水、押出し成形板下地アクリルリシン吹付、コンクリート打放し、小口タイル張り等)
- 9 「その他」欄には、三重県景観計画の景観形成基準に定める「その他(屋外駐車場、夜間の照明等に関する事。)」事項に関する配慮事項を記入してください。
- 10 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該建築物の建築等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 11 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

第 1 号 様 式 （ 別 紙 2 ）

（ 表 ）

行為の内容（工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更）

工作物の種類		(津市景観規則第5条第1項第 号該当)						
新設・増築・改築・移転 (該当行為に○を付けてください)		届 出 部 分		既 存 部 分		合 計		
	敷地面積	m ²		m ²		m ²		
		m ²		m ²		m ²		
		() m		() m		() m		
	構 造							
		届 出 部 分		既 存 部 分				
		仕 色 彩						
	敷地の緑化	届 出 部 分		既 存 部 分		合 計		
m ²		m ²		m ²				
そ の 他								
色彩の変更 (修繕・模様替・)	(対象工作物) ・外観面積 _____m ² ・築造面積 _____m ² ・高 さ _____m ・構 造 _____		変更面積	変 更 後	変 更 前			
	色彩	m ²						
	素材	m ²						
景観上配慮した事項 その他参考となる事項								

(裏)

備考

- 1 各項目について、工作物の新設に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「工作物の種類」欄には、工作物の具体的な名称（例えば、工場の煙突）等を記入してください。（ ）には、津市景観規則第5条第1項に該当する規則の番号を記入してください。
- 3 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 4 「築造面積」欄には、当該工作物の水平投影面積を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該工作物の上端までの高さを記入してください。また、建築物と一体となって設置される工作物については、（ ）内に建築物の上端から当該工作物の上端までの高さを記入してください。

増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、届出部分欄に増築又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。（マンセル表色系の記号の記入例：濃い茶色（5YR3/3）、淡い黄緑色（2.5GY8/2）、薄いグレー（N7.5）、薄いアイボリー（5Y8/1.5）等）

また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分（屋根面及び壁面のサインを含む。）に、その色彩を使う面積、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください。（例：ステンレスヘアーライン仕上げ、鉄部溶融亜鉛メッキ仕上げ、御影石ジェットバーナー仕上げ、コンクリート打放し、小口タイル張り等）
- 9 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該工作物の建設等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 10 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

第 1 号 様 式 （ 別 紙 3 ）

（ 表 ）

行為の内容（開発行為、土地の開墾・土石の採取・鉱物の掘採その他の土地の形質の変更又は屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積）

	土地の面積 _____m ²	変 更 後 の 土地の形状	
開発行為、土地 の開墾その他 の土地の形質 の変更	のり 法面又は 擁壁の規模 高さ _____m	のり 法 面 等 の 外 観	
	長さ _____m	緑化の方法	
	勾配 _____：		
	土地の面積 _____m ²	採 取 又 は 掘 採 の 位置・方法	
土石の採取・ 鉱物の掘採	のり 法面又は 擁壁の規模 高さ _____m	跡 地 の 緑 化 の 方 法 等	
	長さ _____m		
	勾配 _____：		
屋外における 土石・廃棄物・ 再生資源その 他の物件の堆 積	土地の面積 _____m ²	物件の種類	
	堆積又は貯蔵 の高さ 高さ _____m	堆積又は 貯 蔵 の 位置・方法	
		遮 蔽 の 方 法	
景 観 上 配 慮 し た 事 項 そ の 他 参 考 と な る 事 項			

(裏)

備考

1 「開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更」欄

- (1) 「変更後の土地の形状」欄には、変更後の土地の段差及び傾斜の状況等について記入してください。
- (2) 「法面等の外観」欄には、法面又は擁壁^{のり}の勾配、擁壁の素材等について記入してください。
- (3) 「緑化の方法」欄には、緑化面積、樹種、緑化の工法、既存樹木の活用等について記入してください。

2 「土石の採取・鉱物の掘採」欄

- (1) 「採取又は掘採の位置・方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を目立ちにくくするための位置及び方法について記入してください。
- (2) 「跡地の緑化の方法等」欄には、跡地の緑化面積、樹種、緑化の工法等及び法面^{のり}の形状や行為地の周囲の地形にあわせるための措置について記入してください。

3 「屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積」欄

- (1) 「物件の種類」欄には、堆積又は貯蔵する物件の種類について記入してください。
- (2) 「堆積又は貯蔵の位置・方法」欄は、整然とした堆積又は貯蔵とするための措置について記入してください。
- (3) 「遮蔽の方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を遮蔽するための措置について記入してください。

4 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該行為を行うに当たって、特に留意した事項等を記入してください。

5 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

第 2 号様式（第 7 条関係）

景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

（宛先）津市長

届出者 住所氏名
(〒)
電 話
法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名 (印)

景観法第 1 6 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	景観計画区域内における行為の届出書の受付年月日及び受付番号
2	行為の場所
3	設計又は施行方法の変更の概要
〔変更前〕	
〔変更後〕	
4	変更理由

※ 設計又は施行方法の変更の内容が分かる書類及び図書を添付してください。

第 3 号様式（第 8 条関係）

（表）

景観計画区域内における行為の通知書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

通知者 名 称



職 氏 名

景観法第 1 6 条第 5 項の規定により、次のとおり通知します。

行 為 の 種 類	建築物等	(1) 建築物	ア新築 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更				
		用 途 （ ）					
	(2) 工作物	ア新設 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更					
		種 類 （ ）					
(3) 都市計画法第 4 条第 1 2 項に規定する開発行為	目 的						
							(4) 土地の開墾、土石の採取、 鉱物の掘採その他の土地の形 質の変更
行 為 の 場 所							
行為の着手予定年月日		年 月 日		行為の完了予定年月日		年 月 日	
連 絡 先	所 在 地 及 び 電 話 番 号	所在地 電話番号（ ） —					
	事務所、課（室）名 及 び 担 当 者 名	事務所等、課（室）名 担当者名					
※ 受 付 欄					※ 処 理 欄		

（規格 A 4）

(裏)

備考

- 1 行為の種類に応じて、別紙1、別紙2又は別紙3を添付してください。
- 2 景観法施行規則第1条第2項第1号から第4号までに規定する図書を添付してください。
- 3 「通知者」は、国の機関又は地方公共団体等の住所、名称、代表者の職・氏名を記入してください。
- 4 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号を○で囲んでください。また、建築物にあっては用途（例：庁舎、病院、学校等）を、工作物にあっては種類（例：通信用の鉄塔、高架水槽、擁壁、柵、塀、処理施設等）を（ ）内に記入してください。
- 5 「連絡先」欄は、届出内容の照会先として、担当する者の所属する事務所等の所在地、電話番号、担当者の所属する事務所及び課(室)名、担当者名を記入してください。
- 6 ※印の欄は、記入しないでください。

第 3 号様式（別紙 1）

（表）

行為の内容（建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更）

新築・増築・改築・移転 (該当行為に○を付けてください)			通 知 部 分		既 存 部 分		合 計		
	敷地面積		m ²		m ²		m ²		
	建築面積		m ²		m ²		m ²		
	延べ面積		(階) m ²		(階) m ²		(階) m ²		
	高 さ		m		m		m		
	構 造								
	外部仕上げ	屋 根	色彩	通 知 部 分		既 存 部 分			
			素材						
		外 壁	色彩						
			素材						
	敷地の緑化			通 知 部 分		既 存 部 分		合 計	
		緑地面積		m ²		m ²		m ²	
		樹種等							
	そ の 他								
	外観の変更 (修繕・模様替・色彩の変更)	(対象建築物) ・外観面積 _____ m ² ・建築面積 _____ m ² ・延べ面積 _____ m ² ・高 さ _____ m ・構 造 _____			変更面積	変 更 後		変 更 前	
屋 根		色彩	m ²						
		素材	m ²						
外 壁		色彩	m ²						
		素材	m ²						
景観上配慮した事項 その他参考となる事項									

(裏)

備考

- 1 各項目について、建築物の新築に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 3 「建築面積」欄には、行為に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。
- 4 「延べ面積」欄には、行為に係る建築物の各階の床面積の合計を記入してください。() には、階層を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該建築物の上端までの高さを記入してください。
また、増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、通知部分欄に増築又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。(マンセル表色系の記号の記入例：濃い茶色(5YR3/3)、淡い黄緑色(2.5GY8/2)、薄いグレー(N7.5)、薄いアイボリー(5Y8/1.5)等)
また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分(屋根面及び壁面のサインを含む。)に、その色彩を使う面積、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください。(例：日本瓦ぶき、着色鉄板瓦棒ぶき、アスファルト露出防水、押出し成形板下地アクリルリシン吹付、コンクリート打放し、小口タイル張り等)
- 9 「その他」欄には、三重県景観計画の景観形成基準に定める「その他(屋外駐車場、夜間の照明等に関すること。)」事項に関する配慮事項を記入してください。
- 10 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該建築物の建築等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 11 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

第 3 号 様 式（別 紙 2）

（表）

行為の内容（工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更）

工作物の種類		(津市景観規則第5条第1項第 号該当)				
新設・増築・改築・移転 (該当行為に○を付けてください)		通 知 部 分		既 存 部 分		合 計
	敷地面積	m ²		m ²		m ²
	築造面積	m ²		m ²		m ²
	高 さ	() m		() m		() m
	構 造					
	仕 上 げ	通 知 部 分		既 存 部 分		
		色 彩				
	緑地の緑化	通 知 部 分		既 存 部 分		合 計
		緑地面積	m ²		m ²	
	樹種等					
	そ の 他					
	色彩の変更 (修繕・模様替・ 外観の変更)	(対象工作物) ・外観面積 _____m ² ・築造面積 _____m ² ・高 さ _____m ・構 造 _____		変更面積	変 更 後	変 更 前
色彩			m ²			
素材			m ²			
景観上配慮した事項 その他参考となる事項						

(裏)

備考

- 1 各項目について、工作物の新設に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「工作物の種類」欄には、工作物の具体的な名称（例えば、工場の煙突）等を記入してください。（ ）には、津市景観規則第5条第1項に該当する規則の番号を記入してください。
- 3 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 4 「築造面積」欄には、当該工作物の水平投影面積を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該工作物の上端までの高さを記入してください。また、建築物と一体となって設置される工作物については、（ ）内に建築物の上端から当該工作物の上端までの高さを記入してください。

増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、通知部分欄に増築又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。（マンセル表色系の記号の記入例：濃い茶色（5YR3/3）、淡い黄緑色（2.5GY8/2）、薄いグレー（N7.5）、薄いアイボリー（5Y8/1.5）等）

また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分（屋根面及び壁面のサインを含む。）に、その色彩を使う面積、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください。（例：ステンレスヘアーライン仕上げ、鉄部溶融亜鉛メッキ仕上げ、御影石ジェットバーナー仕上げ、コンクリート打放し、小口タイル張り等）
- 9 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該工作物の建設等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 10 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

第 3 号 様 式 （ 別 紙 3 ）

（ 表 ）

行 為 の 内 容 （ 開 発 行 為 、 土 地 の 開 墾 ・ 土 石 の 採 取 ・ 鉱 物 の 掘 採 そ の 他 の 土 地 の 形 質 の 変 更 又 は 屋 外 に お け る 土 石 ・ 廃 棄 物 ・ 再 生 資 源 そ の 他 の 物 件 の 堆 積 ）

	土地の面積 _____m ²	変 更 後 の 土地の形状	
開発行為、土地 の開墾その他 の土地の形質 の変更	のり 法面又は 擁壁の規模 高さ _____m	のり 法 面 等 の 外 観	
	長さ _____m	緑化の方法	
	勾配 _____%		
	土地の面積 _____m ²	採 取 又 は 掘 採 の 位置・方法	
土石の採取・ 鉱物の掘採	のり 法面又は 擁壁の規模 高さ _____m	跡 地 の 緑 化 の 方 法 等	
	長さ _____m		
	勾配 _____%		
屋外における 土石・廃棄物・ 再生資源その 他の物件の堆 積	土地の面積 _____m ²	物件の種類	
	堆積又は貯蔵 の高さ 高さ _____m	堆積又は 貯 蔵 の 位置・方法	
		遮 蔽 の 方 法	
景 観 上 配 慮 し た 事 項 そ の 他 参 考 と な る 事 項			

(裏)

備考

- 1 「開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更」欄
 - (1) 「変更後の土地の形状」欄には、変更後の土地の段差及び傾斜の状況等について記入してください。
 - (2) 「法面等の外観」欄には、法面又は擁壁^{のり}の勾配、擁壁の素材等について記入してください。
 - (3) 「緑化の方法」欄には、緑化面積、樹種、緑化の工法、既存樹木の活用等について記入してください。
- 2 「土石の採取・鉱物の掘採」欄
 - (1) 「採取又は掘採の位置・方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を目立ちにくくするための位置及び方法について記入してください。
 - (2) 「跡地の緑化の方法等」欄には、跡地の緑化面積、樹種、緑化の工法等及び法面^{のり}の形状や行為地の周囲の地形にあわせるための措置について記入してください。
- 3 「屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積」欄
 - (1) 「物件の種類」欄には、堆積又は貯蔵する物件の種類について記入してください。
 - (2) 「堆積又は貯蔵の位置・方法」欄は、整然とした堆積又は貯蔵とするための措置について記入してください。
 - (3) 「遮蔽の方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を遮蔽するための措置について記入してください。
- 4 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該行為を行うに当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 5 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

第 4 号様式（第 9 条関係）

（表）

景観計画区域内における行為の事前協議申出書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所
氏 名
申出者

印

法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名

電 話

津市景観条例第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり申し出ます。

行 為 の 種 類	建築物等	(1) 建築物	ア新築 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更			
			用 途 ()			
		(2) 工作物	ア新設 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更			
			種 類 ()			
為 の 種 類	(3) 都市計画法第4条第12項 に規定する開発行為	目 的				
	(4) 土地の開墾、土石の採取、 鉱物の掘採その他の土地の形 質の変更					
	(5) 屋外における土石、廃棄物、 再生資源その他の物件の堆積					
行 為 の 場 所						
行為の着手予定年月日		年 月 日	行為の完了予定年月日		年 月 日	
連 絡 先	所在地 所 在 地 及 び 電 話 番 号	電話番号 () -				
	名 称 及 び 担 当 者 名	名称 担当者名				
※ 受 付 欄			※ 処 理 欄			

（規格 A 4）

(裏)

備考

- 1 申出書は、正副2部提出してください。
- 2 行為の種類に応じて、第1号様式の別紙1、別紙2又は別紙3を添付してください。
- 3 景観法施行規則第1条第2項第1号から第4号までに規定する図書を添付してください。
- 4 「申出者」は、建築主又は施主の住所、氏名等を記入してください。
- 5 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号を○で囲ってください。また、建築物にあっては、用途（例：事務所、賃貸共同住宅、共同商業施設、工場、パチンコ店等）を、工作物にあっては種類（例：煙突、鉄柱、高架水槽、アスファルトプラント等）を（ ）内に記入してください。
- 6 「連絡先」欄は、申出内容の照会先として、申出者以外の者（設計者、施工者等）を希望する場合に記入してください。
- 7 ※印の欄は、記入しないでください。

勸 告 書

（記 号 番 号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付で届出のあった行為については、景観計画に定められた当該行為について基準に適合しないので、景観法第 1 6 条第 3 項の規定に基づき、必要な措置を講ずるよう次のとおり勧告します。

行為の種類 ・用途			
行為の場所			
届出日	年 月 日	着手予定日	年 月 日
勸 告 内 容			

第 6 号様式（第 1 2 条関係）

命 令 書

（記 号 番 号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた当該行為について基準に適合しないので、景観法第 1 7 条第 項の規定に基づき、必要な措置を講ずるよう次のとおり命令します。

行為の種類 ・用途			
行為の場所			
届出日	年 月 日	着手予定日	年 月 日
命 令 内 容			

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

（表）

第 号	
身 分 証 明 書	
(写真) 縦 3 cm × 横 2.5 cm	所 属
	職 名
	氏 名
上記の者は、景観法第 17 条第 8 項に規定する原状回復等又は立入検査若しくは立入調査を行う職員であること証する。	
年 月 日	
津市長（氏 名） 印	

（裏）

景 観 法 (抜 粋)

（ 変 更 命 令 等 ）

第 17 条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為(略)について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。(略)

7 景観行政団体の長は、第 1 項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。

8 第 6 項の規定により原状回復等を行なおうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

第 8 号様式（第 1 4 条関係）

景観計画区域内における届出に係る行為の着手制限期間短縮通知書

（記 号 番 号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで届出のあった次の行為について、景観計画に定める景観形成基準に基づき審査したところ、良好な景観の形成に支障を及ぼす恐れがないと認められるので、景観法第 1 8 条第 2 項の規定により、同条第 1 項本文の行為着手の制限の期間を短縮したので、津市景観条例第 1 2 条の規定に基づき通知します。

受理年月日	年 月 日
行為の種類	
行為の場所	
短縮後の行為着手の制限の期間	届出を受理した日から 年 月 日まで

※行為の着手については、この通知書のほか、他の法令の規定によるものとします。

津市モーターボート競走事業従事員の就業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 2 5 号

津市モーターボート競走事業従事員の就業等に関する規則の一部を改正する規則

津市モーターボート競走事業従事員の就業等に関する規則（平成 1 8 年津市規則第 1 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「競走開催時」を「競走開催時等」に改め、同条第 3 号中「第 3 条の 2 第 1 項第 5 号」を「第 1 5 条第 1 項第 5 号」に、「1 2 日」を「2 1 日」に改める。

第 3 条中「競走開催時」を「競走開催時等」に改める。

第 1 3 条（見出しを含む。）中「開催予定日」を「開催予定日等」に改める。

第 1 4 条中「1 節」の次に「又は 1 日」を加える。

第 2 7 条第 1 項中「7 日」を「1 0 日（1 年間の所定労働日数が 2 1 6 日以下の従事員にあっては、7 日）」に改め、同条第 2 項中「経験年数」の次に「及び基準日前 1 年間の所定労働日数」を加える。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 2 7 条関係）

年次有給休暇の日数

基準日前 1 年 間の所定労働 日数	経験年数					
	1 年 6 箇月	2 年 6 箇月	3 年 6 箇月	4 年 6 箇月	5 年 6 箇月	6 年 6 箇 月以上
2 1 7 日以上	1 1 日	1 2 日	1 4 日	1 6 日	1 8 日	2 0 日
2 1 6 日以下	8 日	9 日	1 0 日	1 2 日	1 3 日	1 5 日

附 則

- この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の津市モーターボート競走事業従事員の就業等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に任用する津市モーターボート競走事業従事員（以下「従事員」という。）に係る年次有給休暇について適用し、同日

前に任用された従事員に係る年次有給休暇については、なお従前の例による。

津市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 26 号

津市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

津市消防団の組織等に関する規則（平成 18 年津市規則第 224 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「消防団長」の次に「、本部副団長及び団員」を加え、同条第 2 項中「消防団長」の次に「、本部副団長及び団員」を加え、「団長と」を「それぞれ団長、副団長及び団員」に改め、同条第 4 項中「消防団長に」を「本部副団長は、消防団長を補佐し、消防団長に」に改め、「あらかじめ消防団長の指定する方面消防団長が」を削る。

第 9 条中「消防団長」の次に「、本部副団長」を加える。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

津市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 27 号

津市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

津市都市公園条例施行規則（平成 18 年津市規則第 185 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（移動等円滑化のために必要な特定公園施設に関する基準）

第 1 条の 2 条例第 2 条の 4 の規則で定める基準は、別表のとおりとする。

第 8 条中「建設維持課」を「建設整備課」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 1 条の 2 関係）

区 分	基 準
1 園路及び広場	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号。以下「令」という。）第 3 条第 1 号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に定める構造とすること。 (1) 出入口 ア 有効幅は、120 センチメートル以上とすること。 イ 車止めを設ける場合において、当該車止めの相互間の間隔のうち 1 以上は、120 センチメートル以上とすること。 ウ 出入口からの水平距離が 150 センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 エ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設け

ないこと。

オ 必要に応じて令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）を設けること。

(2) 通路

ア 有効幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅を120センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

キ 歩車道がある場合は、津市道路の構造の技術的基準等に関する条例施行規則（平成25年津市規則第 号）別表第2の1歩道等の項に定める構造とすること。

ク 必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを敷設す

ること。

(3) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）

ア 有効幅は、120センチメートル以上とすること。

イ 両側に高さが80センチメートル程度の手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ウ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。

エ 回り段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

オ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

カ 側面が壁でない場合は、立ち上がり部を設けること。

キ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けないこと。

(4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

(5) 傾斜路（階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するものに限る。その踊場を含む。）

ア 有効幅は、120センチメートル（階段又は段を併設する場合は、90センチメートル）以上とすること。

イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

	エ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。 オ 両側に立ち上がり部を設けること。 カ 両側に高さが80センチメートル程度の手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、片側とすることができる。 キ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。 (7) 2から7までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続すること。
2 屋根付広場	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合において、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。 (1) 出入口 ア 有効幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。 イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 (2) 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保すること。
3 休憩所及び管理事務所	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合において、当該休憩所のうち1以上は、次に定める構造とす

	ること。 ア 出入口 (7) 有効幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。 (イ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 (ウ) 戸を設ける場合において、当該戸は、次に定める構造とすること。 a 有効幅は、80センチメートル以上とすること。 b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できること。 エ カウンターを設ける場合において、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものとすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。 オ 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保すること。 カ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合において、そのうち1以上は、6(2)から(5)までに定める構造とすること。 (2) (1)の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、「休憩所を設ける場合において、当該休憩所のうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。
4 野外劇場及び野外音楽堂	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場を設ける場合は、次に定める構造とすること。

ア 出入口は、2(1)に定める構造とすること。

イ 出入口とウに規定する車いす使用者用観覧スペース及びエに規定する便所との間の経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。

(7) 有効幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、有効幅を80センチメートル以上とすることができる。

(イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合においては、傾斜路を併設すること。

(エ) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

(オ) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

(カ) 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(キ) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。

ウ 収容定員が200以下の場合にあつては当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合にあつては当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車い

	す使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車いす使用者用観覧スペース」という。）を設けること。 エ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合において、そのうち1以上は、6(2)から(6)までに定める構造とすること。 (2) 車いす使用者用観覧スペースは、次に定める構造とすること。 ア 有効幅は90センチメートル以上、奥行きは120センチメートル以上とすること。 イ 車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。 ウ 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車いす使用者の転落を防止するための設備を設けること。 (3) (1)及び(2)の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。
5 駐車場	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合においては、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の障害者が円滑に利用できる駐車のために供する部分（以下「障害者用駐車区画」という。）を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。 (2) 障害者用駐車区画は、次に定める構造（自動車の駐車のために供する区画が30台未満の場合は、次のアか

	らエまでに定める構造) とすること。 ア 当該駐車場へ通ずる園路及び広場に最も近い位置に設けること。 イ 区画の有効幅は、350センチメートル以上とすること。 ウ 床面は、平たんとし、水はけの良い仕上げとすること。 エ 障害者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示すること。 オ 駐車場に接する道又は空地（以下「道等」という。）から当該駐車場に至る主な出入口付近には、障害者用駐車区画の位置を標示し、又は当該区画へ誘導する立て看板を設けること。ただし、塀、樹木等がなく、道等から障害者用駐車区画の立て看板等が視認できる場合は、この限りでない
6 便所	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。 (1) 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 (2) 次に定める構造及び設備を有する便所を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。 ア 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間（直径150センチメートル以上の円が内接でき、かつ便器の前方に120センチメートル以上の距離があるもの）が確保され、かつ、腰掛け便座、手すり（L字型手すり又は可動式手すりとする。）、洗浄装置、鏡、洗面器、容易に操作できる水栓器具、非常通報装置、施錠装置、ペーパーホルダー等が適切な位置に配置されている便房（以下「多機能便房」という。）が設けられていること。

イ 多機能便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の有効幅は、８０センチメートル以上とし、かつ、車いす使用者の通行に支障となる段を設けないこと。

ウ 多機能便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合において、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

エ 多機能便房のある便所には、その出入口付近に当該便房が設置されていることを適切な方法で表示すること。

オ 多機能便房内の洗面器は、車いす使用者が利用できる高さ及び下部に空間を確保した構造とすること。

カ 人工肛門又は人工膀胱を使用している者（以下「オストメイト」という。）のための汚物流しを設けた洗浄設備（ただし、既存便所の改修を行う場合等で構造上やむを得ないときは、簡易洗浄装置とすることができる。）を設けること。

キ カに定める洗浄設備が設置されている便房及び当該便房が設置されている便所の出入口付近には、オストメイトのための洗浄設備が設置されていることを適切な方法で表示すること。

(3) 各便所に腰掛け便座及び手すりを設けた便房を１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）設けること。ただし、当該便所内に(2)アからオまでに定める構造の便房を設ける場合においては、この限りでない。

(4) 男子用小便器を設ける場合においては、１以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが３５センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。

	(5) (4)の規定により設けられる小便器には、手すりが両側に設けられていること。 (6) 便所には、次に定める構造及び設備を有する洗面器を1以上設けること。 ア カウンター埋込み式又は手すりを設置すること。ただし、多機能便房内に設けられた洗面器については、この限りでない。 イ 水栓器具は、レバー式、光感知式その他障害者、高齢者等が容易に操作できるものとし、高さにも配慮すること。
7 水飲場及び手洗場等	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、それぞれ高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものとする。 (2) (1)の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場、ベンチ又は野外卓について準用する。
8 掲示板及び標識	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に定める構造とすること。 ア 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。 イ 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものとする。 (2) 1から7までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合において、そのうち1以上は、(1)に定めるもののほか、次に定める構造とすること。 ア 標識を設ける位置は、1の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近とすること。 イ 位置、高さ、文字の大きさ、色彩等は、高齢者、障害者等が見やすく理解しやすいように配慮したものとする。

	ウ 点字による表記、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類するものにより、視覚障害者が円滑に利用できる構造とすること。ただし、案内所、案内設備等により視覚障害者への情報提供が支障なく行われる場合は、この限りでない。 エ 多機能便房のある便所、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機又は障害者用駐車区画を設ける場合は、その位置を表示すること。 オ 必要に応じてローマ字又は絵による表示を行うこと。

附 則

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

津市訓令第 1 号

庁中一般

出先機関

津市事務専決規程及び津市地価公示台帳閲覧規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市事務専決規程及び津市地価公示台帳閲覧規程の一部を改正する訓令
(津市事務専決規程の一部改正)

第 1 条 津市事務専決規程（平成 1 8 年津市訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 共通専決事項の表中

38 収入金の滞納処分及びこれに伴う登記又は登録に関する こと。				○	

を

38 収入金の滞納処分及びこれに伴う登記又は登録に関する こと。		○			

に改める。

別表第 2 個別専決事項の表政策財務部の表地域政策課の項中

2 総合支所との連携 による本庁関係部等 に対する協議及び調 整に関すること。				○	

を

2 総合支所との連携 による本庁関係部等 に対する協議及び調 整に関すること。				○	
3 地域政策会議に関				○	

		すること。					
に、	「3	地域審議会」を「4	地域審議会」に、	「4	地域支援員」を		
	「5	地域支援員」に、	「5	津地区地域審議会」を「6	津地区地域審議会」に、	「6	過疎地域等」を「7
		過疎地域等」を「7	過疎地域等」に改め、同表収税課の項中				
を「		9	市税等の滞納処分及びこれに伴う登記又は登録に関すること。		○		
を「		9	市税等の滞納処分及びこれに伴う登記又は登録に関すること。		○		
に、	「	12	差押物件の換価処分に関すること（予定価格の金額による）。	10万 円未 満の もの	10万 円以 上の もの		
を「		12	差押物件の換価処分に関すること（予定価格の金額による）。	○			
に改め、同表財産管理課の項中	「	9	集中管理車両の整備管理及び配車に関すること。	○			
を「		9	集中管理車両の整備管理及び配車に関すること。	○			
		10	市有財産の有効活用に関すること。	軽易 なも	やや 重要	重要 なも	特に 重要

			の	なも の	の	なも の	」

に改める。

別表第 2 個別専決事項の表スポーツ文化振興部の表文化振興課の項を次のように改める。

文化振興課	1 文化振興施策の実施及び調整に関すること。		○			
	2 津リージョンプラザ内お城ホール及び展示・会議施設（以下「お城ホール等」という。）の使用許可に関すること。		○			
	3 お城ホール等の使用料の徴収に関すること。		○			
	4 津リージョンプラザの管理に関すること。		○			

別表第 2 個別専決事項の表環境部の表環境政策課の項中

「	7 一般廃棄物処理業者及びし尿浄化槽清掃業者の処理施設、事務所等への立入検査に関すること。		○				」

を「

7 一般廃棄物処理業者及びし尿浄化槽清掃業者の処理施設、事務所等への立入検査に関すること。		○				
8 一般廃棄物の処理		軽易	やや	重要	特に	

	に係る計画に関する こと。		なも の	重要 なも の	なも の	重要 なも の	
に、「８ 清掃事業」を「９ 清掃事業」に、「９ ごみ」を「１０ ごみ」							
に、「１０ 津市ごみ減量推進協力店」を「１１ 津市ごみ減量推進協力店」							
に、「１１ ごみ」を「１２ ごみ」に、「１２ 一般廃棄物」を「１３							
一般廃棄物」に、「１３ 不法投棄」を「１４ 不法投棄」に、「１４ 廃							
棄物」を「１５ 廃棄物」に改め、同表環境保全課の項中							
「	３ 共同污水处理施設		○				
	の管理及び運営に関						
	すること。						
を削り、「４ 里地里山保全活動」を「３ 里地里山保全活動」に、「５							
希少野生生物」を「４ 希少野生生物」に、「６ 環境対策」を「５ 環境							
対策」に、「７ 騒音規制法」を「６ 騒音規制法」に、「８ 騒音規制法」							
を「７ 騒音規制法」に、「９ 三重県生活環境の保全に関する条例」を							
「８ 三重県生活環境の保全に関する条例」に、「１０ 環境保全協定」を							
「９ 環境保全協定」に、「１１ 大気」を「１０ 大気」に、「１２ 公							
害」を「１１ 公害」に、「１３ 環境影響評価」を「１２ 環境影響評価」							
に、「１４ 産業廃棄物処理施設」を「１３ 産業廃棄物処理施設」に、							
「１５ 墓地」を「１４ 墓地」に、「１６ 火葬場」を「１５ 火葬場」							
に、「１７ 墓地」を「１６ 墓地」に、「１８ 市営墓地」を「１７ 市							
営墓地」に、「１９ 動物」を「１８ 動物」に、「２０ 動物」を「１９							
動物」に、「２１ 動物」を「２０ 動物」に、「２２ 動物」を「２１							
動物」に、「２３ 動物」を「２２ 動物」に、「２４ 死亡獣畜取扱場」							
を「２３ 死亡獣畜取扱場」に、「２５ そ族」を「２４ そ族」に、「２							
６ 畜犬」を「２５ 畜犬」に、「２７ 畜犬」を「２６ 畜犬」に、「２							
８ 狂犬病」を「２７ 狂犬病」に、「２９ 狂犬病」を「２８ 狂犬病」							
に、「３０ 犬」を「２９ 犬」に、「３１ 畜犬」を「３０ 畜犬」に、							
「	32 動物の愛護及び適		○				
	正な飼養に係る啓発						
	等の実施に関するこ						
	と。						
を							

	31 動物の愛護及び適正な飼養に係る啓発等の実施に関すること。		○			
	32 専用水道等の施設への立入検査に関すること。		○			
	33 専用水道等の設置者に対する措置命令等に関すること。		軽易なもの	やや重要なものの	重要なものの	特に重要なものの

に改め、同表環境事業課の項の次に次のように加える。

環境施設課	1 一般廃棄物処理施設に係る計画及び整備等に関すること。		軽易なもの	やや重要なものの	重要なものの	特に重要なものの
	2 一般廃棄物処理施設の環境保全に関すること。		○			
	3 一般廃棄物処理施設に係る設備及び附帯設備の安全運転に関すること。		○			

別表第2 個別専決事項の表健康福祉部の表こども家庭課の項中

を「	2 保育所の入所負担金の納入通知書の発送に関すること。	○				
	2 保育所の入所負担金の納入通知書の発送に関すること。	○				
	3 保育所の入所負担金の滞納処分及びこ		○			

	れに伴う登記又は登録に関すること。				

に、「3 保育所」を「4 保育所」に、「4 津市療育センター」を「5 津市療育センター」に、「5 助産施設」を「6 助産施設」に、「6 助産施設」を「7 助産施設」に、「7 児童手当」を「8 児童手当」に、「8 児童手当」を「9 児童手当」に、「9 児童手当」を「10 児童手当」に、「10 児童扶養手当」を「11 児童扶養手当」に、「11 児童扶養手当」を「12 児童扶養手当」に、「12 児童扶養手当」を「13 児童扶養手当」に、「13 自立支援教育訓練給付金」を「14 自立支援教育訓練給付金」に、「14 高等技能訓練促進費」を「15 高等技能訓練促進費」に、「15 婦人相談事業」を「16 婦人相談事業」に改め、同表介護保険課の項中

「	32 介護保険第1号保険料の滞納処分及びこれに伴う登記又は登録に関すること。			○	

を「

32 介護保険第1号保険料の滞納処分及びこれに伴う登記又は登録に関すること。		○		

に、

「	34 差押物件の換価処分に関すること（予定価格の金額による）。	10万円未満のもの	10万円以上のもの	

を「

34 差押物件の換価処分に関すること（予定価格の金額による）。		○		

に改め、同表保険年金課の項を次のように改める。

保険医療助成	1 国民健康保険の事業の計画策定及び調	軽易なも	やや重要	重要なも	

課	整に関すること。		の	なも の	の	
	2 国民健康保険運営 協議会の委員の委嘱 に関すること。				○	
	3 国民年金被保険者 に係る届出の進達に に関すること。		○			
	4 国民年金受給権者 の裁定請求その他給 付に係る届出及び進 達に関すること。		○			
	5 国民年金保険料の 免除に関すること。		○			
	6 国民年金に関する 証書の一時保管に関 すること。		○			
	7 国民健康保険被保 険者の資格の取得及 び喪失に関すること。		○			
	8 国民健康保険被保 険者証の交付に関す ること。	○				
	9 国民健康保険料の 賦課及び調定に関す ること。		○			
	10 国民健康保険に係 る一部負担金の減免 及び徴収猶予に関す ること。		○			
	11 国民健康保険被保 険者証の検認に関す	○				

	ること。					
12	国民健康保険料納入通知書及び督促状の発送及び公示送達に関すること。	○				
13	国民健康保険団体連合会等への支払に関すること。		○			
14	国民健康保険に係る療養費、出産育児一時金、葬祭費及び任意給付費の審査及び支給に関すること。		○			
15	国民健康保険に係る特定健康診査及び特定保健指導に関すること。		○			
16	国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納に係る調査又は検査に関すること。		○			
17	国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納金の徴収に関すること。		○			
18	国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の延滞金及び加算金の徴収に関すること。		○			
19	国民健康保険料及び後期高齢者医療保		○			

	保険者証等の引渡し に關すること。					
	30 後期高齢者医療保 険料納入通知書の発 送及び公示送達に關 すること。		○			
	31 後期高齢者医療保 険料の調定に關する こと。		○			
	32 三重県後期高齢者 医療広域連合との連 絡調整に關すること。		輕易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	
	33 老人保健医療に關 すること。		○			
	34 その他後期高齢者 医療に關すること。		輕易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	

別表第2 個別専決事項の表健康福祉部の表保険医療助成課の項の次に次の
ように加える。

健康づ くり課	1 養育医療費の助成 に關すること。		○			
	2 健康づくりの計画 及び実施に關するこ と。		輕易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	特に 重要 なも の
	3 生活習慣病、結核 等の健康診査の実施 に關すること。		○			
	4 健康手帳の交付に 關すること。		○			

	5 感染症等の防疫に関すること。		○			
	6 予防接種の実施に関すること。				○	

別表第2 個別専決事項の表商工観光部の表産業政策振興課の項及び商業労働振興課の項を次のように改める。

商業振興労働課	1 商業の振興の計画、実施及び調整に関すること。 2 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく認可等に関すること。	極めて軽易なもの	軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの ○	特に重要なもの
工業振興課	工業の振興の計画、実施及び調整に関すること。	極めて軽易なもの	軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの

別表第2 個別専決事項の表農林水産部の表農業基盤整備課の項中

	4 農業集落排水処理施設使用料の納入通知書の発送に関すること。	○				
	5 農業集落排水処理施設使用料の減免に関すること。		○			
	6 農業集落排水処理施設使用料に係る権利の消滅に関すること。		○			
	7 排水設備の指導及び立入検査に関する		○			

	こと。					
	8 受益者負担金の納入通知書の発送に關すること。	○				

を削る。

別表第2 個別専決事項の表都市計画部の表都市計画課の項を次のように改める。

都市政 策課	1 国土利用計画法 (昭和49 年法律第 92 号) に基づく届 出に係る意見の申出 等に關すること。				○	
	2 都市計画に關する 基本的な方針に係る 調査及び計画策定に 關すること。		輕易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	特に 重要 なも の
	3 市街地に係る住宅 施策(公営住宅を除 く。)に關する調査 及び計画策定に關す ること。		輕易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	特に 重要 なも の
	4 公有地の拡大の推 進に關する法律(昭 和47 年法律第66 号) に基づく届出及 び申出等に關するこ と。				○	
	5 都市景觀に係る調 査及び計画に關する こと。		輕易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	特に 重要 なも の
	6 三重県屋外広告物					

	条例（昭和４１年三重県条例第４５号）に基づく次に掲げる事務 (1) 広告物の表示及び掲出物件の設置等の許可に関すること。 (2) 届出の受理に関すること。 (3) 許可の取消しに関すること。 (4) 広告物（はり紙、はり札等、立看板等及び広告旗を除く。）の除却その他必要な措置の命令に関すること。 (5) 広告物（はり紙、はり札等、立看板等及び広告旗を除く。）の除却その他必要な措置の実施に関すること。 (6) 立入検査等に関すること。 (7) 屋外広告物業を営む者に対する指導、助言及び勧告に関すること。 7 緑化施策の総合企画及び総合調整に関すること。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
		軽易なもの	やや重要なもの		重要なもの	特に重要なもの	

	8 市街地再開発事業に係る調査及び計画に関すること。		軽易なもの	のやや重要なもの	重要なもの	の特に重要なもの
	9 土地区画整理事業に係る調査及び計画に関すること。		軽易なもの	のやや重要なもの	重要なもの	の特に重要なもの
	10 中心市街地の活性化に係る施策の調整に関すること。	極めて軽易なもの	軽易なもの	のやや重要なもの	重要なもの	の特に重要なもの

別表第2 個別専決事項の表都市計画部の表都市整備課の項を削る。

別表第2 個別専決事項の表建設部の表建設政策課の項及び建設維持課の項を次のように改める。

建設政策課	1 道路に係る保険の加入及び請求に関すること。		○			
	2 道路に係る路線の認定、廃止及び変更に関すること。				○	
	3 道路、公園、水路、河川及び調整池の占用の許可に関すること。		○			
	4 道路、公園、水路、河川及び調整池に係る占用料の納入通知書の発送に関すること。	○				
	5 道路、公園、水路、		○			

	河川及び調整池に係る占用料の減免に関すること。					
建設整備課	1 道路、公園、水路、河川及び調整池と民有地との境界に関すること。 2 津市道路整備計画の推進及び調整に関すること。 3 橋りょう長寿命化修繕計画の推進及び調整に関すること。 4 舗装維持管理計画の推進及び調整に関すること。 5 公園緑地及び緑化の計画及び実施に関すること。 6 公園の使用等の許可及びその取消しに関すること。 7 公園に係る使用料等の納入通知書の発行に関すること。 8 公園に係る使用料等の減免に関すること。	○	○	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの

9	河川に係る採取の許可に関する事	○				
10	河川台帳の調整及び保管に関する事	○				
11	砂防指定地内における行為に係る申請書の受理及び進達に関する事	○				
12	急傾斜地崩壊区域内における行為に係る申請書の受理及び進達に関する事	○				
13	地すべり防止区域内における行為に係る申請書の受理及び進達に関する事	○				
14	漂流物及び沈没品の取得及び届出の公告に関する事	○				

別表第2 個別専決事項の表下水道部の表下水道政策課の項中

を「 に、 」	10	公共下水道事業受益者負担金等に係る滞納処分に関する事			○	
	10	公共下水道事業受益者負担金等に係る滞納処分及びこれに伴う登記又は登録に関する事	○			
	18	下水道使用料に係			○	

を「
に、
を「
に、
を「

る滞納処分に関する こと。					」
18 下水道使用料に係 る滞納処分に関する こと。		○			」
23 加入金に係る滞納 処分に関すること。				○	」
23 加入金に係る滞納 処分に関すること。		○			」
24 加入金に係る権利 の消滅に関すること。				○	」
24 加入金に係る権利 の消滅に関すること。				○	
25 共同污水处理施設 の管理及び運営に関 すること。		○			
26 下水道予定処理区 域浄化槽設置事業補 助金の交付決定に関 すること。		○			
27 農業集落排水処理 施設使用料の納入通 知書の発送に関する こと。	○				
28 農業集落排水処理 施設使用料の減免に 関すること。		○			
29 農業集落排水処理		○			

	施設使用料に係る権利の消滅に関する こと。					
	30 排水設備の指導及び立入検査に関する こと。		○			
	31 農業集落排水受益者負担金の納入通知書の発送に関する こと。	○				

に改め、同表下水道建設課の項中

	16 下水道認可区域浄化槽設置事業補助金の交付決定に関する こと。		○			

を削る。

別表第3個別専決事項の表工事事務所の表中「橋りょう等」を「公園、水路、河川及び調整池」に、「水路の維持管理」を「道路、公園、水路、河川及び調整池の占用に係る申請の受付」に、「の占用許可の受付及び」を「河川及び調整池の占用に係る」に改め、

27 久居総合支所の所管区域における公園緑地の占用に係る申請の受付等に関する こと（津南工事事務所に限る。）		○			

を削り、「28 下水道ポンプ施設」を「27 下水道ポンプ施設」に、「29 三重県屋外広告物条例」を「28 三重県屋外広告物条例」に、「30 以上」を「29 以上」に改める。

別表第4個別専決事項の表政策財務部収税課の表特別滞納整理推進室の項中「及び保育所入所負担金」を「保育所入所負担金並びに公共下水道事業受益者負担金及び分担金」に、

3 滞納市税等に係る差押物件の換価処分に関する こと（予定	10万円未満の	10万円以上の		

を 「	価格の金額による。)	もの	もの		
	3 滞納市税等に係る 差押物件の換価処分 に関する事（予定 価格の金額による。)	○			

に改める。

別表第4個別専決事項の表総務部総務課の表の次に次の表を加える。

市民部市民課

室	専決事項	決裁区分				
		担 当 主 幹	室長	部次長	部長	副市 長
新斎場 建設推 進室	新斎場の建設の推進に 関すること。		軽易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	特に 重要 なも の

別表第4個別専決事項の表市民部人権課の表の次に次の表を加える。

スポーツ文化振興部スポーツ振興課

室	専決事項	決裁区分				
		担 当 主 幹	室長	部次長	部長	副市 長
新産業 スポー ツ施設 推進室	1 新産業スポーツ施 設の建設の推進に関 すること。		軽易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	特に 重要 なも の
	2 新産業スポーツ施 設に係る事業の企画 及び調整等に関する こと。		軽易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	特に 重要 なも の

健康福祉部福祉政策課

室	専決事項	決裁区分				
		担 当 主	室長	部次長	部長	副市

		幹				長
福祉監 査室	1 社会福祉法（昭和 26年法律第45号） 第56条第1項の規 定に基づく社会福祉 法人に対する指導監 査の実施に関するこ と。 2 社会福祉法人に対 する措置命令等に関 すること。 3 社会福祉法人の設 立認可、定款変更の 認可等に関すること。		○			
			軽易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	特に 重要 なも の
			軽易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	特に 重要 なも の

別表第4 個別専決事項の表健康福祉部保険年金課の表を次のように改める。

健康福祉部健康づくり課

室	専決事項	決裁区分				
		担 当 主 幹	室長	部次長	部長	副市 長
地域医 療推進 室	1 地域医療の推進及 び調整に関すること。		軽易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	特に 重要 なも の
	2 救急医療の推進及 び調整に関すること。		軽易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	特に 重要 なも の
	3 応急診療所に関す ること。		軽易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	特に 重要 なも の

				の		の

別表第４個別専決事項の表商工観光部産業政策振興課の表中「産業政策振興課」を「工業振興課」に改める。

別表第４個別専決事項の表都市計画部都市計画課の表中「都市計画課」を「都市政策課」に改め、同表の次に次の表を加える。

都市計画部交通政策課

室	専決事項	決裁区分				
		担当主幹	室長	部次長	部長	副市長
名松線復旧推進室	１ 名松線の復旧の推進に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの
	２ 名松線の利用促進等に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの

建設部建設整備課

室	専決事項	決裁区分				
		担当主幹	室長	部次長	部長	副市長
道路等特定事項推進室	道路等特定事項に係る計画の策定及び推進等に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの

（津市地価公示台帳閲覧規程の一部改正）

第２条 津市地価公示台帳閲覧規程（平成１８年津市訓令第３３号）の一部を次のように改正する。

第２条中「都市計画課」を「都市政策課」に改める。

附 則

この訓令は、平成２５年４月１日から施行する。

津市訓令第 2 号

庁中一般

出先機関

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令

津市支所及び出張所処務規程（平成 1 8 年津市訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 久居総合支所の表地域振興課の部総務担当の項第 3 5 号中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改め、同部産業振興担当の項第 1 5 号中「戸別所得補償対策」を「経営所得安定対策」に改め、同項第 7 2 号中「地すべり防止区域内制限行為」を「地すべり防止対策事業」に改め、同号を同項第 7 3 号とし、同項第 4 2 号から第 7 1 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 4 1 号の次に次の 1 号を加える。

(42) 地域インフラ維持事業及び地域インフラ補修事業に関すること。

別表第 1 久居総合支所の表地域振興課の部環境担当の項中第 1 2 号を削り、第 1 3 号を第 1 2 号とし、第 1 4 号から第 2 5 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同表福祉課の部高齢・障がい担当の項第 8 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別表第 1 河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表地域振興課の部総務担当の項第 3 5 号中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改め、同項第 5 1 号を次のように改める。

(51) 住宅に係る耐震診断及び耐震補強の推進に関すること。

別表第 1 河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表地域振興課の部産業振興・環境担当の項第 1 3 号中「戸別所得補償対策」を「経営所得安定対策」に改め、同項第 1 0 3 号を同項第 1 0 4 号とし、同項第 8 0 号から第 1 0 2 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 7 9 号中「地すべり防止区域内制限行為」を「地すべり防止対策事業」に改め、同号を同項第 8 0 号とし、同項第 4

3号から第78号までを1号ずつ繰り下げ、同項第42号の次に次の1号を加える。

(43) 地域インフラ維持事業及び地域インフラ補修事業に関すること。

別表第1河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表市民福祉課の部福祉担当の項第23号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別表第2安濃総合支所の部中「津市サンヒルズ安濃」の次に「（ハーモニーホールを除く。）」を加え、同表白山総合支所の部中「白山総合文化センター」の次に「（しらさぎホールを除く。）」を加える。

別表第4共通専決事項の表中

43 収入金の滞納処分及びこれに伴う登記又は登録に関すること。				○	

を

43 収入金の滞納処分及びこれに伴う登記又は登録に関すること。		○			

に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

津市訓令第 3 号

庁中一般

出先機関

津市モーターボート競走事業従事員の非開催日における就業に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市モーターボート競走事業従事員の非開催日における就業に関する規程の一部を改正する訓令

津市モーターボート競走事業従事員の非開催日における就業に関する規程（平成 1 8 年津市訓令第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（就業者）

第 3 条 市長は、津市モーターボート競走事業従事員の就業等に関する規則（平成 1 8 年津市規則第 1 5 3 号。以下「規則」という。）第 3 条に規定する登録者名簿に登録された者以外の者で選考に合格したものを就業させるものとする。

附 則

この訓令は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

津市訓令第 4 号

津市水道事業管理規程第 3 号

津市教育委員会訓令第 2 号

津市選挙管理委員会告示第 3 3 号

津市農業委員会告示第 1 号

津市監査委員告示第 3 号

津市議会規程第 1 号

庁中一般

出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 2 5 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市水道事業管理者 渡 辺 三 郎

津市教育委員会教育長 中 野 和 代

津市選挙管理委員会委員長 坂 口 賢 次

津市農業委員会会長 守 山 孝 之

津市代表監査委員 渡 邊 昇

津市議会議長 田 村 宗 博

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成１９年津市訓令第８号、平成１９年津市水道事業管理規程第５号、平成１９年津市教育委員会訓令第１号、平成１９年津市選挙管理委員会告示第１２８号、平成１９年津市農業委員会告示第１号、平成１９年津市監査委員告示第９号、平成１９年津市議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「教育委員会事務局事務所長」を「教育委員会事務局教育事務所長」に改める。

別表第１中「東分庁舎」を「メッセウイング・みえ」に、「河芸事務所」を「河芸教育事務所」に、「芸濃事務所」を「芸濃教育事務所」に、「美里事務所」を「美里教育事務所」に、「安濃事務所」を「安濃教育事務所」に、「香良洲事務所」を「香良洲教育事務所」に、「一志事務所」を「一志教育事務所」に、「白山事務所」を「白山教育事務所」に、「美杉事務所」を「美杉教育事務所」に、「久居事務所」を「久居教育事務所」に改める。

別表第３中「久居事務所」を「久居教育事務所」に改める。

別表第５中「東分庁舎に設置される部等」を「スポーツ文化振興部」に改める。

附 則

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

津市告示第 49 号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び同法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次のとおり住民票を職権で消除したので同条第4項の規定により告示する。

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができる。

また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができる。

なお、次のいずれかに該当するときは、当該異議申立てについての決定を経ないで、審査請求をすることができる。

(1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても決定がないとき。

(2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

平成25年 3月18日

津市長 前 葉 泰 幸

1 職権消除した住民票

住 所

氏 名

生年月日

2 消除した年月日

平成25年3月8日

津市告示第 5 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年津市告示第 2 2 9 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 5 年 3 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

納所町自治会

三重県津市納所町 9 3 9 番地

代表者 高野 正彦

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	井田 光之助 三重県津市納所町 8 9 0 番地
変更後	高野 正彦 三重県津市納所町 9 3 9 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 5 年 3 月 3 日の総会において改選されたため。

津市告示第 5 1 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第 1 2 条第 2 項及び第 1 4 条の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 5 年 3 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 5 年 3 月 1 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 5 年 3 月 4 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 5 年 3 月 5 日
伊勢八知駅公共自転車等駐車場	1 1	平成 2 5 年 3 月 5 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 5 年 3 月 7 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成 2 5 年 3 月 7 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 5 年 3 月 8 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 5 年 3 月 8 日
津駅西第一公共自転車等駐車場	1 7	平成 2 5 年 3 月 1 1 日
津駅西第二公共自転車等駐車場	3 6	平成 2 5 年 3 月 1 1 日
津駅西第三公共自転車等駐車場	1	平成 2 5 年 3 月 1 1 日
津駅西第四公共自転車等駐車場	1 1	平成 2 5 年 3 月 1 1 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成 2 5 年 3 月 1 2 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 5 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年芸濃町告示第 6 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 5 年 3 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

忍田区自治会

三重県津市芸濃町忍田 1 8 9 番地 3

代表者 田中 千光

2 変更に係る事項

(1) 代表者の氏名及び住所

変更前	前田 芳和 津市芸濃町忍田 2 4 3 番地 2
変更後	田中 千光 津市芸濃町忍田 2 4 5 番地

3 変更理由及び年月日

平成 2 5 年 3 月 2 日定期総会において、平成 2 5 年 4 月 1 日新任

津市告示第 5 3 号

平成 2 5 年産の水稻に適用する共済掛金率等を津市農業共済条例第 3 7 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 5 年 3 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

農作物（水稻）共済掛金率等一覧表

農作物共済の共済目的の種類等	農作物共済の種別		法第 1 0 7 条第 4 項の規定による危険段階別	単位当たり共済金額	共済掛金率	共済加入者負担共済掛金率
水稻	法 第 106 条第 1 項第 1 号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100 分の 30	1 農作物危険段階基準共済掛金設定要領（以下「要領」という。）により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 10.0%以上の農作物共済加入者	主食用 204 円 飼料用 40 円	1.409	0.704500
			2 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 1.6%以上 10.0%未満の農作物共済加入者	米粉用 84 円	0.635	0.317500
			3 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 0.5%以上 1.6%未満の農作物共済加入者		0.514	0.257000
			4 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 0.001%以上 0.5%未満の農作物共済加入者		0.469	0.234500
			5 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者		0.454	0.227000
			平成 24 年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者		0.491	0.245500
		100 分の 40	1 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 10.0%以上の農作物共済加入者		0.921	0.460500
			2 要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稻の被害率の平均が 1.6%以上 10.0%未満の農作物共済加入者		0.415	0.207500

法 第 106 条 第 1 項 第 2 号 に 規 定 す る 金 額 を 共 済 金 額 と す る 農 作 物 共 済		3	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 0.5%以上 1.6%未満の農作物共済加入者	0.336	0.168000
		4	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%以上 0.5%未満の農作物共済加入者	0.307	0.153500
		5	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者	0.297	0.148500
			平成 24 年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者	0.321	0.160500
	100 分 の 50	1	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 10.0%以上の農作物共済加入者	0.528	0.264000
		2	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 1.6%以上 10.0%未満の農作物共済加入者	0.238	0.119000
		3	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 0.5%以上 1.6%未満の農作物共済加入者	0.193	0.096500
		4	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%以上 0.5%未満の農作物共済加入者	0.176	0.088000
		5	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者	0.170	0.085000
			平成 24 年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者	0.184	0.092000
	100 分 の 20	1	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 10.0%以上の農作物共済加入者	2.000	1.000000
		2	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 1.6%以上 10.0%未満の農作物共済加入者	0.901	0.450500
		3	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 0.5%以上 1.6%未満の農作物共済加入者	0.730	0.365000

		4	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%以上 0.5%未満の農作物共済加入者	0.666	0.333000
		5	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者	0.644	0.322000
			平成 24 年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者	0.697	0.348500
	100 分の 30	1	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 10.0%以上の農作物共済加入者	0.723	0.361500
		2	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 1.6%以上 10.0%未満の農作物共済加入者	0.326	0.163000
		3	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 0.5%以上 1.6%未満の農作物共済加入者	0.264	0.132000
		4	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%以上 0.5%未満の農作物共済加入者	0.241	0.120500
		5	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者	0.233	0.116500
			平成 24 年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者	0.252	0.126000
	100 分の 40	1	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 10.0%以上の農作物共済加入者	0.327	0.163500
		2	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 1.6%以上 10.0%未満の農作物共済加入者	0.147	0.073500
		3	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 0.5%以上 1.6%未満の農作物共済加入者	0.119	0.059500
		4	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%以上 0.5%未満の農作物共済加入者	0.109	0.054500

法 第 106 条 第 1 項 第 3 号 に 規 定 す る 金 額 を 共 済 金 額 と す 農 作 物 共 済		5	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者	0.105	0.052500
			平成 24 年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者	0.114	0.057000
	100 分の 10	1	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 10.0%以上の農作物共済加入者	4.015	2.007500
		2	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 1.6%以上 10.0%未満の農作物共済加入者	1.809	0.904500
		3	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 0.5%以上 1.6%未満の農作物共済加入者	1.465	0.732500
		4	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%以上 0.5%未満の農作物共済加入者	1.336	0.668000
		5	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者	1.294	0.647000
			平成 24 年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者	1.399	0.699500
	100 分の 20	1	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 10.0%以上の農作物共済加入者	1.329	0.664500
		2	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 1.6%以上 10.0%未満の農作物共済加入者	0.599	0.299500
		3	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 0.5%以上 1.6%未満の農作物共済加入者	0.485	0.242500
		4	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%以上 0.5%未満の農作物共済加入者	0.442	0.221000
		5	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者	0.428	0.214000

			平成 24 年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者		0.463	0.231500
	100 分の 30	1	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 10.0%以上の農作物共済加入者		0.367	0.183500
		2	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 1.6%以上 10.0%未満の農作物共済加入者		0.166	0.083000
		3	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 0.5%以上 1.6%未満の農作物共済加入者		0.134	0.067000
		4	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%以上 0.5%未満の農作物共済加入者		0.122	0.061000
		5	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者		0.118	0.059000
			平成 24 年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者		0.128	0.064000
法 第 150 条の 3 の 3 第 1 項に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100 分の 90	1	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 10.0%以上の農作物共済加入者	-	4.227	2.113500
		2	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 1.6%以上 10.0%未満の農作物共済加入者	-	1.905	0.952500
		3	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 0.5%以上 1.6%未満の農作物共済加入者	-	1.542	0.771000
		4	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%以上 0.5%未満の農作物共済加入者	-	1.407	0.703500
		5	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者	-	1.362	0.681000
			平成 24 年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者	-	1.473	0.736500

	100 分の 80	1	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 10.0%以上の農作物共済加入者	-	1.392	0.696000
		2	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 1.6%以上 10.0%未満の農作物共済加入者	-	0.627	0.313500
		3	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 0.5%以上 1.6%未満の農作物共済加入者	-	0.508	0.254000
		4	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%以上 0.5%未満の農作物共済加入者	-	0.463	0.231500
		5	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者	-	0.448	0.224000
			平成 24 年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者	-	0.485	0.242500
	100 分の 70	1	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 10.0%以上の農作物共済加入者	-	0.387	0.193500
		2	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 1.6%以上 10.0%未満の農作物共済加入者	-	0.175	0.087500
		3	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 0.5%以上 1.6%未満の農作物共済加入者	-	0.141	0.070500
		4	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%以上 0.5%未満の農作物共済加入者	-	0.129	0.064500
		5	要領により算出した平成 9 年産から平成 23 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者	-	0.125	0.062500
			平成 24 年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者	-	0.135	0.067500

津市告示第 5 4 号

地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 1 項及び津市財政公表条例第 3 条の規定により
平成 2 5 年 2 月 2 8 日現在の財政状況を次のとおり告示する。

平成 2 5 年 3 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

公表内容

- 1 会計別歳入歳出予算の執行状況
- 2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況
- 3 市債の状況
- 4 基金の状況
- 5 市有財産の状況
- 6 市税の負担状況

1 会計別歳入歳出予算の執行状況

平成25年2月28日現在

単位:千円

会 計 名	歳 入			歳 出		
	予算現額	収入済額	比率	予算現額	支出済額	比率
一 般 会 計	107,612,585	83,245,933	77.4%	107,612,585	64,745,929	60.2%
モーターボート競走 事業特別会計	41,891,445	35,585,601	84.9%	41,891,445	34,918,718	83.4%
国民健康保険事業 特別会計 (事業勘定)	27,673,800	20,339,836	73.5%	27,673,800	22,969,298	83.0%
国民健康保険事業 特別会計 (直営診療施設勘定)	40,720	11,177	27.4%	40,720	32,674	80.2%
介護保険事業 特別会計	22,358,598	17,151,036	76.7%	22,358,598	19,565,905	87.5%
後期高齢者医療事業 特別会計	5,129,022	1,874,137	36.5%	5,129,022	4,081,976	79.6%
風力発電事業 特別会計	149,743	84,509	56.4%	149,743	147,705	98.6%
簡易水道事業 特別会計	1,732,621	91,830	5.3%	1,732,621	571,168	33.0%
農業集落排水事業 特別会計	536,723	110,573	20.6%	536,723	312,561	58.2%
土地区画整理事業 特別会計	1,372,470	2,443	0.2%	1,372,470	569,321	41.5%
下水道事業 特別会計	11,702,824	1,600,653	13.7%	11,702,824	5,850,668	50.0%
住宅新築資金等貸付 事業特別会計	116,053	68,411	58.9%	116,053	39,153	33.7%
棕本財産区 特別会計	596	5	0.8%	596	144	24.2%

2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況

平成25年2月28日現在

(1) 収 入

単位：千円

区 分	予算現額 A	収入済額 B	率 (B/A) %
1 市 税	38,313,677	36,526,674	95.3%
2 地 方 譲 与 税	1,072,201	758,333	70.7%
3 利 子 割 交 付 金	100,000	88,556	88.6%
4 配 当 割 交 付 金	40,000	36,253	90.6%
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	18,000	0	0.0%
6 地 方 消 費 税 交 付 金	2,550,000	2,047,815	80.3%
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	300,000	258,840	86.3%
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	310,000	288,156	93.0%
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金	51,000	51,672	101.3%
10 地 方 特 例 交 付 金	169,344	169,344	100.0%
11 地 方 交 付 税	19,313,420	18,338,965	95.0%
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	50,000	28,209	56.4%
13 分 担 金 及 び 負 担 金	2,051,220	1,634,034	79.7%
14 使 用 料 及 び 手 数 料	2,144,815	1,938,271	90.4%
15 国 庫 支 出 金	12,910,002	8,322,880	64.5%
16 県 支 出 金	6,498,253	2,797,011	43.0%
17 財 産 収 入	158,347	126,731	80.0%
18 寄 附 金	3,572	6,193	173.4%
19 繰 入 金	6,388,733	0	0.0%
20 繰 越 金	3,882,286	3,882,286	100.0%
21 諸 収 入	953,715	776,710	81.4%
22 市 債	10,334,000	5,169,000	50.0%
合 計	107,612,585	83,245,933	77.4%

(2) 支 出

単位：千円

区 分	予算現額 A	支出済額 B	比率 (B/A) %
1 議 会 費	648,510	597,904	92.2%
2 総 務 費	14,946,189	10,121,096	67.7%
3 民 生 費	34,728,934	23,441,033	67.5%
4 衛 生 費	9,562,597	5,925,248	62.0%
5 労 働 費	60,026	49,785	82.9%
6 農 林 水 産 業 費	2,946,250	858,033	29.1%
7 商 工 費	1,531,052	1,218,805	79.6%
8 土 木 費	15,050,121	5,062,153	33.6%
9 消 防 費	4,049,079	3,220,869	79.5%
10 教 育 費	10,722,646	8,029,863	74.9%
11 災 害 復 旧 費	1,672,481	616,840	36.9%
12 公 債 費	11,515,600	5,547,300	48.2%
13 諸 支 出 金	79,100	57,000	72.1%
14 予 備 費	100,000	0	0.0%
合 計	107,612,585	64,745,929	60.2%

3 市債の状況

平成25年2月28日現在

会 計 別	区 分	未償還残高 (千円)	構成比 (%)
一 会 計 般 計	1 普 通 債	43,154,156	46.9%
	(1) 総 務	5,307,272	5.8%
	(2) 民 生	2,820,762	3.1%
	(3) 衛 生	4,367,151	4.8%
	(4) 農 林 水 産 業	831,784	0.9%
	(5) 商 工	101,004	0.1%
	(6) 土 木	18,745,371	20.3%
	(7) 消 防	1,573,546	1.7%
	(8) 教 育	9,407,266	10.2%
	2 災 害 復 旧 債	272,912	0.3%
	(1) 衛 生	1,409	0.0%
	(2) 農 林 水 産 業	26,086	0.0%
	(3) 土 木	245,417	0.3%
	3 そ の 他	48,543,191	52.8%
	(1) 臨 時 財 政 対 策 債	43,004,361	46.8%
	(2) そ の 他	5,538,830	6.0%
	計	91,970,259	100.0%
特 別 計 会 計	モ ー タ ー ボ ー ト 競 走	2,772,608	3.2%
	国 民 健 康 保 険	2,156	0.0%
	風 力 発 電	0	0.0%
	簡 易 水 道	3,614,476	4.2%
	農 業 集 落 排 水	4,210,944	4.9%
	土 地 区 画 整 理	1,762,499	2.0%
	下 水 道	73,580,836	85.4%
	住 宅 新 築 資 金 等 貸 付	228,086	0.3%
	計	86,171,605	100.0%
合 計		178,141,864	

平成25年2月28日現在 一時借入金 0千円

4 基金の状況

平成25年2月28日現在

単位：千円

種 別	積立金現在高
財 政 調 整 基 金	16,743,701
減 債 基 金	2,113,289
職 員 退 職 手 当 基 金	724,987
文 化 振 興 基 金	229,797
国 際 交 流 推 進 基 金	217,829
緑 化 基 金	119,610
青 山 高 原 保 健 保 養 地 管 理 基 金	109,719
ふ る さ と 振 興 基 金	436,057
ま ち づ く り 振 興 基 金	4,048,644
ふ る さ と 津 か が や き 基 金	2,377
公 共 施 設 整 備 基 金	1,282,586
環 境 対 策 推 進 基 金	304,394
過 疎 地 域 振 興 事 業 基 金	51,714
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業 基 金	0
モ ー タ ー ボ ー ト 競 走 事 業 財 政 調 整 基 金	342,782
国 民 健 康 保 険 事 業 運 営 基 金	0
介 護 保 険 事 業 運 営 基 金	304,959
棕 本 財 産 区 財 政 調 整 基 金	17,915
農 業 集 落 排 水 事 業 基 金	7,920
合 計	27,058,280

5 市有財産の状況

平成25年2月28日現在

有 価 証 券 等	2,464,236千円
自 動 車	746台
建 物	1,131,571.43㎡
土 地	23,294,507.42㎡

*公営企業会計保有分除く

6 市税の負担状況

平成25年2月28日現在

1 人 当 た り	税 目	1 世 帯 当 た り
63,484 円	市 民 税	149,954 円
54,007 円	固 定 資 産 税	127,569 円
7,228 円	都 市 計 画 税	17,074 円
4,668 円	市 た ば こ 税	11,027 円
1,773 円	軽 自 動 車 税	4,188 円
108 円	入 湯 税	255 円
223 円	そ の 他	527 円
131,491 円	計	310,594 円

※人口286,397人、世帯数121,248世帯（平成25年2月28日現在）にて算出しています。

津市告示第 5 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、市道路線を次のとおり廃止する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
3510	北河路町第 5 号線	津市北河路町	
		津市北河路町	
5037	半田青谷線	津市半田	
		津市垂水	
6429	垂水第 5 1 号線	津市垂水	
		津市垂水	
647	御手洗久保垣内線	津市芸濃町楠原	
		津市芸濃町楠原	

津市告示第 5 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定した。

その関係図面は、道路法第 9 条の規定に基づき、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

別紙のとおり

整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
3858	長岡町第 4 4 号線	津市長岡町	
		津市長岡町	
3859	長岡町第 4 5 号線	津市長岡町	
		津市長岡町	
3860	長岡町第 4 6 号線	津市長岡町	
		津市長岡町	
3861	長岡町第 4 7 号線	津市長岡町	
		津市長岡町	
3862	長岡町第 4 8 号線	津市長岡町	
		津市長岡町	
3863	長岡町第 4 9 号線	津市長岡町	
		津市長岡町	
3864	長岡町第 5 0 号線	津市長岡町	
		津市長岡町	
3865	長岡町第 5 1 号線	津市長岡町	
		津市長岡町	
4319	美川町第 7 号線	津市美川町	
		津市美川町	
4320	美川町第 8 号線	津市美川町	
		津市美川町	
6445	垂水第 5 7 号線	津市垂水	
		津市垂水	
6446	垂水第 5 8 号線	津市垂水	
		津市垂水	
6447	垂水第 5 9 号線	津市垂水	
		津市垂水	
6448	垂水第 6 0 号線	津市垂水	
		津市垂水	
6449	藤方第 3 2 号線	津市藤方	
		津市藤方	

7421	高茶屋小森山第 3 4 号線	津市高茶屋小森町	
		津市高茶屋小森町	
7422	高茶屋小森山第 3 5 号線	津市高茶屋小森町	
		津市高茶屋小森町	
7423	雲出本郷町第 4 7 号線	津市雲出本郷町	
		津市雲出本郷町	
2466	北口 3 4 号線	津市久居北口町	
		津市久居北口町	
2467	北口 3 5 号線	津市久居北口町	
		津市久居北口町	
2468	新町 8 4 号線	津市久居新町	
		津市久居新町	
2469	新町 8 5 号線	津市久居新町	
		津市久居新町	
2470	新町 8 6 号線	津市久居新町	
		津市久居新町	
2471	野村 5 6 号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
2472	野村 5 7 号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
2473	野村 5 8 号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
2474	新町野村 2 号線	津市久居新町	
		津市久居野村町	
2475	井戸山 2 0 号線	津市久居井戸山町	
		津市久居井戸山町	
2476	井戸山 2 1 号線	津市久居井戸山町	
		津市久居井戸山町	
2477	西鷹跡 2 1 号線	津市久居西鷹跡町	
		津市久居西鷹跡町	
8066	田尻 3 6 7 号線	津市一志町田尻	
		津市一志町田尻	

1301	白塚団地第 3 4 号線	津市白塚町	
		津市白塚町	
1302	白塚団地第 3 5 号線	津市白塚町	
		津市白塚町	
2623	一身田町第 2 2 号線	津市一身田町	
		津市一身田町	
2624	一身田上津部田第 1 7 号線	津市一身田上津部田	
		津市一身田上津部田	
2625	大里窪田町第 2 5 号線	津市大里窪田町	
		津市大里窪田町	
3866	鳥居町第 8 号線	津市鳥居町	
		津市鳥居町	
3868	鳥居町第 1 0 号線	津市鳥居町	
		津市鳥居町	
3869	鳥居町第 1 1 号線	津市鳥居町	
		津市鳥居町	
3870	安東町跡部第 8 号線	津市安東町	
		津市安東町	
3871	大谷町第 2 9 号線	津市大谷町	
		津市大谷町	
3872	兵丹池団地第 6 号線	津市上浜町六丁目	
		津市上浜町六丁目	
3873	渋見町第 9 号線	津市渋見町	
		津市渋見町	
4321	神納第 1 号線	津市神納	
		津市神納	
4322	神納第 2 号線	津市神納	
		津市神納	
4323	神納第 3 号線	津市神納	
		津市神納	
4324	南丸之内第 4 号線	津市南丸之内	
		津市南丸之内	

5523	半田第 6 3 号線	津市半田	
		津市半田	
6450	阿漕町第 9 号線	津市津興	
		津市津興	
7424	城山第 5 4 号線	津市城山二丁目	
		津市城山二丁目	
7425	高茶屋小森山第 3 6 号線	津市高茶屋小森町	
		津市高茶屋小森町	
7426	高茶屋小森山第 3 7 号線	津市高茶屋小森町	
		津市高茶屋小森町	
7427	高茶屋小森町第 5 3 号線	津市高茶屋小森町	
		津市高茶屋小森町	
3867	鳥居町第 9 号線	津市鳥居町	
		津市鳥居町	
5524	半田垂水第 1 号線	津市半田	
		津市垂水	
5525	半田垂水第 2 号線	津市半田	
		津市垂水	
2478	野村小野辺 2 号線	津市久居野村町	
		津市久居市小野辺町	
798	久保垣内 4 号線	津市芸濃町楠原	
		津市芸濃町楠原	
7085	ソウゾウ 1 号線	津市美杉町下之川	
		津市美杉町下之川	
351	宮新田 6 号線	津市香良洲町	
		津市香良洲町	
4325	南河路殿村線	津市南河路	
		津市殿村	
3318	徳田野田 1 号線	津市白山町二本木	
		津市白山町二本木	

津市告示第 5 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

別紙のとおり

整理番号	路 線 名	区域決定の区間	延 長 m
			幅 員 m
3858	長岡町第 4 4 号線	津市長岡町字三拾苅 1 2 1 2 番 7 0 地先から	114.1 m
		津市長岡町字三拾苅 1 2 1 2 番 1 1 0 地先まで	6m～15.5m
3859	長岡町第 4 5 号線	津市長岡町字三拾苅 1 2 1 2 番 1 0 9 地先から	176.1 m
		津市長岡町字三拾苅 1 2 1 2 番 9 3 地先まで	6m～13m
3860	長岡町第 4 6 号線	津市長岡町字三拾苅 1 2 1 2 番 8 0 地先から	52.3 m
		津市長岡町字三拾苅 1 2 1 2 番 8 3 地先まで	6m～13.6m
3861	長岡町第 4 7 号線	津市長岡町字三拾苅 1 2 1 2 番 9 1 地先から	78.4 m
		津市長岡町字三拾苅 1 2 1 2 番 1 0 5 地先まで	6m～13.1m
3862	長岡町第 4 8 号線	津市長岡町字三拾苅 1 2 1 2 番 1 1 1 地先から	212.3 m
		津市長岡町字三拾苅 1 2 1 2 番 2 0 地先まで	6m～13.4m
3863	長岡町第 4 9 号線	津市長岡町字三拾苅 1 2 1 2 番 1 1 1 地先から	203.3 m
		津市長岡町字三拾苅 1 2 1 2 番 4 7 地先まで	6m～13.1m
3864	長岡町第 5 0 号線	津市長岡町字三拾苅 1 2 1 2 番 1 2 地先から	162.9 m
		津市長岡町字三拾苅 1 2 1 2 番 1 2 4 地先まで	6m～14.9m
3865	長岡町第 5 1 号線	津市長岡町字三拾苅 1 2 1 2 番 3 8 地先から	65.7 m
		津市長岡町字三拾苅 1 2 1 2 番 4 4 地先まで	6m～16m
4319	美川町第 7 号線	津市美川町 6 2 番 2 地先から	101.6 m
		津市美川町 6 2 番 1 地先まで	6m～12.5m
4320	美川町第 8 号線	津市美川町 2 1 番 2 地先から	117.9 m
		津市美川町 2 3 番 1 1 地先まで	6m～9.8m
6445	垂水第 5 7 号線	津市垂水 2 0 1 0 番 1 1 0 地先から	128 m
		津市垂水 2 0 1 2 番 6 地先まで	6m～14.2m
6446	垂水第 5 8 号線	津市垂水 2 0 1 0 番 1 1 9 地先から	24.3 m
		津市垂水 2 0 1 0 番 1 1 5 地先まで	6m～15.8m

6447	垂水第 5 9 号線	津市垂水字西浦 2 0 1 0 番 1 1 地先から	190.7 m
		津市垂水字西浦 2 0 1 2 番 4 4 地先まで	5m～13.2m
6448	垂水第 6 0 号線	津市垂水字西浦 2 0 1 0 番 7 地先から	59.5 m
		津市垂水字西浦 2 0 1 2 番 4 2 地先まで	6m～12.9m
6449	藤方第 3 2 号線	津市藤方字林跡 8 9 7 番 4 地 先から	62.5 m
		津市藤方字林跡 8 9 7 番 8 地 先まで	6m～10.5m
7421	高茶屋小森山第 3 4 号線	津市高茶屋小森町字向山 1 7 1 9 番 2 3 地先から	72.9 m
		津市高茶屋小森町字向山 1 7 1 9 番 2 9 地先まで	6m～13.1m
7422	高茶屋小森山第 3 5 号線	津市高茶屋小森町字向山 1 7 2 0 番 3 3 地先から	80.4 m
		津市高茶屋小森町字向山 1 7 2 0 番 2 6 地先まで	6m～10.2m
7423	雲出本郷町第 4 7 号線	津市雲出本郷町字北ノ端 1 5 0 4 番 4 地先から	71 m
		津市雲出本郷町字北ノ端 1 5 0 4 番 1 0 地先まで	6.2m～13m
2466	北口 3 4 号線	津市久居北口町字壺丁田 2 6 6 1 番 1 1 5 地先から	90.9 m
		津市久居北口町字壺丁田 2 6 6 1 番 1 1 0 地先まで	6m～13.2m
2467	北口 3 5 号線	津市久居北口町字壺丁田 2 6 6 1 番 1 0 8 地先から	25.5 m
		津市久居北口町字壺丁田 2 6 6 1 番 1 0 7 地先まで	6m～13.2m
2468	新町 8 4 号線	津市久居新町 1 1 7 3 番 1 7 地先から	33.3 m
		津市久居新町 1 1 7 3 番 2 4 地先まで	6m～13m
2469	新町 8 5 号線	津市久居新町 1 1 7 3 番 2 1 地先から	32.6 m
		津市久居新町 1 1 7 3 番 2 0 地先まで	6m～15.2m
2470	新町 8 6 号線	津市久居新町 1 1 7 3 番 1 7 地先から	52.1 m
		津市久居新町 1 1 7 3 番 1 地 先まで	6m～12.6m
2471	野村 5 6 号線	津市久居野村町字西生子 8 8 5 番 2 0 地先から	166.7 m
		津市久居野村町字西生子 8 8 5 番 3 4 地先まで	6m～13.2m
2472	野村 5 7 号線	津市久居野村町字西生子 8 8 5 番 3 2 地先から	20 m
		津市久居野村町字西生子 8 8 5 番 4 1 地先まで	6m～10.1m

2473	野村 5 8 号線	津市久居野村町字西生子 8 8 5 番 3 8 地先から	39.8 m
		津市久居野村町字西生子 8 8 5 番 4 0 地先まで	5m～12.2m
2474	新町野村 2 号線	津市久居新町 1 0 4 3 番 1 1 地先から	80.2 m
		津市久居野村町字野村 3 7 2 番 2 3 6 地先まで	6m～9.8m
2475	井戸山 2 0 号線	津市久居井戸山町字東野 2 8 3 番 4 地先から	58.7 m
		津市久居井戸山町字東野 2 8 3 番 2 9 地先まで	6m～9.3m
2476	井戸山 2 1 号線	津市久居井戸山町字東畑 1 2 9 番 1 地先から	24.8 m
		津市久居井戸山町字東畑 1 2 9 番 1 地先まで	6m～13.3m
2477	西鷹跡 2 1 号線	津市久居西鷹跡町 5 5 3 番 3 地先から	47.9 m
		津市久居西鷹跡町 5 5 3 番 6 地先まで	6m～13.7m
8066	田尻 3 6 7 号線	津市一志町田尻字鎌田 4 9 番 2 地先から	111.8 m
		津市一志町田尻字鎌田 4 9 番 1 地先まで	6m～13.1m
1301	白塚団地第 3 4 号線	津市白塚町字白池 1 番 1 地先から	85 m
		津市白塚町字白池 1 番 1 地先まで	3.3m～5.4m
1302	白塚団地第 3 5 号線	津市白塚町字白池 2 8 2 番 2 地先から	64 m
		津市白塚町字白池 5 8 番 5 地先まで	3.2m～6.3m
2623	一身田町第 2 2 号線	津市一身田町字七ノ坪 4 5 6 番 1 地先から	274.9 m
		津市一身田町字七ノ坪 4 4 2 番地先まで	3.5m～8.8m
2624	一身田上津部田第 1 7 号線	津市一身田上津部田字オノ坪 1 1 2 3 番 1 地先から	62.3 m
		津市一身田上津部田字オノ坪 1 1 2 3 番 2 地先まで	4m～4.2m
2625	大里窪田町第 2 5 号線	津市大里窪田町字明星垣内 2 2 4 3 番地先から	205.6 m
		津市大里窪田町字花村 3 0 0 6 番 2 地先まで	1.4m～9.4m
3866	鳥居町第 8 号線	津市鳥居町 1 6 番 1 地先から	113 m
		津市鳥居町 6 番 1 地先まで	6.1m～11.2m
3868	鳥居町第 1 0 号線	津市鳥居町 1 9 1 番 1 3 地先から	68 m
		津市鳥居町 1 8 8 番 2 7 地先まで	3.5m～10m

3869	鳥居町第 1 1 号線	津市鳥居町 1 9 1 番 4 4 地先から	139 m
		津市鳥居町 1 9 1 番 1 7 地先まで	6m～7.5m
3870	安東町跡部第 8 号線	津市安東町字君垣内 1 2 3 6 番地先から	140.4 m
		津市安東町字君垣内 1 2 1 3 番 6 地先まで	1.8m～7.2m
3871	大谷町第 2 9 号線	津市大谷町 6 4 番 2 地先から	65.6 m
		津市大谷町 7 2 番 1 地先まで	4.2m～8.9m
3872	兵丹池団地第 6 号線	津市上浜町六丁目 2 2 8 番 1 地先から	60.8 m
		津市上浜町六丁目 2 2 8 番 1 3 地先まで	4m～4m
3873	渋見町第 9 号線	津市渋見町字東出 2 2 7 番地先から	198 m
		津市渋見町字岩ノ谷 6 6 4 番 1 地先まで	4m～11.3m
4321	神納第 1 号線	津市神納字井明 5 0 番 6 地先から	222.7 m
		津市神納字井明 4 7 番 2 地先まで	6.2m～13.8m
4322	神納第 2 号線	津市神納字井明 5 1 番 5 地先から	146.1 m
		津市神納字井明 5 8 番地先まで	6.2m～14.2m
4323	神納第 3 号線	津市神納字井明 5 4 番 2 地先から	65.2 m
		津市神納字井明 5 6 番地先まで	6.2m～14.7m
4324	南丸之内第 4 号線	津市南丸之内 2 2 8 番 6 地先から	211.7 m
		津市南丸之内 1 9 8 2 番 1 1 地先まで	2m～4.5m
5523	半田第 6 3 号線	津市半田字稗原 5 3 8 番 1 地先から	57.5 m
		津市半田字稗原 5 3 8 番 8 地先まで	4m～12.6m
6450	阿漕町第 9 号線	津市津興字南阿漕田 1 5 3 番地先から	24.2 m
		津市津興字南阿漕田 1 4 8 番 1 2 地先まで	4.2m～6.5m
7424	城山第 5 4 号線	津市城山二丁目 2 3 2 番 3 2 地先から	13 m
		津市城山二丁目 2 3 8 番 8 3 地先まで	5.4m～12.4m
7425	高茶屋小森山第 3 6 号線	津市高茶屋小森町字向山 2 0 1 5 番 1 地先から	52.8 m
		津市高茶屋小森町字向山 2 0 1 5 番 2 地先まで	6.3m～7.3m

7426	高茶屋小森山第 3 7 号線	津市高茶屋小森町字三軒家 1 6 6 2 番 5 地先から	65.5 m
		津市高茶屋小森町字三軒家 1 6 6 1 番 3 3 地先まで	4m～8.8m
7427	高茶屋小森町第 5 3 号線	津市高茶屋小森町字北端 2 6 8 2 番 2 地先から	69.6 m
		津市高茶屋小森町字北端 2 6 8 9 番 2 地先まで	6.5m～6.5m
3867	鳥居町第 9 号線	津市鳥居町 1 7 6 番地先から	124 m
		津市鳥居町 1 8 8 番 2 7 地先 まで	4m～12.8m
5524	半田垂水第 1 号線	津市半田字日下 2 2 2 4 番 1 地先から	1691 m
		津市垂水 2 5 7 5 番 3 地先ま で	3m～20.9m
5525	半田垂水第 2 号線	津市半田 3 2 4 8 番 3 地先か ら	76 m
		津市垂水 3 2 4 8 番 3 地先ま で	8m～10.6m
2478	野村小野辺 2 号線	津市久居野村町字小膳田 6 5 9 番地先から	63 m
		津市久居市小野辺町字小膳田 6 6 6 番 1 1 地先まで	4m～8m
798	久保垣内 4 号線	津市芸濃町楠原字久保垣内 4 4 8 番地先から	370 m
		津市芸濃町楠原字久保垣内 4 8 5 番地先まで	3m～6m
7085	ソウゾウ 1 号線	津市美杉町下之川字ソウゾウ 1 0 2 5 番 1 地先から	125 m
		津市美杉町下之川字ソウゾウ 1 0 1 7 番 2 地先まで	5.8m～20.8m
351	宮新田 6 号線	津市香良洲町字宮新田 3 9 2 9 番 3 地先から	230 m
		津市香良洲町字海面高砂 3 9 4 6 番 9 9 地先まで	5m～5m
4325	南河路殿村線	津市南河路字堤ノ下 3 6 2 番 3 地先から	1300 m
		津市殿村字惣作 6 2 番 2 地先 まで	6m～11m
3318	徳田野田 1 号線	津市白山町二本木字野田 4 3 5 7 番 4 地先から	846.8 m
		津市白山町二本木字徳田 6 7 4 番 1 地先まで	3.7m～17.7m

津市告示第 5 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

別紙のとおり

整理番号	路 線 名	供用開始の区間	供用開始 年月日
3858	長岡町第44号線	津市長岡町字三拾苅1212番70地先から	平成25年 4月1日
		津市長岡町字三拾苅1212番110地先まで	
3859	長岡町第45号線	津市長岡町字三拾苅1212番109地先から	平成25年 4月1日
		津市長岡町字三拾苅1212番93地先まで	
3860	長岡町第46号線	津市長岡町字三拾苅1212番80地先から	平成25年 4月1日
		津市長岡町字三拾苅1212番83地先まで	
3861	長岡町第47号線	津市長岡町字三拾苅1212番91地先から	平成25年 4月1日
		津市長岡町字三拾苅1212番105地先まで	
3862	長岡町第48号線	津市長岡町字三拾苅1212番111地先から	平成25年 4月1日
		津市長岡町字三拾苅1212番20地先まで	
3863	長岡町第49号線	津市長岡町字三拾苅1212番111地先から	平成25年 4月1日
		津市長岡町字三拾苅1212番47地先まで	
3864	長岡町第50号線	津市長岡町字三拾苅1212番12地先から	平成25年 4月1日
		津市長岡町字三拾苅1212番124地先まで	
3865	長岡町第51号線	津市長岡町字三拾苅1212番38地先から	平成25年 4月1日
		津市長岡町字三拾苅1212番44地先まで	
4319	美川町第7号線	津市美川町62番2地先から	平成25年 4月1日
		津市美川町62番1地先まで	
4320	美川町第8号線	津市美川町21番2地先から	平成25年 4月1日
		津市美川町23番11地先まで	
6445	垂水第57号線	津市垂水2010番110地先から	平成25年 4月1日
		津市垂水2012番6地先まで	
6446	垂水第58号線	津市垂水2010番119地先から	平成25年 4月1日
		津市垂水2010番115地先まで	

6447	垂水第 5 9 号線	津市垂水字西浦 2 0 1 0 番 1 1 地先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市垂水字西浦 2 0 1 2 番 4 4 地先まで	
6448	垂水第 6 0 号線	津市垂水字西浦 2 0 1 0 番 7 地先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市垂水字西浦 2 0 1 2 番 4 2 地先まで	
6449	藤方第 3 2 号線	津市藤方字林跡 8 9 7 番 4 地 先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市藤方字林跡 8 9 7 番 8 地 先まで	
7421	高茶屋小森山第 3 4 号線	津市高茶屋小森町字向山 1 7 1 9 番 2 3 地先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市高茶屋小森町字向山 1 7 1 9 番 2 9 地先まで	
7422	高茶屋小森山第 3 5 号線	津市高茶屋小森町字向山 1 7 2 0 番 3 3 地先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市高茶屋小森町字向山 1 7 2 0 番 2 6 地先まで	
7423	雲出本郷町第 4 7 号線	津市雲出本郷町字北ノ端 1 5 0 4 番 4 地先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市雲出本郷町字北ノ端 1 5 0 4 番 1 0 地先まで	
2466	北口 3 4 号線	津市久居北口町字壺丁田 2 6 6 1 番 1 1 5 地先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市久居北口町字壺丁田 2 6 6 1 番 1 1 0 地先まで	
2467	北口 3 5 号線	津市久居北口町字壺丁田 2 6 6 1 番 1 0 8 地先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市久居北口町字壺丁田 2 6 6 1 番 1 0 7 地先まで	
2468	新町 8 4 号線	津市久居新町 1 1 7 3 番 1 7 地先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市久居新町 1 1 7 3 番 2 4 地先まで	
2469	新町 8 5 号線	津市久居新町 1 1 7 3 番 2 1 地先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市久居新町 1 1 7 3 番 2 0 地先まで	
2470	新町 8 6 号線	津市久居新町 1 1 7 3 番 1 7 地先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市久居新町 1 1 7 3 番 1 地 先まで	
2471	野村 5 6 号線	津市久居野村町字西生子 8 8 5 番 2 0 地先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市久居野村町字西生子 8 8 5 番 3 4 地先まで	
2472	野村 5 7 号線	津市久居野村町字西生子 8 8 5 番 3 2 地先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市久居野村町字西生子 8 8 5 番 4 1 地先まで	

2473	野村 5 8 号線	津市久居野村町字西生子 8 8 5 番 3 8 地先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市久居野村町字西生子 8 8 5 番 4 0 地先まで	
2474	新町野村 2 号線	津市久居新町 1 0 4 3 番 1 1 地先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市久居野村町字野村 3 7 2 番 2 3 6 地先まで	
2475	井戸山 2 0 号線	津市久居井戸山町字東野 2 8 3 番 4 地先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市久居井戸山町字東野 2 8 3 番 2 9 地先まで	
2476	井戸山 2 1 号線	津市久居井戸山町字東畑 1 2 9 番 1 地先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市久居井戸山町字東畑 1 2 9 番 1 地先まで	
2477	西鷹跡 2 1 号線	津市久居西鷹跡町 5 5 3 番 3 地先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市久居西鷹跡町 5 5 3 番 6 地先まで	
8066	田尻 3 6 7 号線	津市一志町田尻字鎌田 4 9 番 2 地先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市一志町田尻字鎌田 4 9 番 1 地先まで	
1301	白塚団地第 3 4 号線	津市白塚町字白池 1 番 1 地先 から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市白塚町字白池 1 番 1 地先 まで	
1302	白塚団地第 3 5 号線	津市白塚町字白池 2 8 2 番 2 地先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市白塚町字白池 5 8 番 5 地 先まで	
2623	一身田町第 2 2 号線	津市一身田町字七ノ坪 4 5 6 番 1 地先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市一身田町字七ノ坪 4 4 2 番地先まで	
2624	一身田上津部田第 1 7 号線	津市一身田上津部田字オノ坪 1 1 2 3 番 1 地先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市一身田上津部田字オノ坪 1 1 2 3 番 2 地先まで	
2625	大里窪田町第 2 5 号線	津市大里窪田町字明星垣内 2 2 4 3 番地先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市大里窪田町字花村 3 0 0 6 番 2 地先まで	
3866	鳥居町第 8 号線	津市鳥居町 1 6 番 1 地先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市鳥居町 6 番 1 地先まで	
3868	鳥居町第 1 0 号線	津市鳥居町 1 9 1 番 1 3 地先 から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市鳥居町 1 8 8 番 2 7 地先 まで	

3869	鳥居町第 1 1 号線	津市鳥居町 1 9 1 番 4 4 地先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市鳥居町 1 9 1 番 1 7 地先まで	
3870	安東町跡部第 8 号線	津市安東町字君垣内 1 2 3 6 番地先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市安東町字君垣内 1 2 1 3 番 6 地先まで	
3871	大谷町第 2 9 号線	津市大谷町 6 4 番 2 地先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市大谷町 7 2 番 1 地先まで	
3872	兵丹池団地第 6 号線	津市上浜町六丁目 2 2 8 番 1 地先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市上浜町六丁目 2 2 8 番 1 3 地先まで	
3873	渋見町第 9 号線	津市渋見町字東出 2 2 7 番地先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市渋見町字岩ノ谷 6 6 4 番 1 地先まで	
4321	神納第 1 号線	津市神納字井明 5 0 番 6 地先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市神納字井明 4 7 番 2 地先まで	
4322	神納第 2 号線	津市神納字井明 5 1 番 5 地先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市神納字井明 5 8 番地先まで	
4323	神納第 3 号線	津市神納字井明 5 4 番 2 地先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市神納字井明 5 6 番地先まで	
4324	南丸之内第 4 号線	津市南丸之内 2 2 8 番 6 地先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市南丸之内 1 9 8 2 番 1 1 地先まで	
5523	半田第 6 3 号線	津市半田字稗原 5 3 8 番 1 地先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市半田字稗原 5 3 8 番 8 地先まで	
6450	阿漕町第 9 号線	津市津興字南阿漕田 1 5 3 番地先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市津興字南阿漕田 1 4 8 番 1 2 地先まで	
7424	城山第 5 4 号線	津市城山二丁目 2 3 2 番 3 2 地先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市城山二丁目 2 3 8 番 8 3 地先まで	
7425	高茶屋小森山第 3 6 号線	津市高茶屋小森町字向山 2 0 1 5 番 1 地先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市高茶屋小森町字向山 2 0 1 5 番 2 地先まで	

7426	高茶屋小森山第 3 7 号線	津市高茶屋小森町字三軒家 1 6 6 2 番 5 地先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市高茶屋小森町字三軒家 1 6 6 1 番 3 3 地先まで	
7427	高茶屋小森町第 5 3 号線	津市高茶屋小森町字北端 2 6 8 2 番 2 地先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市高茶屋小森町字北端 2 6 8 9 番 2 地先まで	
5525	半田垂水第 2 号線	津市半田 3 2 4 8 番 3 地先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市垂水 3 2 4 8 番 3 地先まで	
351	宮新田 6 号線	津市香良洲町字宮新田 3 9 2 9 番 3 地先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市香良洲町字海面高砂 3 9 4 6 番 9 9 地先まで	

津市告示第 5 9 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 路線名 3 3 2 4 北河路橋安東小学校線
道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市納所町東沢田 491 番 1 地先から 津市北河路町字山角 117 番地先まで	旧	16. 0～29. 0	750. 0
津市納所町東沢田 491 番 1 地先から 津市北河路町字山角 117 番地先まで	新	22. 2～35. 2	750. 0

2 路線名 3 3 6 7 納所一色町第 1 号線
道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市納所町字蔵田 700 番地先から 津市一色町字平田 252 番地先まで	旧	4. 1～7. 1	660. 0
津市納所町字蔵田 700 番地先から 津市一色町字平田 252 番地先まで	新	13. 5～16. 2	660. 0

3 路線名 1 1 2 7 野村井戸山 2 号線
道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市久居井戸山町字東野 347 番 3 地先から 津市久居井戸山町字東野 283 番 5 地先まで	旧	3. 7～4. 5	79. 0
津市久居井戸山町字東野 347 番 3 地先から 津市久居井戸山町字東野 283 番 5 地先まで	新	4. 0～4. 5	79. 0

4 路線名 007 家所高座原線
道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市美里町家所字北高層 4530 番地先から 津市美里町家所字北高層 4531 番 1 地先まで	旧	4.1～4.3	35.0
津市美里町家所字北高層 4530 番地先から 津市美里町家所字北高層 4531 番 1 地先まで	新	4.1～4.3	35.0
津市美里町家所字北高層 4530 番地先から 津市美里町家所字北高層 4531 番 1 地先まで	新	2.0～4.0	145.0

津市告示第 6 0 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 年月日
1 1 2 7	野村井戸山 2 号線	津市久居井戸山町字東野 347 番 3 地先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市久居井戸山町字東野 283 番 5 地先まで	
1 7 8	八幡前巾線	津市芸濃町棕本字八幡前 1607 番 11 地先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市芸濃町棕本字巾 2073 番地先まで	
0 0 7	家所高座原線	津市美里町家所字北高層 4530 番地先から	平成 2 5 年 4 月 1 日
		津市美里町家所字北高層 4531 番 1 地先まで	

津市告示第 6 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 年月日
2 6 2 2	上津部田第 2 4 号線	津市一身田上津部田字ヲ ノ坪 3067 番地先から	平成 2 5 年 3 月 2 9 日
		津市一身田上津部田字ワ ノ坪 1266 番 4 地先まで	

津市告示第 6 2 号

津市農業共済家畜共済掛金率を津市農業共済条例（平成 1 8 年津市条例第 1 8 5 号）第 6 3 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

共済目的の種類	死廃・病傷の別	危険段階 区分	危険指数	危険段階共済 掛金標準率等 (%)
乳用成牛	死 廃	1	3.272	16.112
		2	1.889	9.302
		3	1.000	4.924
		共済掛金標準率		11.741
	病 傷	1	2.000	14.791
		2	1.866	13.800
		3	1.000	7.396
		共済掛金標準率		14.169
肥育用成牛	死 廃	1	1.000	2.914
		共済掛金標準率		2.914
	病 傷	1	2.800	1.133
		2	1.715	0.694
		3	1.000	0.405
		共済掛金標準率		0.810

適用 この危険段階共済掛金標準率等は、平成 2 5 年 4 月 1 日以後、共済掛金期間の開始するものから適用する。

津市告示第 6 3 号

下記の者の配当計算書（謄本）及び充当通知書は、あてどころ不明のため、送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	配当計算書（謄本）及び 充当通知書

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第 6 4 号

津市工事検査要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市工事検査要綱の一部を改正する告示

津市工事検査要綱（平成 1 8 年津市告示第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項を削る。

第 1 3 条第 1 項、第 1 8 条及び第 1 9 条中「総務部調達契約担当理事」を「総務部長」に改める。

第 2 2 条の見出し中「検査員証」を「検査員証等」に改め、同条中「検査員は」を「検査員及び受託検査員は」に、「検査員証（第 1 5 号様式）」を「検査員にあっては検査員証（第 1 5 号様式）を、受託検査員にあってはその身分を示す証票」に改める。

附則第 3 項を削る。

附 則

この告示は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

津市公告第 37 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を指定しましたので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条第 1 項の規定により次のとおり公告します。

平成 25 年 3 月 18 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 指定にかかる道路の種類
第 42 条第 1 項第 5 号
- 2 指定の年月日
平成 25 年 3 月 12 日
- 3 指定道路の位置
津市河芸町東千里字大沢 188-4
- 4 指定道路の延長及び幅員
延長 36.4 メートル
幅員 6.0 メートル

津市公告第 38 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 25 年 3 月 22 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 抑留日 平成 25 年 3 月 18 日

2 抑留期間 平成 25 年 3 月 26 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 西阿漕町 岩田	柴	茶白	雄	中型	9 1 日 以上	

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第 39 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 25 年 3 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 25 年 3 月 25 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市高茶屋五丁目 3465 番 1（2 工区）
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区大手町一丁目 3 番 2 号
住友林業株式会社
代表取締役 早野 均

津市公告第 4 0 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 2 5 年 3 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 2 5 年 3 月 2 5 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市垂水字法ケ広 1 8 7 3 番 1 ほか 1 3 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
松阪市駅部田町 6 2 0 - 6
株式会社ハウスエージェント
代表取締役 高橋 伸久

津市公告第 4 1 号

都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 条の 2 及び津市都市公園条例（平成 1 8 年津市条例第 1 9 7 号）第 2 条の規定により、都市公園の区域を変更したので、次のとおり公告し、その関係図書を縦覧に供します。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日

都市公園の名称	位 置	区域	供用開始の期日
春日丘公園	津市久居小野辺町 6 6 6 番 5 1 ほか	別 図 の とおり	平成 2 5 年 4 月 1 日

2 関係図書の縦覧場所

津市建設部建設維持課

津市公告第 4 2 号

都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 条の 2 及び津市都市公園条例（平成 1 8 年津市条例第 1 9 7 号）第 2 条の規定により、都市公園を設置したので、次のとおり公告し、その関係図書を縦覧に供します。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日

都市公園の名称	位 置	区域	供用開始の期日
長岡東公園	津市長岡町 8 0 0 番 6 1 6	別 図 の とおり	平成 2 5 年 4 月 1 日

2 関係図書の縦覧場所

津市建設部建設維持課

津市公告第 4 3 号

津市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、本市に住所を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 2 項の規定により、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。（当該農業振興地域整備計画を変更したときは、提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を併せて公告します。）

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 3 項の規定により、当該農用地利用計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 5 日以内に異議申立てをすることができます。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間及び時間

期間 平成 2 5 年 3 月 2 9 日から平成 2 5 年 4 月 3 0 日まで

時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（ただし、土・日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所、意見書の提出先及び異議の申出先

津市農林水産部農林水産政策課（津市本庁舎 6 階）

〒 5 1 4 - 8 6 1 1

津市西丸之内 2 3 番 1 号

F A X 番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 1 6 8

E - m a i l 229-3171@city.tsu.lg.jp

3 意見書の提出方法、提出に当たっての留意事項

意見は書面によるものとし、提出先に直接持参するか郵送又はファクシミ

リ、電子メールにより受け付けます。

津市の定める様式に住所、氏名、電話番号（法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地、電話番号）を記載してください。

4 異議の申出方法、申出に当たっての留意事項

申出は、書面（任意様式）によるものとし、申出先に直接持参するか、郵送により申出してください。

津市水道局分課規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

津市水道事業管理者 渡 辺 三 郎

津市水道事業管理規程第 2 号

津市水道局分課規程の一部を改正する規程

津市水道局分課規程（平成 18 年津市水道事業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中「計量担当」を「給水・計量担当」に、「調査・給水担当」を「調査・維持担当」に改め、「維持担当」を削る。

第 5 条第 2 号を次のように改める。

(2) 給水・計量担当

- ア 給水工事の申込みに関すること。
- イ 給水工事の設計及び検査に関すること。
- ウ 給水管の占用許可に関すること。
- エ 給水工事に伴う水道管理設状況の調査に関すること。
- オ 給水管図の整備に関すること。
- カ 新規給水加入金等の調定に関すること。
- キ 水道の不正使用の取締りに関すること。
- ク 指定給水装置工事事業者の指定、指導監督等に関すること。
- ケ 給水装置工事主任技術者の届出及び研修に関すること。
- コ 貯水槽水道に関すること。
- サ 予定栓の保全に関すること。
- シ 給水装置の処分に関すること。
- ス 使用水量の計量に関すること。
- セ 水道の使用開始及び中止に関すること。
- ソ 量水器等の維持管理に関すること。

第 6 条第 1 号を次のように改める。

(1) 調査・維持担当

- ア 水道施設の整備の企画及び調査に関すること。
- イ 工事の企画、調査並びに設計及び施工の基準に関すること。
- ウ 簡易水道事業における開発調整に関すること。

- エ 開発行為に伴う配水管等の工事の審査に関する事。
- オ 水道事業等の許可及び認可の申請等に関する事。
- カ 配水管図の整備に関する事。
- キ 配水管の占有許可の更新に関する事。
- ク 水道管理設状況の調査及び立会いに関する事。
- ケ 給水管の更新及び移設工事に関する事。
- コ 水道施設管理システムに関する事。
- サ 無線装置の管理に関する事。
- シ 断水及び給水制限等に関する事。
- ス 材料資格審査に関する事。
- セ 給配水管の維持管理に関する事。
- ソ 漏水の防止、水圧測定及び出水不良地区の調査に関する事。
- タ 配水管の洗管及び更生並びに赤水、濁水等の処理に関する事。
- チ 消火栓、仕切弁等の維持管理に関する事。
- ツ 応急給水に関する事。
- テ 給配水管の保全に関する事。
- ト 課の庶務に関する事。

第6条第2号イ中「公共工事」を「公共工事等」に、「配水管」を「給配水管」に改め、同号に次のように加える。

- エ 配水管及び配水支管の移設工事に関する事。

第6条第3号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる課又は担当の職に勤務又は兼務を命ぜられていた職員は、別に辞令を発せられない限り、この規程の施行の日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる課又は担当の相当の職に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

営業課	計量担当	営業課	給水・計量担当
工務課	調査・給水担当	工務課	調査・維持担当
〃	維持担当	〃	調査・維持担当

(津市水道局事務専決規程の一部改正)

3 津市水道局事務専決規程（平成18年津市水道事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2 営業課の項中

「

6 給水装置の開閉栓に関する こと。		○	
7 水道メーター等の維持管 理に関すること。		○	

を

」

「

6 給水工事の施工の承認、 立会及び検査に関するこ と。		○	
7 指定給水装置工事事業者 の指定、指導監督等に関す ること。			○
8 給水装置工事主任技術者 の届出及び研修に関するこ と。		○	
9 津市水道局指定給水装置 工事事業者審査委員会に関 すること。			○
10 貯水槽水道に関するこ と。		○	
11 給水装置の開閉栓に関す ること。		○	
12 水道メーター等の維持管 理に関すること。		○	

に改め、同

」

表工務課の項中「、設計」を「並びに設計」に、「津市水道局工事用資機材
審査委員会」を「津市水道局工事用資器材審査委員会」に改め、

「

8 給水工事の施工の承認、 立会及び検査に関するこ と。		○	
9 指定給水装置工事事業者 の指定、指導監督等に関す ること。			○
10 給水装置工事主任技術者 の届出及び研修に関するこ と。		○	
11 津市水道局指定給水装置 工事事業者審査委員会に関 すること。			○
12 貯水槽水道に関するこ と。		○	

を削り、「13

」

公共工事に伴う配水管」を「8 公共工事等に伴う給配水管」に、「14
給配水管等」を「9 給配水管等」に、「15 濁水」を「10 濁水」に、
「16 応急給水」を「11 応急給水」に改める。

津市訓令第 4 号

津市水道事業管理規程第 3 号

津市教育委員会訓令第 2 号

津市選挙管理委員会告示第 3 3 号

津市農業委員会告示第 1 号

津市監査委員告示第 3 号

津市議会規程第 1 号

庁中一般

出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 2 5 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市水道事業管理者 渡 辺 三 郎

津市教育委員会教育長 中 野 和 代

津市選挙管理委員会委員長 坂 口 賢 次

津市農業委員会会長 守 山 孝 之

津市代表監査委員 渡 邊 昇

津市議会議長 田 村 宗 博

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成１９年津市訓令第８号、平成１９年津市水道事業管理規程第５号、平成１９年津市教育委員会訓令第１号、平成１９年津市選挙管理委員会告示第１２８号、平成１９年津市農業委員会告示第１号、平成１９年津市監査委員告示第９号、平成１９年津市議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「教育委員会事務局事務所長」を「教育委員会事務局教育事務所長」に改める。

別表第１中「東分庁舎」を「メッセウイング・みえ」に、「河芸事務所」を「河芸教育事務所」に、「芸濃事務所」を「芸濃教育事務所」に、「美里事務所」を「美里教育事務所」に、「安濃事務所」を「安濃教育事務所」に、「香良洲事務所」を「香良洲教育事務所」に、「一志事務所」を「一志教育事務所」に、「白山事務所」を「白山教育事務所」に、「美杉事務所」を「美杉教育事務所」に、「久居事務所」を「久居教育事務所」に改める。

別表第３中「久居事務所」を「久居教育事務所」に改める。

別表第５中「東分庁舎に設置される部等」を「スポーツ文化振興部」に改める。

附 則

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

津市消防本部訓令第 1 号

消防本部

津市消防署の組織に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

津市消防長 山 口 精 彦

津市消防署の組織に関する訓令の一部を改正する訓令

津市消防署の組織に関する訓令（平成 1 8 年津市消防本部訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「の担当」を削る。

第 7 条第 3 項中「指揮司令等」の次に「及び副分署長」を加え、同項を同条第 5 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

4 副分署長は、消防司令補以上の階級にある者をもって充てる。

第 7 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 分署に副分署長を置く。

別表第 1 津市中消防署安濃分遣所の項中「安濃分遣所」を「安濃分署」に改める。

別表第 2 庶務予防担当の項第 4 号中「規程」を「規定」に改め、同項第 9 号を次のように改める。

(9) 津市消防団（アからエまでに掲げる消防署の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める方面団）との連絡調整に関すること。

ア 津市中消防署 津方面団及び安濃方面団

イ 津市北消防署 河芸方面団及び芸濃方面団

ウ 津市久居消防署 久居方面団、美里方面団及び香良洲方面団

エ 津市白山消防署 一志方面団、白山方面団及び美杉方面団

附 則

この訓令は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

津市消防本部訓令第 2 号

消防本部

津市消防事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

津市消防長 山 口 精 彦

津市消防事務専決規程の一部を改正する訓令

津市消防事務専決規程（平成 1 8 年津市消防本部訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「分遣所長、担当主幹」の次に「、副分署長」を加える。

第 8 条の見出しを「（担当副主幹等の専決）」に改め、同条中「本部及び」を「本部の担当副主幹（組織規則第 9 条第 1 項に規定する担当副主幹に限る。）並びに」に改め、「署の」次に「副分署長及び」を加え、「組織規則第 9 条第 1 項及び」を削る。

別表第 1 消防本部の表を次のように改める。

課	専決事項	決裁区分		
		担当主幹	課長	消防次長
消防総務課	1 本部各課の調整に係る会議の開催に関する事			○
	2 職員に係る手当等の支給認定に関する事		○	
	3 職員の健康管理及び福利厚生に関する事		○	
	4 庁舎管理の総括に関する事		○	
	5 保存文書の管理の総括に関する事		○	
	6 職員の被服等の貸与に関する事	○		
	7 公印管理の総括に関する事		○	

	8 職員研修の計画及び実施 に關すること。		輕易なも の	重要なも の
	9 職員の資格取得に關する こと。		輕易なも の	重要なも の
	10 消防關係団体の育成及び 指導に關すること。	極めて輕 易なもの	輕易なも の	重要なも の
	11 防火管理者講習会及び防 災管理者講習会の開催に關 すること。		○	
	12 防火管理者講習修了証及 び防災管理者講習修了証の 交付に關すること。		○	
	13 消防力に係る計画の推進 及び調整に關すること。		輕易なも の	重要なも の
	14 消防統計に關すること。		○	
	15 広報の企画、立案及び調 整に關すること。		輕易なも の	重要なも の
	16 報道機關との連絡調整に 關すること。		○	
	17 消防音楽隊の指揮監督に 關すること。		○	
	18 財産の取得及び処分の総 括に關すること。			○
	19 備品管理の総括に關する こと。		○	
	20 消防車両及び消防機械器 具の管理の総括に關するこ と。		○	
	21 所属職員の旅行等の届出 に關すること。		○	
	22 日誌に關すること。		○	
消防安全課	1 火災予防運動の実施に關		輕易なも	重要なも

	すること。	の	の
2	火災予防に関する広報紙の作成にすること。	○	
3	火災統計書の作成にすること。	○	
4	火災即報等の関係機関への報告にすること。	軽易なもの	重要なもの
5	消防同意等を要する建築物の申請書類の処理にすること。	○	
6	仮使用承認通知にすること。	○	
7	消防用設備等の着工及び届出にすること。	○	
8	消防法令適合通知書交付申請にすること。	○	
9	防災表示制度にすること。	○	
10	防火対象物及び防災管理対象物の点検及び報告義務の特例にすること。	○	
11	危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）に基づく届出等にすること。	○	
12	津市危険物規制規則（平成18年津市規則第230号）の規定に基づく届出等にすること。	○	
13	査察計画の策定及び実施結果にすること。	軽易なもの	重要なもの
14	液化石油ガス等意見書交	○	

	付申請に関すること。			
	15 所属職員の旅行等の届出 に関すること。		○	
	16 日誌に関すること。		○	
救急課	1 救急業務の企画及び調整 に関すること。		軽易なも の	重要なも の
	2 救急資機材の総括に関す ること。		○	
	3 救急統計に関すること。		○	
	4 医療機関等との調整に関 すること。		軽易なも の	重要なも の
	5 患者等搬送事業の指導及 び認定に関すること。		軽易なも の	重要なも の
	6 救急隊員の教育訓練及び 研修に関すること。		○	
	7 応急手当の普及啓発に関 すること。		○	
	8 普通救命講習等修了証の 交付に関すること。		○	
	9 所属職員の旅行等の届出 に関すること。		○	
	10 日誌に関すること。		○	
通信指令課	1 通信に係る企画及び運用 に関すること。		軽易なも の	重要なも の
	2 通信施設の整備等に関す ること。		○	
	3 通信器具の管理に関す ること。		○	
	4 災害等の情報管理の処理 に関すること。		○	
	5 火災警報発令時の処理に 関すること。		○	

	6 災害時に係る職員の招集等の処理に關すること。	○	○	
	7 庁内の放送に關すること。			
	8 災害情報等の案内の処理に關すること。		○	
	9 所属職員の旅行等の届出に關すること。		○	
	10 日誌に關すること。		○	

別表第1消防署の表中「専用公印の管守」を「公印の管理」に、「処理に關すること」を「処理に關すること。」に、「資器材」を「資機材」に、「津市消防団津方面団」を「消防団」に改め、「（中消防署に限る。）」を削る。

別表第1消防総務課の表及び消防課の表を次のように改める。

消防総務課

室	専決事項	決裁区分		
		担当主幹	室長	消防次長
消防団統括室	1 消防団員に係る手当等の支給認定等に關すること。		○	
	2 消防団員の被服等の貸与に關すること。		○	
	3 消防団の公印の管理に關すること。		○	
	4 消防団員の研修訓練の企画及び調整に關すること。		○	
	5 消防団施設等の管理の総括に關すること。		○	
	6 消防団との連絡調整の総括に關すること。		輕易なもの	重要なもの
	7 日誌に關すること。		○	

消防安全課

室	専決事項	決裁区分		
		担当主幹	室長	消防次長

警防室	1 大規模な消防訓練の計画に 関すること。		軽易なも の	重要なも の
	2 水火災その他の災害に係 る警防計画及びその運用に 関すること。		軽易なも の	重要なも の
	3 消防水利変更等の処理に 関すること。		○	
	4 緊急消防援助隊の運用に 関すること。		軽易なも の	重要なも の
	5 開発行為に係る協議及び 調整に关すること。		軽易なも の	重要なも の
	6 消防資機材の総括に关す ること。		○	
	7 消防防災指導センターの 運営に关すること。		軽易なも の	重要なも の
	8 国民の保護に关する計画 の実施調整に关すること。		軽易なも の	重要なも の
	9 支援隊の運用に关するこ と。		○	
	10 救助統計に关すること。		○	
	11 日誌に关すること。		○	

別表第2中「担当副主幹」の次に「（副分署長）」を加える。

別表第3担当理事の項中「専決規程」を「津市事務専決規程（平成18年津市訓令第4号。以下「専決規程」という。）」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

津市消防本部訓令第 3 号

消防本部

津市消防表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

津市消防長 山 口 精 彦

津市消防表彰規程の一部を改正する訓令

津市消防表彰規程（平成 2 3 年津市消防本部訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 3 項中「消防総務課及び予防課の事務を掌理する」を削り、「消防課及び通信指令課の事務を掌理する消防次長」を「消防災害対策担当理事」に改める。

附 則

この訓令は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

津市消防本部訓令第4号

消防本部

津市消防職員の任免に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

津市消防長 山口 精彦

津市消防職員の任免に関する訓令の一部を改正する訓令

津市消防職員の任免に関する訓令（平成18年津市消防本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び」を「、室長及び担当副参事並びに」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

津市消防本部訓令第 5 号

消防本部

津市火災等予防査察規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

津市消防長 山 口 精 彦

津市火災等予防査察規程の一部を改正する訓令

津市火災等予防査察規程（平成 1 8 年津市消防本部訓令第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「予防課長」を「消防安全課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

津市訓令第 4 号

津市水道事業管理規程第 3 号

津市教育委員会訓令第 2 号

津市選挙管理委員会告示第 3 3 号

津市農業委員会告示第 1 号

津市監査委員告示第 3 号

津市議会規程第 1 号

庁中一般

出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 2 5 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市水道事業管理者 渡 辺 三 郎

津市教育委員会教育長 中 野 和 代

津市選挙管理委員会委員長 坂 口 賢 次

津市農業委員会会長 守 山 孝 之

津市代表監査委員 渡 邊 昇

津市議会議長 田 村 宗 博

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成１９年津市訓令第８号、平成１９年津市水道事業管理規程第５号、平成１９年津市教育委員会訓令第１号、平成１９年津市選挙管理委員会告示第１２８号、平成１９年津市農業委員会告示第１号、平成１９年津市監査委員告示第９号、平成１９年津市議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「教育委員会事務局事務所長」を「教育委員会事務局教育事務所長」に改める。

別表第１中「東分庁舎」を「メッセウイング・みえ」に、「河芸事務所」を「河芸教育事務所」に、「芸濃事務所」を「芸濃教育事務所」に、「美里事務所」を「美里教育事務所」に、「安濃事務所」を「安濃教育事務所」に、「香良洲事務所」を「香良洲教育事務所」に、「一志事務所」を「一志教育事務所」に、「白山事務所」を「白山教育事務所」に、「美杉事務所」を「美杉教育事務所」に、「久居事務所」を「久居教育事務所」に改める。

別表第３中「久居事務所」を「久居教育事務所」に改める。

別表第５中「東分庁舎に設置される部等」を「スポーツ文化振興部」に改める。

附 則

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

津市教育委員会委員長 中 湖 喬

津市教育委員会規則第 2 号

津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

津市教育委員会事務局組織規則（平成 18 年津市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「管理担当 教育政策担当」を「企画管理担当」に改める。

第 3 条を次のように改める。

（教育事務所の設置）

第 3 条 前条に規定する課及び担当のほか、各総合支所の所管区域における事務局の事務を処理するため、次に掲げる教育事務所及び担当を設置する。

久居教育事務所 学校教育・人権教育担当 生涯学習担当

河芸教育事務所 教育総務担当

芸濃教育事務所 教育総務担当

美里教育事務所 教育総務担当

安濃教育事務所 教育総務担当

香良洲教育事務所 教育総務担当

一志教育事務所 教育総務担当

白山教育事務所 教育総務担当

美杉教育事務所 教育総務担当

第 4 条第 2 項中「各事務所」を「各教育事務所」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 前項の規定にかかわらず、安濃教育事務所にあつては河芸教育事務所、芸濃教育事務所及び美里教育事務所の担当する事務の一部を、白山教育事務所にあつては一志教育事務所及び美杉教育事務所の担当する事務の一部を処理することができる。

第 6 条第 1 項及び第 2 項並びに第 8 条中「事務所」を「教育事務所」に改める。

別表第 1 教育総務課の部管理担当の項中「管理担当」を「企画管理担当」に改め、同項第 6 号中「事務所」を「教育事務所」に改め、同項中第 8 号を第 1

4号とし、第7号を第13号とし、第6号の次に次の6号を加える。

- (7) 教育委員会の会議に関する事。
- (8) 渉外に関する事。
- (9) 条例、規則等の制定改廃に関する事。
- (10) 教育行政に係る政策、企画及び調整に関する事。
- (11) 広報及び教育行政に係る相談に関する事。
- (12) 教育に係る表彰及び式典に関する事。

別表第1 教育総務課の部教育政策担当の項を削る。

別表第2 久居事務所の部中「久居事務所」を「久居教育事務所」に改め、同部学校教育担当の項中「学校教育担当」を「学校教育・人権教育担当」に改め、同項第1号、第2号及び第7号中「事務所」を「教育事務所」に改め、同項第27号中「事務所」を「教育事務所」に改め、同号を同項第32号とし、同項第26号の次に次の5号を加える。

- (27) 人権教育に係る相談、受付等に関する事。
- (28) 人権教育に係る指導及び助言に関する事。
- (29) 人権教育に係る関係機関等との連絡調整に関する事。
- (30) 教育集会所に係る維持管理、運営等に関する事。
- (31) 人権教育に係る関係施設における人権教育等の実施に関する事。

別表第2 久居教育事務所の部人権教育担当の項を削り、同表各事務所（久居事務所を除く。）の部中「各事務所（久居事務所）」を「各教育事務所（久居教育事務所）」に改め、同部教育総務担当の項第1号、第2号及び第5号中「事務所」を「教育事務所」に改め、同項第14号中「芸濃事務所、白山事務所及び美杉事務所」を「芸濃教育事務所、白山教育事務所及び美杉教育事務所」に改め、同項第15号中「香良洲事務所及び一志事務所」を「香良洲教育事務所及び一志教育事務所」に改め、同項第32号中「事務所」を「教育事務所」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる課、事務所又は担当の職に勤務又は兼務を命ぜられていた職員は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる課、教育事務所又は担当の相当の職に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

教育総務課	管理担当	教育総務課	企画管理担当
〃	教育政策担当	〃	〃
久居事務所	学校教育担当	久居教育事務所	学校教育・人権教育担当
〃	人権教育担当	〃	〃
河芸事務所	教育総務担当	河芸教育事務所	教育総務担当
芸濃事務所	教育総務担当	芸濃教育事務所	教育総務担当
美里事務所	教育総務担当	美里教育事務所	教育総務担当
安濃事務所	教育総務担当	安濃教育事務所	教育総務担当
香良洲事務所	教育総務担当	香良洲教育事務所	教育総務担当
一志事務所	教育総務担当	一志教育事務所	教育総務担当
白山事務所	教育総務担当	白山教育事務所	教育総務担当
美杉事務所	教育総務担当	美杉教育事務所	教育総務担当

津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

津市教育委員会委員長 中 湖 喬

津市教育委員会規則第 3 号

津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

津市教育委員会公印規則（平成 1 8 年津市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会印の項中「教育総務課管理担当」を「教育総務課企画管理担当」に、「事務所所管事項」を「教育事務所所管事項」に、「各事務所教育総務担当（久居事務所）」を「各教育事務所教育総務担当（久居教育事務所）」に、「学校教育担当」を「学校教育・人権教育担当」に改め、同表委員長印の項中「教育総務課管理担当」を「教育総務課企画管理担当」に改め、同表教育長印の項中「教育総務課管理担当」を「教育総務課企画管理担当」に、「事務所所管事項」を「教育事務所所管事項」に、「各事務所教育総務担当（久居事務所）」を「各教育事務所教育総務担当（久居教育事務所）」に、「学校教育担当」を「学校教育・人権教育担当」に改め、同表教育長職務代理者印の項及び教育委員会事務局印の項中「教育総務課管理担当」を「教育総務課企画管理担当」に改め、同表幼児園印の項中「香良洲事務所長」を「香良洲教育事務所長」に改め、同表乳幼児教育センター印の項中「白山事務所長」を「白山教育事務所長」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

津市立幼稚園則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

津市教育委員会委員長 中湖 喬

津市教育委員会規則第 4 号

津市立幼稚園則の一部を改正する規則

津市立幼稚園則（平成 18 年津市教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 11 号及び第 13 号中「2 学級」を削り、同条第 21 号中「4 学級」を「3 学級」に改め、同条第 22 号中「3 学級」を「2 学級」に改め、同条第 28 号中「3 学級」を「4 学級」に改め、同条第 29 号及び第 30 号中「3 学級」を「2 学級」に改め、同条第 38 号中「2 学級」を削り、同条第 39 号中「6 学級」を「5 学級」に改める。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

就学等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

津市教育委員会委員長 中 湖 喬

津市教育委員会規則第 5 号

就学等に関する規則の一部を改正する規則

就学等に関する規則（平成 18 年津市教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 6 号様式の 1 中「☒ 病欠 ☒ 事故欠 ☒ 遅刻 ☒ 早退 ☐ 忌引 ☐ 出停」を削る。

第 6 号様式の 2 を次のように改める。

第 13 号様式中「☒ 病欠 ☐ 事故欠 ☒ 遅刻 ☒ 早退 ☒ 忌引
☒ 出停」を削る。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

津市教育委員会訓令第 1 号

津市教育委員会

津市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

津市教育委員会教育長 中 野 和 代

津市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

津市教育委員会事務局処務規程（平成 1 8 年津市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「事務所長」を「教育事務所長」に改める。

別表事務所の表中「各事務所」を「各教育事務所」に改め、同表を別表教育事務所の表とする。

附 則

この訓令は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

津市訓令第 4 号

津市水道事業管理規程第 3 号

津市教育委員会訓令第 2 号

津市選挙管理委員会告示第 3 3 号

津市農業委員会告示第 1 号

津市監査委員告示第 3 号

津市議会規程第 1 号

庁中一般

出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 2 5 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市水道事業管理者 渡 辺 三 郎

津市教育委員会教育長 中 野 和 代

津市選挙管理委員会委員長 坂 口 賢 次

津市農業委員会会長 守 山 孝 之

津市代表監査委員 渡 邊 昇

津市議会議長 田 村 宗 博

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成１９年津市訓令第８号、平成１９年津市水道事業管理規程第５号、平成１９年津市教育委員会訓令第１号、平成１９年津市選挙管理委員会告示第１２８号、平成１９年津市農業委員会告示第１号、平成１９年津市監査委員告示第９号、平成１９年津市議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「教育委員会事務局事務所長」を「教育委員会事務局教育事務所長」に改める。

別表第１中「東分庁舎」を「メッセウイング・みえ」に、「河芸事務所」を「河芸教育事務所」に、「芸濃事務所」を「芸濃教育事務所」に、「美里事務所」を「美里教育事務所」に、「安濃事務所」を「安濃教育事務所」に、「香良洲事務所」を「香良洲教育事務所」に、「一志事務所」を「一志教育事務所」に、「白山事務所」を「白山教育事務所」に、「美杉事務所」を「美杉教育事務所」に、「久居事務所」を「久居教育事務所」に改める。

別表第３中「久居事務所」を「久居教育事務所」に改める。

別表第５中「東分庁舎に設置される部等」を「スポーツ文化振興部」に改める。

附 則

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

津市教育委員会告示第4号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成25年3月27日

津市教育委員会

委員長 中 湖 喬

- 1 招集の日時 平成25年3月28日（木）午後5時30分から
- 2 招集の場所 大会議室A
- 3 会議の事件
 - （1）津市教育委員会事務局組織規則の一部の改正について
 - （2）津市教育委員会公印規則の一部の改正について
 - （3）就学等に関する規則の一部の改正について
 - （4）津市立幼稚園則の一部の改正について
 - （5）平成25年度津市学校教育推進計画について
 - （6）津市教育振興ビジョンについて
 - （7）津市生涯学習振興計画について
 - （8）第二次子ども読書活動推進計画について
 - （9）「岩田橋銅製擬宝珠」の津市指定文化財の指定について

津市教育委員会告示第 5 号

津市文化財保護条例（平成 1 8 年津市条例第 2 4 5 号）第 5 条第 1 項の規定により、津市指定有形文化財に指定するので、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

津市教育委員会委員長 中 湖 喬

種 別	有形文化財（工芸品）
名 称	岩田橋銅製擬宝珠
員 数	4 個
所在地	津市埋蔵文化財センター（津市安東町 1225）
所有者	津市 津市長 前葉 泰幸

津市選挙管理委員会告示第30号

平成25年3月18日執行の雲出揚溝土地改良区総代会総代選挙において次の者が当選人となったので土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第21条第2項の規定により告示する。

平成25年3月19日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

記

別紙のとおり

第一選挙区

住所	当選者氏名
津市雲出島貫町813番地2	高山 尚
津市雲出島貫町1025番地	太田 泰弘

第二選挙区

住所	氏名
津市雲出本郷町2098番地5	稲田 智昭
津市雲出島貫町506番地	尾崎 正美
津市雲出島貫町496番地	尾崎 忠正
津市雲出島貫町502番地	原田 信市
津市雲出島貫町489番地2	原田 耕治

第三選挙区

住所	氏名
津市雲出島貫町130番地1	近藤 貢
津市高茶屋小森町920番地	奥山 昇
津市高茶屋一丁目18番7号	奥山 吉孝

第四選挙区

住所	氏名
津市雲出本郷町368番地	山本 了嗣
津市雲出本郷町1085番地2	別所 行雄
津市雲出本郷町1192番地	鈴木 正直
津市雲出本郷町1234番地1	五家 政治
津市雲出本郷町1261番地	森 孜
津市雲出本郷町1293番地	丸山 博之
津市雲出本郷町1312番地	笠井 すが子
津市香良洲町750番地2	土性 良男
津市香良洲町498番地3	長谷川 俊洋
津市香良洲町479番地	藤川 信夫

第五選挙区

住所	氏名
津市雲出長常町787番地3	中川 秀志
津市雲出長常町826番地	宮崎 修
津市雲出長常町778番地	木崎 豊
津市雲出長常町1065番地1	鎌田 芳明

第六選挙区

住所	氏名
津市雲出長常町1003番地	川口 和義
津市雲出長常町862番地2	川口 忠則
津市安濃町清水903番地45	勝谷 和明
津市雲出長常町931番地2	白藤 哲男

第七選挙区

住所	氏名
津市雲出本郷町1720番地1	和田 静男
津市雲出伊倉津町88番地2	和田 茂

津市選挙管理委員会告示第 3 1 号

平成 2 5 年 3 月 1 8 日執行の雲出揚溝土地改良区総代会総代選挙において次の者に当選証書を付与したので土地改良法施行令（昭和 2 4 年政令第 2 9 5 号）第 2 2 条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 5 年 3 月 1 9 日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

記

別紙のとおり

第一選挙区

住所	当選者氏名
津市雲出島貫町813番地2	高山 尚
津市雲出島貫町1025番地	太田 泰弘

第二選挙区

住所	氏名
津市雲出本郷町2098番地5	稲田 智昭
津市雲出島貫町506番地	尾崎 正美
津市雲出島貫町496番地	尾崎 忠正
津市雲出島貫町502番地	原田 信市
津市雲出島貫町489番地2	原田 耕治

第三選挙区

住所	氏名
津市雲出島貫町130番地1	近藤 貢
津市高茶屋小森町920番地	奥山 昇
津市高茶屋一丁目18番7号	奥山 吉孝

第四選挙区

住所	氏名
津市雲出本郷町368番地	山本 了嗣
津市雲出本郷町1085番地2	別所 行雄
津市雲出本郷町1192番地	鈴木 正直
津市雲出本郷町1234番地1	五家 政治
津市雲出本郷町1261番地	森 孜
津市雲出本郷町1293番地	丸山 博之
津市雲出本郷町1312番地	笠井 すが子
津市香良洲町750番地2	土性 良男
津市香良洲町498番地3	長谷川 俊洋
津市香良洲町479番地	藤川 信夫

第五選挙区

住所	氏名
津市雲出長常町787番地3	中川 秀志
津市雲出長常町826番地	宮崎 修
津市雲出長常町778番地	木崎 豊
津市雲出長常町1065番地1	鎌田 芳明

第六選挙区

住所	氏名
津市雲出長常町1003番地	川口 和義
津市雲出長常町862番地2	川口 忠則
津市安濃町清水903番地45	勝谷 和明
津市雲出長常町931番地2	白藤 哲男

第七選挙区

住所	氏名
津市雲出本郷町1720番地1	和田 静男
津市雲出伊倉津町88番地2	和田 茂

津市選挙管理委員会告示第32号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第14条第1項に規定する各選挙区における津市農業委員会委員の選挙権を有する者の2分の1の数は、次のとおりであるので同条第5項の規定により告示する。

平成24年津市選挙管理委員会告示第13号は、廃止する。

平成25年3月31日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

第1選挙区	562人
第2選挙区	507人
第3選挙区	369人
第4選挙区	818人
第5選挙区	411人
第6選挙区	444人
第7選挙区	239人
第8選挙区	536人
第9選挙区	374人
第10選挙区	486人
第11選挙区	424人

津市訓令第 4 号

津市水道事業管理規程第 3 号

津市教育委員会訓令第 2 号

津市選挙管理委員会告示第 3 3 号

津市農業委員会告示第 1 号

津市監査委員告示第 3 号

津市議会規程第 1 号

庁中一般

出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 2 5 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市水道事業管理者 渡 辺 三 郎

津市教育委員会教育長 中 野 和 代

津市選挙管理委員会委員長 坂 口 賢 次

津市農業委員会会長 守 山 孝 之

津市代表監査委員 渡 邊 昇

津市議会議長 田 村 宗 博

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成１９年津市訓令第８号、平成１９年津市水道事業管理規程第５号、平成１９年津市教育委員会訓令第１号、平成１９年津市選挙管理委員会告示第１２８号、平成１９年津市農業委員会告示第１号、平成１９年津市監査委員告示第９号、平成１９年津市議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「教育委員会事務局事務所長」を「教育委員会事務局教育事務所長」に改める。

別表第１中「東分庁舎」を「メッセウイング・みえ」に、「河芸事務所」を「河芸教育事務所」に、「芸濃事務所」を「芸濃教育事務所」に、「美里事務所」を「美里教育事務所」に、「安濃事務所」を「安濃教育事務所」に、「香良洲事務所」を「香良洲教育事務所」に、「一志事務所」を「一志教育事務所」に、「白山事務所」を「白山教育事務所」に、「美杉事務所」を「美杉教育事務所」に、「久居事務所」を「久居教育事務所」に改める。

別表第３中「久居事務所」を「久居教育事務所」に改める。

別表第５中「東分庁舎に設置される部等」を「スポーツ文化振興部」に改める。

附 則

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

津市訓令第 4 号

津市水道事業管理規程第 3 号

津市教育委員会訓令第 2 号

津市選挙管理委員会告示第 3 3 号

津市農業委員会告示第 1 号

津市監査委員告示第 3 号

津市議会規程第 1 号

庁中一般

出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 2 5 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市水道事業管理者 渡 辺 三 郎

津市教育委員会教育長 中 野 和 代

津市選挙管理委員会委員長 坂 口 賢 次

津市農業委員会会長 守 山 孝 之

津市代表監査委員 渡 邊 昇

津市議会議長 田 村 宗 博

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成１９年津市訓令第８号、平成１９年津市水道事業管理規程第５号、平成１９年津市教育委員会訓令第１号、平成１９年津市選挙管理委員会告示第１２８号、平成１９年津市農業委員会告示第１号、平成１９年津市監査委員告示第９号、平成１９年津市議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「教育委員会事務局事務所長」を「教育委員会事務局教育事務所長」に改める。

別表第１中「東分庁舎」を「メッセウイング・みえ」に、「河芸事務所」を「河芸教育事務所」に、「芸濃事務所」を「芸濃教育事務所」に、「美里事務所」を「美里教育事務所」に、「安濃事務所」を「安濃教育事務所」に、「香良洲事務所」を「香良洲教育事務所」に、「一志事務所」を「一志教育事務所」に、「白山事務所」を「白山教育事務所」に、「美杉事務所」を「美杉教育事務所」に、「久居事務所」を「久居教育事務所」に改める。

別表第３中「久居事務所」を「久居教育事務所」に改める。

別表第５中「東分庁舎に設置される部等」を「スポーツ文化振興部」に改める。

附 則

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

津市訓令第 4 号

津市水道事業管理規程第 3 号

津市教育委員会訓令第 2 号

津市選挙管理委員会告示第 3 3 号

津市農業委員会告示第 1 号

津市監査委員告示第 3 号

津市議会規程第 1 号

庁中一般

出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 2 5 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市水道事業管理者 渡 辺 三 郎

津市教育委員会教育長 中 野 和 代

津市選挙管理委員会委員長 坂 口 賢 次

津市農業委員会会長 守 山 孝 之

津市代表監査委員 渡 邊 昇

津市議会議長 田 村 宗 博

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成１９年津市訓令第８号、平成１９年津市水道事業管理規程第５号、平成１９年津市教育委員会訓令第１号、平成１９年津市選挙管理委員会告示第１２８号、平成１９年津市農業委員会告示第１号、平成１９年津市監査委員告示第９号、平成１９年津市議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「教育委員会事務局事務所長」を「教育委員会事務局教育事務所長」に改める。

別表第１中「東分庁舎」を「メッセウイング・みえ」に、「河芸事務所」を「河芸教育事務所」に、「芸濃事務所」を「芸濃教育事務所」に、「美里事務所」を「美里教育事務所」に、「安濃事務所」を「安濃教育事務所」に、「香良洲事務所」を「香良洲教育事務所」に、「一志事務所」を「一志教育事務所」に、「白山事務所」を「白山教育事務所」に、「美杉事務所」を「美杉教育事務所」に、「久居事務所」を「久居教育事務所」に改める。

別表第３中「久居事務所」を「久居教育事務所」に改める。

別表第５中「東分庁舎に設置される部等」を「スポーツ文化振興部」に改める。

附 則

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

津市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

津市公平委員会委員長 西 川 源 誌

津市公平委員会規則第 1 号

津市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

津市管理職員等の範囲を定める規則（平成 18 年津市公平委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中「館長、担当副参事、調整担当主幹」を「館長」に、「所長、調整担当主幹」を「所長」に、「所長、担当副参事、調整担当主幹」を「所長」に、「管理担当」を「企画管理担当」に、「、事務所長」を「、教育事務所長」に改める。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。